

教員向け法教育セミナー

～来年4月に迫った成年年齢引下げに向けて～

実施報告書

日時：令和3年8月17日（火） 13：30～17：00

主催：法務省

【目次】

1. 教員向け法教育セミナー概要		
1) 開催概要		2
2) プログラム		2
2. 開会挨拶		
法務省大臣官房司法法制部長	竹内 努.....	3
3. 基調講演		
「契約をめぐる紛争の予防および解決と法教育」		
京都大学大学院法学研究科教授	笠井 正俊.....	5
4. 法務省説明		
1) 「法教育推進協議会作成の法教育教材の活用方法」		
法務省大臣官房司法法制部参事官	川副 万代.....	13
2) 「成年年齢引下げの意義として若者に伝えたいこと」		
法務省民事局付	周藤 崇久.....	19
5. 消費者庁説明		
「若年者への消費者教育について」		
消費者庁消費者教育推進課課長補佐	荒井 寛.....	24
6. 福岡県弁護士会説明		
「福岡県弁護士会の取り組み～出前授業やジュニアロースクール等の実践～」		
福岡県弁護士会弁護士	日浅 裕介・山室 卓也.....	29
7. 分科会		
1) 小学校分科会		
福岡市立弥永小学校校長	石橋 剛克.....	34
2) 中学校分科会		
福岡教育大学附属小倉中学校教諭	柴田 康弘.....	45
3) 高等学校分科会		
福岡県立福岡高等学校教諭	横内正太郎・藤野 愛.....	58
8. 全体会		75
9. 参考		84

1. 教員向け法教育セミナー概要

1) 開催概要

日 時：令和3年8月17日（火）13：30～17：00

場 所：オンライン配信

主 催：法務省

後 援：文部科学省，消費者庁，最高裁判所，福岡県教育委員会，日本弁護士連合会，
福岡県弁護士会，日本司法書士会連合会，日本司法支援センター（法テラス）

2) プログラム

Time	Program
13：30	【開会挨拶】 法務省大臣官房司法法制部長 竹内 努
13：35	【基調講演】「契約をめぐる紛争の予防および解決と法教育」 京都大学大学院法学研究科教授 笠井 正俊
14：10	【法務省説明①】「法教育推進協議会作成の法教育教材の活用方法」 法務省大臣官房司法法制部参事官 川副 万代
14：25	【法務省説明②】「成年年齢引下げの意義として若者に伝えたいこと」 法務省民事局付 周藤 崇久
14：35	【消費者庁説明】「若年者への消費者教育について」 消費者庁消費者教育推進課課長補佐 荒井 寛
14：45	【福岡県弁護士会説明】「福岡県弁護士会の取り組み～出前授業やジュニア ロースクール等の実践～」 福岡県弁護士会弁護士 日浅 裕介・山室 卓也
14：55	休憩
15：15	【分科会】 小学校分科会：福岡市立弥永小学校校長 石橋 剛克 中学校分科会：福岡教育大学附属小倉中学校教諭 柴田 康弘 高等学校分科会：福岡県立福岡高等学校教諭 横内正太郎 同上 藤野 愛
16：20	休憩
16：30	【全体会】

2. 開会挨拶

法務省大臣官房司法法制部長 竹内 努

法務省大臣官房司法法制部長の竹内でございます。「教員向け法教育セミナー～来年4月に迫った成年年齢引下げに向けて～」の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙中にもかかわらず、多数の皆様にご参加いただきましたことを感謝申し上げます。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、残念ながらこのようなセミナーを開催することができませんでしたが、今年度は、御参加の皆様及び関係者の皆様の御理解・御協力を賜りまして、オンライン方式で開催することができました。この点に関しましても重ねて深く感謝申し上げます。

法務省では、これまで、法的なものの考え方を身に付ける法教育を通じて、自由で公正な社会を支える人材が育成されることを目指し、有識者で構成する法教育推進協議会において、学校教育における法教育の位置付けや関係者の連携の在り方等についての検討を重ねて、法教育教材を作成するなど、法教育の普及に向けた様々な取組を行ってまいりました。

こうした中、成年年齢引下げがいよいよ来年4月に迫り、その環境整備の一環として、若年者が、消費者被害に遭うことを防止し、権利・責任の主体として行動することができるようになることが強く求められています。このため、成年に達する前の段階において、法を主体的に利用することができる力を養う法教育の必要性がますます高まっております。そして、このような力を養うためには、成年年齢を迎える高等学校における実践的な法教育授業が重要であることは言うまでもありませんが、その前提として小学校、中学校においても発達段階に応じて法教育授業が行われることが重要であると考えております。

本日のセミナーは、このような状況を踏まえ、より多くの教員の皆様に、法教育について理解を深めていただくとともに、学校現場において法教育をより手軽にかつ効果的に実践する方法等を御紹介することを目的として、開催するものです。

本日は、まず、京都大学大学院法学研究科の笠井正俊教授をお招きし、基調講演をいただくこととなっております。法学の研究者の視点から、法教育に関する御講演をいただくことにより、法教育に関する知識・理解をより深めていただけるものと思います。

その後、法務省から、法教育教材の活用方法と成年年齢引下げの意義等について御説明を行わせていただき、次いで、消費者庁様、福岡県弁護士会様からも取組状況等について御説明をいただくこととなっております。いずれも、法教育授業を実践する上で非常に参考となる内容となっております。

そして、小学校・中学校・高等学校の校種別分科会では、現役の教員の先生方による、法教育推進協議会作成の法教育教材を使用した授業の実践報告をしていただき、最後に、全体会で基調講演と分科会の講師の先生方から法教育授業を実施する上で生ずる種々の課

題への対応に関してお話をいただくこととなっております。法教育授業を実施するに当たっての疑問点の解消や、より効果的な授業方法の習得等に役立てていただけるものと思います。

本日のセミナーは、このように充実した内容となっておりますので、皆様方には、是非、最後までお付き合いいただければ幸いです。

最後になりましたが、本日のセミナーの開催に当たりまして御後援いただきました各省庁・団体の関係者の皆様に感謝の意を申し上げますとともに、本日のセミナーを機に、我が国の法教育が更に普及・発展することを祈念いたしまして、挨拶いたします。

3. 基調講演

「契約をめぐる紛争の予防および解決と法教育」

京都大学大学院法学研究科教授 笠井 正俊

(1) はじめに

ただ今御紹介にあずかりました笠井でございます。今日はこのような貴重な機会を与えていただきまして本当にありがとうございます。法教育については、今御紹介いただきましたように法教育推進協議会で関わっておりますけれども、小中高の児童・生徒の勉強という意味での教育は、ちゃんとやったことがありません。

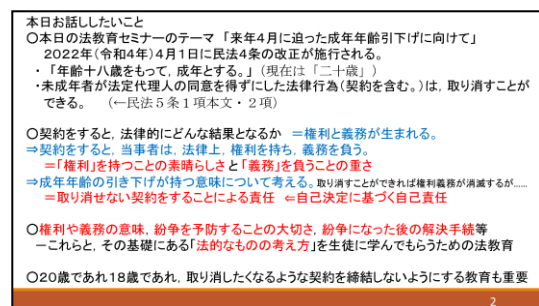
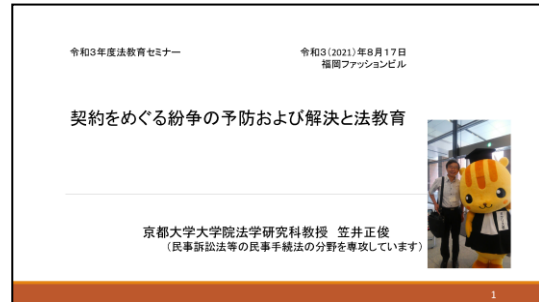
そういう人間がこういうところで話しても良いのかという問題があるのですけれども、今日はせっきやくの機会でもありますし、大学では法学の教育をやっておりますので、「契約をめぐる紛争の予防および解決と法教育」というタイトルでお話をさせていただければと思っております。

私自身の専門は、スライドにも書いておりますように民事訴訟法等の民事手続法の分野であります。成年年齢の引下げということになりますとまずは民法の問題です。実体法・手続法という区別がありますが、民法というのは実体法で、私がやっているのは手続法で少し違うのですけれども、民法の話の前提として、紛争の予防及び解決というところが私の専門に近いところでございますので、そういったお話もしたいということでこういったタイトルを用意させていただきました。

さて、そのように本日の法教育セミナーのテーマは「来年4月に迫った成年年齢引下げに向けて」ということで、来年4月1日に民法4条の改正が施行されまして、「年齢十八歳をもって、成年とする。」こととなります。現在は20歳なのですけれども。

そして未成年者が法定代理人の同意を得ずにした法律行為は、取り消すことができるという規定が別にありまして、その未成年者に当たるかどうかという年齢が変わってくるという話であります。

法律行為という言葉も難しい言葉なのですけれども、契約を含むものであります。契約をめぐる紛争というのは世の中に多いわけでありまして、紛争が起こらないためにどうするのが良いのかみたいなことも大事だという話です。ただ、どうすれば良いのかというノウハウを私がお話しできるということではなく、そのようなことをちゃんと考えて契約というものに臨まなければいけないという心得のようなものを学生・生徒・児童の方には知ってほしいということでございます。



契約をすると法律としてどのような結果となるかですが、権利と義務が生まれるということです。当たり前のことなのですけれども、契約をすると当事者は、法律上権利を持ち、義務を負うということになります。権利を持つということはなかなか素晴らしいことでありまして、自分が利益を得られるということでありまして、それに見合う義務を負うということもあります。そういった重さ、権利と義務という両面が現れるということを確認したいところです。

それとの関係で成年年齢引下げが持つ意味について考えると、契約をしても、取り消すことができれば権利義務が消滅するのですけれども、成年年齢の引下げにより、18歳になった後で契約を締結すると取り消せないということになります。この契約をすることによる責任、これは自己決定に基づく自己責任ということで根拠付けられます。そのため、義務を負うことについては、その義務をちゃんと守らなければいけないということだと生徒・児童の方には理解していただきたい、特に高校生の方には理解していただきたいところでございます。

権利や義務の意味、それから、紛争を予防することの大切さ、紛争になった後で解決手続にどういったものがあるか、そういった事柄に関して今日はお話をしたいと思っております。

そして、これらとその基礎にある法的なものの考え方が重要です。法教育と言われるものが法的なものの考え方を学んでもらうもので、そういったものを生徒・児童に学んでもらうための教育、こういったものが必要であるといえます。法的なものの考え方というのはどういったものかということについても、私がどう思っているかというだけのことなのですけれども、お話をしたいと思います。

当たり前のことなのですけれども、20歳であれ18歳であれ、取り消したくなるような契約を締結しないようにすることを教えていただきたいということがあります。ただ、先ほど言いましたようにどうすれば良いのだという話はあるのですけれども、なかなかそのようなノウハウがあるわけではないので、生徒の方にはきちんと義務を負うということを得た上で行動しなければいけませんよということを理解していただくという話であります。

ここに書いたような話やこれから私がお話しすることは、この後、法務省の方、それから消費者庁の方、弁護士会の方、代わる代わるお話をいただくことになりまして、私の言っていることも重なることが多いのですけれども、前振りというか前座として、総括的なお話ができればという趣旨でございます。

(2) 契約とは

契約というのは、法律的な定義としては、当事者双方の意思表示が合致することによって成立する法律行為であるとされています。法律行為というのは当事者の意思表示が不可欠の要件なのですけれども、その意思表示の内容に基づいて権利の変動、それは発生、移

転、消滅といったものなのですけれども、法的な効果が認められる行為を法律行為と言います。法律行為が法律要件となり、その法律効果として権利が変動するということであり、法律行為から法律効果が発生するというのが基本的な法の考え方の一つということになります。契約というのも法律行為の一つなのですけれども、契約とは異なるものとして単独行為というものもありまして、これも法律行為の一種です。遺言等がそういうものです。一人の行為で効果が生ずるのが単独行為で、当事者が二人以上いて、意思表示が合致することによって成立する法律行為が契約であります。

先ほども申しましたように、当事者双方に法的な権利と義務が発生するというのが基本的な契約であります。厳密に言いますとそれは双務契約のことで、双務契約に対して片務契約というのもあります。双務契約では双方に権利義務が生じ、義務者に対してはその義務を履行しなければならない法的拘束力が発生するということになります。

これは「契約は守られなければならない」という当たり前のことなのですけれども、これはどういう理由によるかという、法律見方をしますと、私的自治という、物事を自分たちで決定できるという原則があって、その一つ具体化として契約自由の原則があります。契約をするかどうかと契約の内容については法令に反しない限りは自由であるという原則があるわけです。自分が自由に決めたことなので、守らなければならないという意味で自己決定に基づく自己責任が導かれるということでありまして。

双務契約の例としては、売買契約、賃貸借契約、雇用契約が代表的なものであります。売買契約は売ります・買いますということ、意思表示が合致する、また、賃貸借契約は物や部屋を借りてお金を払います・貸しますということ、意思表示が合致する、雇用契約は働いてくれたら賃金を払います・働きますということ、意思表示が合致するということです。これらの双務契約を結ぶことは、高校生や大学生には日常的に起きるわけです。

先ほど申し上げましたけれども、片方にのみ権利が発生する片務契約もありまして、贈与契約や消費貸借契約等があります。贈与契約はあげます・もらいますという契約です。あげる方にだけ義務が生じる。消費貸借契約は、お金を貸して成立する契約であるのが原則で、それとは別の種類のものもあるのですが、原則としてはお金を貸す・渡すことで初めて成立する要物契約と言われていて、後は一方が返すだけの義務があるということ、片務契約であります。

ここでは権利義務は双方にあるということをお前提にしたいと思いますが、法的な権利や義務、法的拘束力の具体的な帰結はどうなるのかということ、義務の履行を強制されるということでありまして。どういうことかと言いますと、権利があると主張する者、訴訟を前提とすると原告になるのですが、義務を負うと考える相手、被告に対して裁判所に訴えを起

契約: 当事者双方の意思表示が合致することにより成立する法律行為
※法律行為: 当事者の意思表示を不可欠の要件とし、その意思表示の内容に基づいて権利の変動(発生等)という法的効果が認められる行為。法律行為が法律要件となり、その法律効果として権利が変動(発生等)する。契約のほか、単独行為(遺言等)も法律行為の一種である。

当事者双方に法的な権利と義務が生ずる(=双務契約の場合)
=義務者はその義務を履行しなければならない(法的拘束力)
「契約は守られなければならない」=私的自治の原則の具体化としての契約自由の原則に基づいて、自己決定に基づく自己責任が導かれる。

双務契約の例: 売買契約、賃貸借契約、雇用契約(労働契約)
一方に権利のみ、他方に義務のみが生ずる片務契約もある(贈与契約、消費貸借契約等)

「法的な権利と義務」や「法的拘束力」の具体的な帰結は? - 義務の履行を強制されるということ。
 =権利があると主張する者(原告)が義務を負うと考える相手(被告)に対して裁判所に訴えを起し、裁判所が原告の主張を認めれば、被告に対して義務を履行するよう命ずる判決をすることになる。判決が確定(申し立てにもかかわらず、被告が従わなければ、原告は、裁判所に強制執行をしよう申し立てることができる。)

国家は、私的自治を尊重し、契約の効果として発生した権利を保護しなければならない。

3

こして、裁判所が原告の主張を認めれば被告に対して義務を履行するよう命ずる判決をすることとなります。裁判所の判決が確定、「等」と書いてあるのは法律上確定せずとも強制執行できることがあるので「等」と書いておりますが、確定等したにもかかわらず被告が従わなければ、原告は裁判所に強制執行をするよう申し立てることができます。いきなり裁判の話になって怖いとか堅苦しい話になっておりますが、最後はそういうところまで行き得るのだということが契約の持つ意味ということでもあります。

スライドの上の半分は常識的なことで、当たり前じゃないかということが書いてあるのですけれども、下半分はある種法律的な脅かしがないわけではなく、常識にかなった法というものが最後は国家権力の行使というところまで行くのですよという話になるということでもあります。

これは、一番下の行に書いてありますように、国家は私的自治を尊重し、契約の効果として発生した権利を保護しなければならない、だからこういう仕組みができていくということでもあります。こういう仕組みがないと、権利を持って素晴らしいと思っている人も、相手が義務を履行してくれないと権利の利益を享受できないわけです。そうすると困ったことになる。近代国家では、最後は国がそれを保護する。それは発想としては私的自治を尊重している。つまり自分たちで決めたことなのだから、それを決めた相手が守らないのであれば権利者を国が保護しましょうということで、国家は私的自治を尊重し、契約の効果として発生した権利を保護しなければならない。これはこれで常識的、当たり前の話になるだろうと思うわけでございます。

(3) 成年年齢の引下げ

成年年齢の引下げに関しましては、この後、法務省の方からお話がありますので簡単に済ませたいと思います。ここからの話も、法務省の担当者の方が本に書かれたことを参照しています。

まず、先んじて18歳、19歳の人たちには参政権・選挙権等が付与されています。これは少子高齢化が急速に進行する日本で将来を担う18歳、19歳の若年者を、その積極的な社会参加を促す等の観点から一人前の大人と見て、将来の国作りの中心とするといった発想があったと伺っております。これと合わせて、市民生活の基本である民法でも、自ら就労して得た金銭等を自らの判断で取引に使う、自ら住居を借りたり、希望する職業に就いたりすること等ができる独立の主体としてこれらの人々を位置づけ、経済取引の面でも一人前の大人として扱うのが、政治への参加と取引への主体的な参加で、最終的に責任を負うことも含めて、法制度としての一貫性があるだろうという発想だったわけでもあります。

18歳、19歳の人たちの実情として、大学入学や就職を機に独立した主体として生活

成年年齢の引下げが実施された理由・意義
※普及期版・木村太郎一四一書 成年年齢引下げ(商事法務・2019年)19頁～13頁参照

- ・18歳・19歳の人たちへの参政権(選挙権等)の付与
↳少子高齢化が急速に進行する日本で、将来を担う18歳・19歳の若年者を、その積極的な社会参加を促す等の観点から、一人前の大人と見て、将来の国づくりの中心とする。
⇒市民生活の基本法である民法でも、自ら就労して得た金銭などを自らの判断で取引に使う、自ら居所を定めたり、希望する職業に就いたりすることなどができる独立の主体としてこれらの人々を位置づけ、経済取引の面でも一人前の大人として扱う。(法制度としての一貫性)
- ・18歳・19歳の人たちの実情として、大学入学や就職を機に独立した主体として生活する人も多い、アルバイトを含め、何らかの形で就労している人が多い。
⇒単独で契約を締結することができるようにすることが、これらの人たちの経済活動に有意義

➡若年者の自己決定権を尊重し、自らその生き方を選択することができるようにする。
若年者の積極的な活躍により、社会に活力をもたらす。

・諸外国の状況(例:OECD加盟国35か国中31か国で成年年齢と選挙権年齢が18歳)
・平成20年及び21年の学習指導要領の改訂で学校での消費者教育、法教育等が充実

4

する人も多い、アルバイトを含め何らかの形で就労している人が多いということでありまして、単独で契約を締結できる、つまり親の同意を得なければならないとか取り消されてしまうということがないようにすることが、これらの人たちの経済活動に有意義であろうと考えられているということです。これを先ほどまでの話に引き付けますと、若年者の自己決定権を尊重し、自らその生き方を選択できるようにするということが、そして、自己決定権には先ほど言いましたように自己責任が伴う。契約をすればそれは取り消せず、責任を負うことになるということです。また、若年者の積極的な活躍により社会に活力をもたらすといったようなことも言われています。

諸外国の状況とか、それからこれまでの法教育の状況が10年以上にわたって充実して実施されてきているといったようなことも背景にあって、18歳に引き下げても大丈夫だろうということになったということで、法教育の責任も重大だということでもあります。

(4) 法的紛争の予防と解決

ここからが、先ほど裁判の話をしてきましたが、裁判の前段階も含めて、紛争の予防と解決という話をしたいと思います。紛争を予防するためには、当たり前のことしか言えないのですけれども、契約の内容をよく確かめる、契約書を作成し取り交わすということが大事です。

契約書というのは、下の方に書きましたけれども、契約書の存否は原則として法律効果の発生に影響しません。普通の売買や賃貸借というのは契約書を作らなくとも、契約として有効であります。しかし、紛争になった場合の重要な証拠になりますので、後から自分の身を守るために契約書を取り交わしておくことは大切なことでもあります。ちなみに他人の債務を保証する保証契約というのは書面によらなければいけないという民法の規定があったりするのですけれども、それは例外的なものであります。実際上、大きな契約、例えば部屋を借りるといったことになると契約書を取り交わすことになります。

また、当たり前のことすけれども、自分に必要な契約かどうかをよく考えるということで、当たり前のことを当たり前にするということでもあります。こういうことについて先生方がどのように教えられることになるのかについて、関心を持っているところでありませぬ。

以上が紛争の「予防」のことで、これに関しては、予防法学といった言葉も使われます。法律用語ではないのですけれども、紛争を予防するためにどのようなことが必要かという、学問というほどのこともないのかもしれませんが、そのような言葉も使われます。

ここからは民事上の紛争を解決するための方法・手続です。私の専門はどちらかということこちらになるのですが、まず前提として紛争の発生というのは不可避であるということ

法的紛争の予防と解決

○紛争を予防するために: 契約の内容をよく確かめる。.....契約書の作成・取り交わし
自分に必要な契約かどうかをよく考える。
 等々、当たり前のことを当たり前にする
 (契約書の存否は原則として法律効果の発生に影響しないが、紛争になった場合の重要な証拠となる。)
 ※「予防法学」という言葉も使われることがある。

○民事上の紛争を解決するための方法・手続

【前提】紛争の発生とその解決方法・手続の必要性
 ・社会生活において、いくら予防を試みても、実際上、紛争の発生は不可避
 ・自力救済(自らの実力による権利の実現、確保、回復等)の禁止・限定
 ・紛争解決の正統性[正当性]の根拠
 →中立的解決機関、正当な解決内容の基準、正当な手続 ⇒法的な制度
 →紛争発生後の当事者の合意も紛争解決の正統性の根拠となる。合意を促す法的制度も
 ⇒国家による法的な紛争解決制度の必要性。(「社会あるところに法あり」)

5

があります。社会生活においていくら予防を試みても實際上紛争の発生は不可避です。自分が善意であっても相手が悪意であることがあります。なお、法律用語で善意・悪意は、知らない・知っているという意味でも使うのですが、今言ったのは、普通に言う良い悪いという意味で相手に悪意があっただましてやろうという場合や変な条項が契約書に入っているなどといったことがあり得るわけでありまして。そして、自力救済、つまり、自らの実力による権利の実現等を正当なものとし、社会が荒れてしまうことになりまして。つまり、暴力を振るってもいいとなりますと、力の強い者が勝ってしまいますので、自力救済は禁止もしくはごく限られた場合に限定されるといったことが近代国家の普通の考え方でございます。

そうすると、何らかの正当な紛争解決方法が必要でありまして、紛争解決方法の正当性の根拠としてどのようなものがあるかという、二つあります。一つは中立的解決機関が正当な解決内容の基準に従って、かつ、正当な手続に従って解決することでありまして、そのためには法的な制度が必要になってきます。もう一つは、紛争発生後に当事者が合意をすることによって納得して解決することです。実際はこの合意による方法が一番良いかもしれません。いったん訴訟になっても、和解をするということが実際ありまして、当事者の合意によって紛争を解決する。これもまた正当性の根拠となります。当事者が合意できるように、第三者が入って促すといった法的制度もありまして、当事者の合意を促すことも法の役割であると言えるわけです。

そういったことから、国家による法的な紛争解決制度が導かれるわけでありまして、「社会あるところに法あり」と言われますけれども、人が複数集まるとそこには紛争が起きて、紛争を解決するためには内容の基準と正当な手続が必要であるという話であります。

法的紛争の予防と解決という話をしております、やや細かくなりますので若干はしよりますが、民事上の紛争を解決するためにはいくつかの手続又は段階があります。一つ目は当事者間の交渉で解決する、つまり第三者が入らないでお互いに譲り合って和解をするということでありまして、和解の内容を簡易裁判所又は公証人役場で法的な強制力のあるものとする、つまり強制執行ができるようにするという制度もあります。

法的紛争の予防と解決（続き）

民事上の紛争を解決するための方法・手続

(1) **交渉** → 民法605条、606条の和解＝裁判外の和解
 ・和解の内容を簡易裁判所又は公証人役場で法的な強制力のある（強制執行のできる）文書にする制度もある。

(2) **調停・和解のあっせん**。第三者の仲介による当事者間の合意による解決（規律の内容が合意に基づく）

(3) **裁判所での制度**：民事調停、家事調停等
 ①行政機関や独立行政法人での制度：その例として、
 ・消費者契約に関するものとして、国民生活センターによる和解の仲介等
 ・労働契約に関するものとして、厚生労働省の都道府県労働局によるあっせん、各道府県の労働委員会によるあっせん等
 ②民間が実施する和解のあっせんの手続
 ・弁護士会が設置する紛争解決センター等
 ・「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」による法務大臣の認証を受けた民間ADR事業者によるもの
※裁判所による裁判以外の紛争解決方法を「裁判外紛争解決(処理)」又は「代替的紛争解決(処理)」
 (Alternative Dispute Resolution) (ADR) とする。

(3) **仲裁**：当事者の合意（仲裁合意）に権限の基礎を有する第三者の裁定（仲裁判断）による解決
（手続を用いることが合意に基づく）…法律用語として「調停」と「仲裁」は厳然と区別される

(4) **裁判**：法的な権威を有する第三者の判定（裁定）
この第三者は、国家機関であるのが通常であり、裁判所を念頭に置く。「法的な権威を有する」とは、その手続を用いることや、その結果生ずる規律の内容について、当事者の合意に基づかない強制的であることを意味する。

6

そういうこととなりますと先ほど言ったように、1回紛争になって和解をしてまた守らないと強制執行されてしまうという話になります。これも一つ、国が関与する解決の在り方です。

二つ目は調停や和解のあっせんというものがあります。これは第三者の仲介によって当事者間の合意による解決を導くものであります。日本では盛んで、特に裁判所での手続が盛んに行われているものです。対比の意味で次の「仲裁」に飛びますけれども、仲裁は当

事者の合意に権限の基礎を有する第三者の裁定による解決ということです。「調停」と「仲裁」という言葉がありまして、一般的な用語としては区別されず使われます。喧嘩の調停も喧嘩の仲裁も同じではないかということですね。しかし、法律用語としては調停と仲裁は截然と区別されておりまして、「調停」の方は「規律の内容が合意に基づく」と書いてありますし、「仲裁」の方は「手続を用いることが合意に基づく」と書いてありまして、内容が合意に基づくのか、手続を用いることが合意に基づくのかという点で、調停と仲裁は違います。同じように第三者が入るのですけれども、調停や和解のあっせんの場合は、第三者が歩み寄りませんかと言って、当事者がそれで良いですと言った内容が解決になるということでもあります。これに対して仲裁の方はある人や機関の判断に委ねましょうと当事者間で合意をする。その人又は機関の判断が強制力を持って当事者間の解決基準になるというのが仲裁の方であります。

それらのうち、調停や和解のあっせんは日本でよく使われており、裁判所では民事調停・家事調停があります。行政機関や独立行政法人の制度としては、若い人が関わる可能性が高いものとしては消費者契約に関するもの、これは国民生活センターによる和解の仲介があります。都道府県や市町村の消費生活センターにも相談窓口はあって消費者の相談を受ける重要な役割を果たしていますが、必ずしも仲介までは行っておらず、アドバイス機関であるという位置付けです。

それから労働契約に関するものとしては、国の厚生労働省の都道府県労働局によるあっせん、例えば、賃金を払ってくれないからなんとかしてくれと言って、使用者と労働者の両方から話を聞いて払った方が良いですよということで合意に導くというものであります。また、各道府県の労働委員会によるあっせんもあります。労働委員会というのは労働組合等の集団的な労働関係を扱うところなのですが、このような賃金や個別の労働紛争に関するあっせんも行っています。各道府県と書いて「都」がないのは間違いではないかと思われるのですが、これはその自治体の実情に応じて各都道府県の労働委員会が行ったり行わなかったりしてしまっていて、東京都や兵庫県、福岡県は行っていません。福岡県でも県としての労働関係の部署がそういった問題を扱っています。

あとは民間が実施するものとして、弁護士会のセンター、また、いわゆるADRという民間のあっせん機関もございます。

そういった合意による解決ができない場合、裁判というものがございまして、最後は裁判という法的な権威を有する第三者の判定となります。これは国家機関であるのが通常であって、裁判所を念頭に置きます。「法的な権威を有する」というのはその手続を用いることやその結果生ずる規律の内容について当事者の合意に基づく必要がない、強制的であるということです。そうしないと、嫌だというふうに言い続ける人が逃げてしまいますから、そういう制度が必要であるという話であります。

(5) まとめに代えて—「法的なものの考え方」とは

まとめになります、「法的なものの考え方」とは、という話になります。

私が考えるのはこのようなものだというに過ぎませんが、それは、社会において人々が自由に活動するためのニーズに応えたり、秩序を維持したり、各種の負担と利益とを人々に分配したり、課題や紛争を解決したりするに際し、公正なルールに基づくこと、及び、手続が適正であることを重視する考え方であろうと考えて

しております。これは何のためにかというと、人々が自由にかつ平穩に共存できる社会を創り、維持し、発展させることができるようにするためだということになります。

公正なルールの一つには法律がありまして、法律のうち解決内容の基準を定めるものを実体法、手続の進め方を定めるものを手続法と言います。法律については解釈が必要になるわけでありまして、法的なものの考え方においては、理論的な理由付けが大事であるということでもあります。

しかし、法律に事案を当てはめるだけではなく、当てはめて上手くいかない場合はより抽象的な一般原則で解決することもあるということが次の段落に書いてあります。そして、正当な手続が必要であるということですよ。

時間の都合もありまして、スライドに書いてあることを読んでいただければ大体御理解いただけたと思います。

最後ですが、次のスライドに「おまけ」ということで、京都のある高校で民事の模擬裁判を行った際に材料にしたものを書いていきます。模擬裁判と言っても、裁判の双方当事者の立場でディベートを行ってもらおうというところで、Aの立場、Bの立場でどういうふうに説得的に理論作りをするかということを行ったものです。

時間の関係もありますので説明はやめますけれども、これはたまたま成年の関係でありまして、成年か未成年かという問題に加えて、詐術という法律上の難しい問題も入っているというものでございます。

最初の方で余計なことを話し過ぎたせいか時間が足りなくなってしまい大変申し訳ないのですが、私の話としては以上とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

まとめに代えて：「法的なものの考え方」とは 私が考える「考え方」にすぎないのですが…社会において、人々が自由に活動するためのニーズに応えたり、秩序を維持したり、各種の負担と利益とを人々に分配したり、課題や紛争を解決したりするに際し、公正なルールに基づくこと、及び、適正な手続を踏むことを重視する考え方
=人々が互いに自由にかつ、平穩に共存できる社会を創り、維持し、発展させることができるようにする。

「公正なルール」その代表的な一つに国が定める「法律」がある。
法律のうち、解決内容の基準を定めるものを「実体法」、手続の進め方を定めるものを「手続法」といいます[5頁参照]。
…法律については、具体的な事案に適用する際に解釈が必要となり、その解釈に当たっては、条文の文言とともにその法律の目的や制度趣旨を十分に考慮して、理論的な理由づけをもって結論を導くことが必要となる。判例も、そうした作業を経て行われている。法的なもの「考え方」においては、このような理論的な理由づけが不可欠である。
ただし、法解釈に関しては、常識や社会通念といわれるものとの関係で、結論の妥当性が常に検証される。中にはあるが、条文の文言や制度の内容から理論的に推すことで得られる結論が具体的な事案との関係で妥当性を欠くことがあり、そのような場合には、より抽象的な一般原則(権利濫用、信義誠実、公平公正、正義)等て結論を是正することがある。いずれの場合でも、最終その他の正当な手続を経ることが必要(真善美)。さらに、既存の法律や判例で対応できない事案やニーズが生じた場合には、新たなルールを作るために法律を改正したり、新しい法律を作った制度を創設したりする必要が生ずる。そのルールの内容も憲法という、より高次のルールによって限界づけられる。
そして、法律の制定・解釈・執行は、憲法や法律が定める立法、司法、行政の手続を経て実施される。立法の手続、裁判の手続、及び行政の手続は、それぞれが適正である必要がある。
それを動かす手続当事者が合理的な制度に基づいて選任されていること
適正な手続であることの重要な要件は、従うべき手続ルール(手続法)によって定められること
利害関係人が適切な情報に基づいて主体的に関与できること など

おまけ【案年の事案】 京都のある高校で民事の模擬裁判の材料としたもの。判決を令和4年に設け、年齢を置くなどした(趣旨)法的な事案を材料にして、それぞれ立場で主張や立証を組み立て、議論することで、思考力、判断力、表現力を養う。
Aは、今年(令和4年)4月に16歳になった高校1年生である。Aは、将来のために英会話ができるようになりたいと考えている。同僚の勧めで、高校の最寄り駅近くのビルで「英会話材料販賣会社」という権利が認められていることに気づき、その会社を訪れた。この会社は、その会社を株式会社として行っていたものである。そして、その販売担当者との接見を聞いて、とても役に立ちそうな教材であり、英会話を身につけるチャンスだと感じた。また、値段は20万円と高すぎるが、それならいいと思ったものの、アルバイト収入から毎月1万円ずつ1年分を月間支払えば買えるものであったので、何とか支払えるだろうと思った。そこで、Aは、当日、その会社で、自費会社から代金20万円を支払って英会話教材セット(タブレット端末の教材がセットになったもの)を購入する契約を締結し、教材セットを受け取った。代金は毎月1万円ずつ20か月わたって分割払いすることになった。
Aは、5月分から7月分まで分割代金計3万円を支払ったが、8月になって、このまま代金を支払い続けるほどの借付はなかったのではないか教材を購入したことを後悔するようになり、契約を取り消し、教材を返却して3万円の返還を求めたいと考えた。ところが、(なお、この契約については、英会話材料販賣会社との関係は認められないとする。)
(Aの言い分)Aは契約時16歳で未成年であり、両親の同意も得ずに契約をしたのであるから、この売買契約を民法5条2項により取り消せる。
(Bの言い分)Aは、契約の際に作成した教材購入申込書の生年月日と年齢欄に「平成16年4月生まれの16歳と記載している。すなわち、Aは成年に達している」と契約時に述べていたものであり、民法1条は「制限行為能力者が行為能力者であることを償はせるための詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。」と定めているので、Aはこの契約を取り消せない。(Aの言い分)契約書にそのような記載があることは認める。Aは、契約時、販売担当者のCに對して、自分は平成18年4月生まれの16歳であると本当のことを言っていた。しかし、Cから「契約代行のところで、平成16年生まれの16歳と記載するようには言われたため、「そういうものか」と思って深く考えずにそのように書いたのである。したがって、B社の販売担当者であるCはAが16歳であることを知っていたのであり、民法21条が定める場合には当たらず、Aは契約を取り消すことができる。(Bの言い分)CがAにそのようなことを言った事実はない。Aが最初から、「自分は16歳だと言って、契約をしたのである。」

4. 法務省説明

1) 「法教育推進協議会作成の法教育教材の活用方法」

法務省大臣官房司法法制部参事官 川副 万代

法務省大臣官房司法法制部の川副と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、法教育教材の活用方法を紹介させていただきます。

法務省においては、法教育を、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育と捉えまして、法教育の取組を進めるため、有識者で構成する法教育推進協議会を設置しております。本日は、御参加の皆様がより手軽に法教育授業を実施できるよう、この法教育推進協議会作成の法教育教材の活用方法を紹介させていただきたいと思えます。


スライドに示しております四つの点、こちらを法務省では法教育の主要な内容と捉えております。

一つ目が「ルール作り」、二つ目が「私法の基本的な考え方」、三つ目が「法の基礎となっている基本的な価値」を理解するというもの、四つ目が「司法の役割や裁判の特質」でございます。これらのテーマについて実感を持って学んでいただくため、授業を行う際に利用していただける教材を作成しております。日常生活における身近な問題を題材として、小学校・中学校・高等学校といった発達段階に応じて法教育を学んでいただくことができるような教材を作成しているところでございます。

具体的な教材の中身を紹介させていただきますが、その前にこれらの教材に共通するお勧めのポイントを三つ紹介させていただきたいと思えます。

教員向け法教育セミナー
～来年4月に迫った成年年齢引下げに向けて～

『法教育推進協議会作成の
法教育教材の活用方法』



法務省大臣官房司法法制部
参事官 川副 万代

法務省が取り組む法教育の主な内容

法教育の主な内容

- ① 法やルールの意義・役割、より良いルールの作り方
- ② 契約自由の原則など私法の基本的な考え方
- ③ 個人の尊重、自由、平等などといった法の基礎となっている基本的な価値
- ④ 司法の役割や裁判の特質

日常生活における身近な問題を題材とし、
児童・生徒の成長、発達に応じた、
小・中・高等学校を通じた教育

法教育教材

小学生向け 冊子教材 H25年度 作成 法務省ホームページから ダウンロード可能	中学生向け 冊子教材 H26年度 作成 法務省ホームページから ダウンロード可能
小・中学生向け 視聴覚教材 H30年度 作成 YouTube法務省 チャンネルで視聴可能	高校生向け 冊子教材 H30年度 作成 法務省ホームページから ダウンロード可能

法教育推進協議会作成

法教育教材

のポイント

- ① 法学と教育現場・教育学の双方から内容を監修
- ② 指導案ごとに学習指導要領上の位置付けや指導計画案を記載し、ワークシートなども整備
- ③ 視聴覚教材では、ホウリス君がポイントを解説

まず一つ目のポイントは、法律と教育の双方の専門家が監修して教材の内容を作成しているということでございます。法的な説明についても、分かりやすさと正確性、それらの調和を図った内容にすべく、法教育推進協議会では法学の専門家や弁護士等の法律の実務家、他方において教育学の専門家や学校現場の先生方といった方々の知恵をお借りして教材を作成しています。

二つ目のポイントですが、指導案ごとに学習指導要領上の位置付け、指導計画案を掲載しておりますし、授業で使用するワークシート等もセットで用意しております。具体的な授業のイメージをつかみやすくしているほか、冊子教材にはワークシート等のデータを格納したDVDも添付しております。法務省ホームページからのダウンロードも可能でございます。実際に授業をする際に御活用いただけたと思います。

三つ目のポイントは、視聴覚教材では、法教育マスコットキャラクターのハウリス君がポイントを解説してくれるということでございます。視聴覚教材は、小・中学生向けに作成しておりますが、アニメーションで事例の紹介や問題提起をした後、児童・生徒の皆さんに考えてもらって、最後にハウリス君による解説という流れで授業を構成することができます。法的な説明については、視覚的なアニメーションを見ながら説明を聞くことで理解も深まると思います。

このような特徴を持っている法教育教材を是非御活用いただければ幸いです。

では次に、それぞれの教材のうち、特徴的な題材を順番に紹介させていただきたいと思えます。

まず、小学生向けの冊子教材の題材一覧は御覧のとおりとなっております。四つの題材を取り上げておまして、小学校3・4年生向けに、「友だち同士のけんかとその解決」、「約束をすること、守ること」という二つ、5・6年生向

法教育推進協議会作成
法教育教材
のポイント

① 法学と教育現場・教育学の双方から内容を監修

→分かりやすく、かつ、正確な説明

法教育推進協議会作成
法教育教材
のポイント

② 指導案ごとに学習指導要領上の位置付けや指導計画案を記載し、ワークシートも整備

→具体的な授業イメージをつかみやすい
→加工可能なワークシート等のデータあり
(添付のDVDに格納、法務省HPにも掲載)

法教育推進協議会作成
法教育教材
のポイント

③ 視聴覚教材では、ハウリス君がポイントを解説

→法的な説明も、ハウリス君がアニメーションで解説
→視覚的説明により、理解が深まる



小学生向け冊子教材の題材一覧

題材	想定教科等	概要
小学校3・4年生向け 友だち同士のけんかとその解決	特別活動「学級活動」	借りた本を汚してしまいかんかになったという事例を通じて、当事者間の交渉や第三者を交えた調停について考え、紛争を解決するために必要な態度や心構えを理解する。
約束をすること、守ること	特別活動「学級活動」	ゲームの貸し借りをめぐるトラブルの事例を通じて、約束をすること、守ることの意義を理解する。
小学校5・6年生向け もめごとの解決 —国民の司法参加・ルールづくり—	社会科 総合的な学習の時間 特別活動「学級活動」	捕除をさぼったかどうかというもめごとの事例を通じて、事実を正確に把握して評価し、事実に基づいて公正に判断することの大切さを理解する。
情報化社会における表現の自由と知る権利 —情報の受け手・送り手として—	社会科	SNSやインターネットを題材とした事例を通じて、表現の自由や知る権利の意義、プライバシー権を理解する。

けに「もめごとの解決」,「情報化社会における表現の自由と知る権利」という二つを取り上げております。これらの冊子教材は視聴覚教材とも対応しております。この視聴覚教材の題材一覧のいずれの題材でも、先ほど申しあげましたハウリス君の解説が入っております。

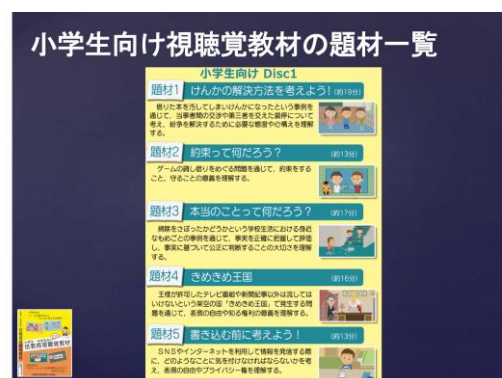
このうち今回御紹介させていただくのは、3番目の「本当のことって何だろう?」という題材です。これは先ほどの冊子教材の「もめごとの解決」という題材とリンクしています。この「本当のことって何だろう?」という事例ですが、あるクラスで、廊下・教室・階段等の掃除当番の役割分担が決まっており、毎日15分間掃除をするのですが、教室当番だったクラスメイトのうち二人がちり取りを探して7分間くらい教室を離れて留守にしまい、同じ教室当番だった他のクラスメイトが掃除をさぼったと言って、その二人を糾弾するという事例となっております。15分間の掃除のうち7分間、二人がどこかに行ってしまったこと、ちり取りを探していたということなのですが、こういう教室を留守にしたという行動が他の人から見て掃除をさぼったという行為になるのかが問題になる事案です。

社会の中では、紛争が起きれば、先ほど笠井教授からのお話にもありましたように、最終的には裁判で解決するという場面があり得ることになりますけれども、この教材の中では、裁判という形式はとっていないのですが、学校生活の中で、特に日常的な掃除という場面を捉えて、自らの経験をもとに掃除をさぼったかどうかを評価していくという、裁判の中で行われる事実認定のプロセスを小学生でも具体的に経験してもらうことができるものになっています。これにより、裁判の構造について実感を持って理解していただくことができるのではないかと思います。

ではこのうち、ハウリス君の解説部分を少し御覧いただきたいと思います。では、動画をお願いいたします。

(視聴覚教材を視聴)

問題となる事例をこのように視聴覚教材で把握をすることで、小学生の場合、より深く事案を理解することができ、具体的なイメージを持って学ぶことができる、それによって議論も活発化するのではないかと考えております。



続きまして、中学生向けの教材を紹介させていただきます。御覧いただいているとおり中学生向けの冊子教材の題材は、「ルールづくり」、「私法と消費者保護」、「憲法の意義」、「司法」となっております。こちらの中学生向けの冊子教材も御覧いただいておりますとおり視聴覚教材とリンクして作成しております。

今回は、成年年齢引下げとの関係で、「契約とは何だろう」という「私法と消費者保護」の事例について紹介させていただきたいと思えます。この教材は、お店のセールでバッグを購入した佐々木さんの事例を通じて、契約の成立時期、契約を解約できるのかどうか、消費者保護の考え方などを学ぶものでございます。バッグを購入した佐々木さんが様々な理由で解約できるか、つまりバッグを返品することができるかどうかを問いかけるという部分がございます。その解説部分を少し御覧いただければと思います。それでは動画をよろしく願いいたします。

(視聴覚教材を視聴)

このような中学生向け教材につきましても、是非、冊子教材と視聴覚教材を併せて御活用いただければと思います。

次に、高校生向け冊子教材について紹介させていただきます。この教材の中では大きく三つのテーマを取り扱っています。まず一つ目が「ルールづくり」、次が「私法と契約」、それから「紛争解決・司法」となっております。それぞれのテーマの中でいくつか指導案を掲載させていただいているというものでございます。

高校生向け冊子教材の中からは「ルールづくり」のうち、「海水浴場の利用ルールを作ろう」という題材について説明させていただければと思います。

冊子教材26ページ以下のところに記載しておりますが、この題材は、ある海水浴場を舞

中学生向け冊子教材の題材一覧

題材	想定教科等	概要
ルールづくり ごみ収集に関するルールを作ろう	社会科	ごみ収集所等をめぐる身近なトラブルについて考え、生徒がその解決策としてルールづくりを体験することを通じて、法やルールを守ることの大切さを理解する。
ルールづくり マンションのルールを作ろう	社会科	身近な買物事例を通じて、私法の基本的な原理である「契約自由の原則」とその修正原理である「消費者保護」を学び、契約を締結する際には慎重になるべきことや、公正という法の価値を理解する。
私法と消費者保護	社会科 技術・家庭科	身近な買物事例を通じて、私法の基本的な原理である「契約自由の原則」とその修正原理である「消費者保護」を学び、契約を締結する際には慎重になるべきことや、公正という法の価値を理解する。
憲法の意義	社会科	学級会における多数決等の身近な事例を通じて、「みんなで決めるべきこと」と「みんなで決めてはならないこと」について考え、憲法が、国民主権、基本的人権の尊重、三権分立の3つを定めていることを理解する。
司法	社会科	交通事故に関する民事裁判や電車における傷害事件の事例を通じて、裁判に関わる人々の役割について考え、法に基づく公正な裁判の仕組みや機能について理解する。

中学生向け視聴覚教材の題材一覧

中学生向け Disc2

題材1 ルールづくり (01:59)	契約を結ぶときのごみ収集所をめぐるトラブルについて考え、生徒がその解決策としてルールづくりを体験することを通じて、法やルールを守ることの大切さを理解する。
題材2 私法と消費者保護 (02:29)	身近な買物事例を通じて、私法の基本的な原理である「契約自由の原則」とその修正原理である「消費者保護」を学び、契約を締結する際には慎重になるべきことや、公正という法の価値を理解する。
題材3 私たちの暮らしと憲法 (02:49)	学級会における多数決等の身近な事例を通じて、「みんなで決めるべきこと」と「みんなで決めてはならないこと」について考え、憲法が、国民主権、基本的人権の尊重、三権分立の3つを定めていることを理解する。
題材4 司法 (02:19)	交通事故に関する民事裁判の事例を通じて、被害者加害者の立場に立つて主眼を奪ったり、裁判官の立場に立つてその役割を奪ったりすることにより、法に基づく公正な裁判の仕組みや機能について理解する。

中学生向け視聴覚教材

冊子教材P50～54に関連

YouTube 法務省チャンネルで視聴できます

契約とは何だろう

<http://www.youtube.com/MOJchannel>

高校生向け冊子教材の題材一覧①

題材	概要
合意形成を図ろう ～どこに横を作るべきか～	架空の島から本土への橋をどこに作るべきかという課題解決を通じて、多様な意見・利害を公平・公正に調整して合意形成を図ることが、協働の利益を継続して確保するために大切であることを理解する。
新たなルールを考えよう ～ルールのない村～	架空の「ルールのない村」で発生した問題の解決を通じて、どのような手続でルールを作成すればよいか、作成したルールをどのような視点で評価すればよいかについて考え、理解する。
海水浴場の利用ルールを作ろう	海水浴客の増加に伴う様々な問題を解決するために制定する条例の内容の検討を通じて、どのような手続でルールを作成すればよいか、作成したルールをどのような視点で評価すればよいかについて考え、理解する。
(想定教科は いずれも 公民科)	架空の国における経済格差解消のための大学入試制度(優遇措置)の是非を検討することを通じて、作成したルールをどのような視点で評価すればよいかについて考え、理解する。

台に、問題解決のために制定する条例を、どのような内容にするかを検討するものでございます。この海水浴場がある町は、豊かな自然が保たれて、観光が主要な産業となっているところですが、しかし、この町の住民は、観光客のマナーに悩んでいるという事情がございます。住民、海の家やホテルといった事業者等の町の人たち、それから観光客にもファミリー層やそうではない人といった立場の人がいまして、様々な立場の関係者が納得することができる、問題解決することができるルールを考えるというものになっております。さらにその上で、ルールづくりの手法が公正だったか、内容が相当なものかといった評価の仕方についても学ぶことができる内容となっております。高校生向け冊子教材は、それ以外にも様々な題材が掲載されておりますので、是非、教材を御活用いただければと思います。

今回紹介しました教材については、全国の学校等に無償で配布しておりますし、法務省ホームページでも公開しております、どなたでも活用できますので、是非御活用ください。また、法務省ホームページには併せて、このような教材を利用したモデル授業例を公開しています。実際に学校現場の先生が教材を使用した授業の実践報告が載っておりますので、そちらも是非御参照ください。

最後に、高校生向けには、先ほど説明いたしました冊子教材のほかに、今回高等学校の分科会で実践報告をしていただく授業において使用していただきました、高校生向けの成年年齢引下げに向けた法教育リーフレットも作成しております。成年に達する時期を間近に控えた高校生に、契約や私法の基本的な考え方などを習得してもらうために作成したもので、高校生が自ら読んで学んでもらうことができるものとなっております。

今年度も高校2年生に向けてこのリーフレットを配布したいと考えておりますので、学校

高校生向け冊子教材の題材一覧②

題材	概要	
私法と契約	契約とは何か	契約トラブルにおける契約解除の可否を検討することを通じて、私法の基本的な考え方である私的自治の原則や、契約に関する基本的な考え方について理解する。
紛争解決・司法	民事紛争解決① ～民事裁判・けがの責任をめぐって～	裁判や和解などの紛争解決手続過程の模擬体験を通じて、第三者の立場で当事者の言い分を公平に理解し、争点を整理して、法に基づいて紛争を解決する力を養うとともに、司法の意義・役割、民事裁判の特徴について理解する。
	民事紛争解決② ～模擬調停・臭いをめぐる争い～	調停による紛争解決手続過程の模擬体験を通じて、第三者の立場で当事者の言い分を公平に理解し、争点を整理して、法に基づいて紛争を解決する力を養うとともに、司法の意義・役割について理解する。
想定教材は いずれも 公民科	刑事模擬裁判 ～被告人は「犯人」なのか～	証拠から認定できる事実の評価や論理的に有罪、無罪の結論を導き出すという刑事裁判手続の模擬体験を通じて、刑事裁判の特徴について理解する。



法教育教材を用いた実践的授業

モデル授業例の公開

法教育教材の学校現場における具体的な活用事例を、モデル授業例としてまとめ、法務省HPで公開

<主な内容>

- 実施校、実施学年、実施教科等
- 単元の目標、学習指導要領上の位置付け
- 本時の目標、展開、指導上の留意点
- 成果と課題（生徒の声など）

に届きましたら是非生徒の皆さんにお配りいただき、もしよければ授業で御活用いただければと思っております。

以上、法教育教材の活用方法についての説明をさせていただきました。

このような教材につきまして、御質問や、実際に使ってみてここが良くなかったとか改善してほしいといった御意見というものも、是非とも、司法法制部まで御連絡いただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。
ありがとうございました。

高校生向け法教育リーフレット

対象

成年に達する年齢を間近に控えた高校生

内容

契約を題材として、私法の基本的な考え方を伝えるとともに、権利・義務の主体として能動的に行動することの意義や法的なものの考え方を学ぶためのリーフレット

参考URL(法務省HP)

http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/houkyouku_koukouseimukeleaflet.html



2) 「成年年齢引下げの意義として若者に伝えたいこと」

法務省民事局付 周藤 崇久

法務省民事局の周藤と申します。法務省では、成年年齢引下げの周知を担当しています。本日は、このような貴重な機会をいただきまして大変感謝をしております。今日は、成年年齢引下げの意義等、若者の皆さんにお伝えしたいことについてお話しさせていただきたいと思っています。

まず、成年年齢は何かということについて簡単に説明させていただければと思います。成年年齢とは二つ大きな意味があると言われておりまして、一つは、一人で有効な契約を行うことができること、もう一つは、父母の親権に服することがなくなるということです。この成年年齢は、今は20歳になっています。

一人で有効な契約ができるとはどのような意味かと言いますと、お小遣いの範囲でされたもの等を除いて、未成年者は同意を得なければ契約はできず、父母の同意無く行われた契約は取り消せるということです。また、親権とは、未成年者の保護・監督の権利や義務等をその内容とするものであり、その中には、財産は父母が管理するというものがあります。民法の一部を改正する法律によって、この成年年齢が18歳に引き下げられることとなります。

ここで、実はあまり知られていないことなのかもしれませんが、契約をできるということと、大人になることとの関係について御説明したいと思います。

契約をするということの意味は、契約とはお金を払って人からモノやサービスの提供を受けたり、働いてお金をもらったりする約束のことです。

契約が無かったとすると、今日の晩御飯の食材を確保するにも、育てて取らなければならないとか、お肉であれば捕りに行かなければならないとか、色々な困難があるのですけれども、契約があることによって、買い物をすることで食材を手に入れることができます。また、電車やバスに乗って遠隔地に移動する

成年年齢の引下げの意義として 若者に伝えたいこと

法務省民事局
周藤崇久

成年年齢とは何か

● 成年年齢の意義

- 一人で有効な契約をすることができる年齢
- 父母の親権に服することがなくなる年齢

➡ 現在はいずれも20歳

- ・ 未成年者は、お小遣いの範囲で買い物をするといった場合以外は、父母の同意を得ずに契約をすることができない
- ・ 父母の同意のない契約は、取り消すことができる（未成年者取消権）
- ・ 父母は、未成年者の保護、監督や教育をする義務があり、未成年者の財産は 父母が管理する

民法の一部を改正する法律により、成年年齢は18歳に

何故契約をすることができる＝「大人」なのか

● 「契約をする」ことの意味

- 契約とは、「お金を払って人からモノやサービスの提供を受けたり、働いてお金をもらったりする約束のこと」ともいうことができる。
- 契約によって、自分だけでは困難なこと（食材の取得、遠隔地への移動、住居の確保等）を実現することが可能。
- 我々の社会は、多くの契約が網の目のようにつながって形成されるともいえる。

「契約をすることができるようになる」ということは、
社会の構成員として、社会に迎えられるということ

とか、部屋を借りて住むということも、契約としてできるようになります。これらの買い物ですとか電車やバスに乗るといったことも、実は、契約書がないことが多いと思いますが、契約です。我々の社会は、多くの契約が網の目のようにつながって形成されているというように言えると思います。「契約をすることができるようになる」ということは、社会の構成員として社会に迎えられるということとっていいのではないかと考えています。

成年年齢引下げにおいて注意しなければならないことの一つは、成年年齢の引下げに伴って、変わるものと変わらないことがあるということです。左側が18歳に変わるもの、右側が20歳で維持されるものですが、左側の携帯電話の購入やクレジットカードの作成はいずれも契約でございますので、引下げによって18歳でできるようになります。

成年年齢の引下げによって変わるもの、変わらないもの	
18歳に変わるもの	20歳が維持されるもの
<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話の購入 クレジットカードの作成 10年用パスポートの取得 性別の取扱いの変更 公認会計士資格の登録 司法書士資格の登録 土地家屋調査士資格の登録 	<ul style="list-style-type: none"> 養子をとること 喫煙 飲酒 公営競技（競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走） 児童自立生活援助事業の対象となる者（20歳まで） 国民年金の被保険者資格 大型（21歳）、中型免許等の取得
<p>以上のほか、各種の契約、国家資格の取得が可能に！</p>	<p>健康面・依存症など様々な影響を考慮して、20歳を維持</p>

他方で、それ以外は契約ではないのですが、成年年齢引下げに合わせてこれらの法律の年齢制限も18歳になったというものでございます。10年用パスポートの取得や性別の取扱いの変更、各種資格の登録年齢が変更となっております。他方で、20歳が維持されるものは飲酒喫煙に代表されるものですが、これらは成年年齢が引き下げられた後も、元々の年齢制限の趣旨が健康面や依存症等の様々な影響を考慮して20歳にされているものでございますので、20歳を維持することになっております。

成年年齢はどのようなもので、どのような歴史をたどってきたのかということについて確認すると、もともと元服という制度が日本にはございました。江戸時代には、必ず全国的に決まっていたわけではないのですが、概ね15歳で元服と言われておりました。

成年年齢がいつ制定されたかと言いますと、1876年の太政官布告です。このあと1896年の明治民法制定の際にも、20歳成年が採用されました。実は当時の西欧諸国の成年年齢は21から25歳だったのですけれども、もともと元服が15歳でされていたこともあり、日本人の精神的成熟は早いと考えられていたため、当時の世界水準よりも低い成年年齢が採用されたと言われております。

成年年齢引下げの民法改正はいつからとい

成年年齢の歴史

- **元服**
 - 日本では、奈良時代ごろから元服の慣習が生まれた
 - 江戸時代は、地方によって異なるものの、概ね15歳程度で元服し、一人前の大人になるとされていた
- **成年年齢の制定**
 - 成年年齢が初めて定められたのは、1876年の太政官布告
 - 1896年の民法制定の際にも、20歳成年制を採用
- **20歳とした理由**
 - ・ 当時の日本人の平均寿命（約43歳）が短かった
 - ・ 西欧諸国の成年年齢は21歳～25歳だったが、元服の慣習があったため、日本人の精神的成熟は早いと考えられていた

➡ 当時の世界標準よりも低い成年年齢を採用

いつから変わるの？

- **法律の施行日**
 - 民法の一部を改正する法律の施行日（実際に制度が変わる日）
 - 2022年4月1日から**
- **いつから成年になるの？**
 - 2002年4月2日生まれ～2004年4月1日生まれまでの方（現在の高校3年生と大学1年生）
 - ➡ **2022年4月1日から成年**
 - 2004年4月2日生まれ以降の方（現在の高校2年生）
 - ➡ **18歳の誕生日から成年**


うことですが、2022年4月1日からということになります。2002年4月2日生まれから2004年4月1日生まれまでの方は、2022年4月1日の時点で18、19歳の方なのですが、これらの方は2022年4月1日になった瞬間に成年に達することになります。逆に、それ以降に18歳に達する方は、18歳の誕生日に成年となることになります。

成年年齢を引き下げる理由についてですが、大きく二つございます。

一つは、社会の大きな流れとして、18、19歳の若者に参加していただくという流れがございます。まず、憲法改正国民投票の投票年齢が18歳と定められ、その後、選挙権年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これらはいずれも、国政に関する重要な事項を決定する権利です。

成年年齢を引き下げる理由

- **参政権との関係**
 - 憲法改正国民投票の投票権や選挙権は、既に18歳から
 - 国政に関わる重要事項について判断能力があるとして大人扱いするのであれば、契約などの日常生活に関しても大人扱いするべき
- **若者の自己決定権の尊重**
 - 未成年者である間は、父母の同意がない限り、就職や進学といった進路を自分の意思のみでは決められない
 - 少子高齢化が急速に進む中、自分の判断で決められる範囲を広げることで、若者が、責任をもって社会に参加できるようになる
- **海外の状況**
 - 海外では18歳成年が主流（次頁）



憲法を改正するとか、選挙をして誰を選ぶかということについて、18歳で十分に判断ができるということですので、そうすると、自分のことをどう決めるかということについても大人として扱うべきであろうというのが一つの理由です。

もう一つは、未成年者に関する法制度には、未成年者の保護という側面もある一方で、自由の制限という側面もあり、父母の同意が無い限り就職や進学といった進路を自分の意志では決められないなどというものがございます。成年年齢を引き下げることによって、自分の判断で決められる範囲を広げて、若者が責任を持って社会に参加するということが期待されているということです。

また、海外の状況についても、先ほど明治時代では21から25歳と申し上げましたが、諸外国では成年年齢が引下げられている例が多く、OECD加盟国の中では、ほぼ大半が18歳となっています。19、20歳となっているのは韓国・日本・ニュージーランドのみということがございます。海外からしても18歳成年が趨勢ということになります。

諸外国の状況

- 成年年齢に関する調査結果がある国・地域のうち（187の国・地域）、成年年齢を18歳以下としている国・地域の数は141（約75パーセント）（平成20年8月5日時点）
- OECD加盟国35か国中、成年年齢を18歳以下と定めている国は32か国（約91パーセント）

18歳とする国 (OECD加盟国)	18歳以外の国 (OECD加盟国)
<small>アイスランド、アイルランド、アメリカ合衆国、イギリス、イスラエル、イタリア、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、キリバス、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、チリ、デンマーク、ドイツ、トルコ、ルワー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、メキシコ、ラトビア、ルクセンブルク</small>	<small>19歳：韓国 20歳：日本、ニュージーランド</small>


成年年齢引下げについては、若者にとって良い話だけではないという面があります。未成年者取消権が無くなることで、18、19歳の若者が未成年者取消権を使えなくなりますが、そのことによる消費者被害の拡大が指摘されています。

成年年齢引下げに向けた課題

- **消費者被害が拡大するおそれ**
 - 未成年者取消権がなくなるため、18歳、19歳の若者は、契約を取り消すことができなくなる

➡ **若者の消費者被害が拡大するおそれ**
- **自立に困難を抱える若者が困窮してしまうおそれ**
 - 18歳、19歳の若者は親権による保護の対象から外れる

➡ **ニートやフリーターなど、自立に困難を抱える若者がますます困窮してしまう可能性**



実際に自分が騙された場合には、18、19歳でも成年に達した場合に消費者契約法等に基づき取消しはできるのですが、もともと未成年者取消権がある若者は悪徳商法によるターゲットにされにくいということがあったので、それが無くなることにより、悪徳商法のターゲットになりやすいという面がございます。また、親権による保護が外れることで、自立に困難を抱える若者が困窮するという可能性も指摘されています。

これらを踏まえて、政府においては、環境整備の取組を積極的に推進しているところがございます。その主なものとしては、消費者教育の充実が挙げられまして、学習指導要領の改訂や実践的な消費者教育教材の活用等により、消費者教育に関する取組を充実させているところがございます。また、消費者契約法の改正も既に行われておりまして、これらは若者に特徴的に見られる被害を念頭に置いて、新たなセミナー商法やデット商法等に対する取消制度を創っております。また、相談窓口の充実も力を入れているところがございます。

また、若者への自立支援というところも力を入れている施策です。政府全体として「子供・若者育成支援推進本部」を設置して、「子供・若者育成支援推進大綱」に基づいて取組を行ってきました。具体的には、キャリア形成支援や、困難を抱える若者に対する支援の推進としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を行ってきました。また、子供・若者総合相談センター等の窓口の充実も図っております。

婚姻開始年齢の引上げについてですが、元々は男性が18歳、女性が16歳だったのですが、国際機関からの指摘もございまして、今回を機に両方を18歳に引き上げたということでございます。

成人式については、法律に基づいて行われているものではなく、自治体の判断でその在り方等が決められているものになります。成年年齢引下げ後の成人式については18歳でやるのか20歳でやるのかという問題がありますが、

消費者被害対策

- **消費者教育の充実**
 - 2008、2009年の学習指導要領の改訂により、小、中、高等学校で、充実した消費者教育を実施
 - 2022年の施行までに、実践的な消費者教育教材を全高校生に配布し、弁護士などの実務家を活用した授業も充実させる予定
- **消費者契約法の改正**
 - 若者に特徴的に見られる被害を念頭に新たな取消制度を創設（セミナー商法、デット商法など）
- **相談窓口の充実**
 - 消費生活センターを増加
 - 消費者ホットラインの3桁番号化「188（いやや!）」

若者の自立支援への取組

- **政府全体としての取組**
 - 内閣総理大臣を本部長とする「子供・若者育成支援推進本部」を設置し、本部が決定した「子供・若者育成支援推進大綱」に基づいて、政府全体で子供・若者政策に取り組んできた
- **代表的な取組**
 - インターンシップの促進等のキャリア教育の推進、課題を抱える若者に対する各種の就労支援の実施といった**キャリア形成支援**
 - 子ども・若者地域協議会の設置や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置といった**困難を有する子ども・若者への支援の推進**
 - 子ども・若者総合相談センター、地域若者サポートステーションといった**相談窓口の充実**

➡ **更なる取組の充実（次頁）**

女性の婚姻開始年齢の引上げ

- **婚姻開始年齢とは**
 - 結婚することができるようになる年齢を**婚姻開始年齢**という
 - 現在は、**男性が18歳**なのに対して、**女性は16歳**
 - 男女で別の年齢とされているのは、国際機関からも不合理と指摘
- **女性の婚姻開始年齢の引上げ**
 - 従来、男女間で心身の発達に差異があることが理由とされてきたが、社会・経済が発達した今日では、社会的・経済成熟度を重視すべき
 - 社会的・経済的成熟度に、男女の差異はない
 - 高校等進学率が98パーセントを超えていることを踏まえ、女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げ、**男女とも18歳に**


18歳で行おうとすると、高校受験と時期

が被る等の種々の不都合も指摘されています。政府においても、自治体の検討状況等について情報収集し、その内容を自治体向けに情報発信しているところですが、今の時点ではこれまでどおり20、21歳で成人式を行う自治体が多数を占めていると把握しています。

最後になりますが、一つ宣伝をさせていただければと思います。今年、法務省では、大人になるまでに知っておきたいことについて、クイズや漫画を通じて楽しく学べるウェブサイト「大人への道しるべ」を制作・公表いたしました。成年年齢に限らない部分も含まれておりますけれども、活用いただければと思っております。皆様のお手元にもチラシがございますので、右下のQRコードを御活用いただきながら、学校でも御活用いただければ我々としてもありがたいと思っております。駆け足になりましたけれども、本日は、このような機会をいただきましてありがとうございました。引き続き我々も、政府一体となって環境整備の施策の推進に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

成人式はどうなるの？

- **現在の成人式**
 - 成人式について、法律による根拠はない（各自治体の実施）
 - 成人の日は、「おとなになったことを自覚」する日
 - 約8割の自治体が、1月の成人の日付近で成人式を実施
- **成年年齢を引き下げた場合の論点**
 - そもそも、18歳でやるのか、20歳でやるのか
 - 18歳でやるとすると、入試の時期と被ってしまうのではないか
 - 高校生でやるとすると、着物を着なくなってしまうのではないか
 - 初年度は、3学年（およそ300万人）分を一度に実施するのか
- **政府としての対応**
 - 関係府省庁連絡会議で、関係者の意見や、各自治体の検討状況を取りまとめて情報発信
 - 実情に応じた対応ができるよう取り組んでいく




18歳になった翔平くんや亜美ちゃんを待ち受ける数々の落とし穴…危機を乗り越えて2人の恋は実るのか？

社会に出る準備はいいですか？

大人への道しるべ

大人になるまでに知っておきたい6つのこと

- 大人
- 契約
- 消費者契約
- SNS
- お酒
- クレジットカード
- お酒
- 分割払い

2022年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられます。

これから大人になるみなさんも、もう大人のみなさんも、翔平くんや亜美ちゃんと一緒に、マンガやクイズを通して、「大人になるまでに知っておきたい6つのこと」を学んでみましょう。

法務省民事局参事官室

大人への道しるべ

5. 消費者庁説明

「若年者への消費者教育について」

消費者庁消費者教育推進課課長補佐 荒井 寛

皆さん、こんにちは。消費者庁消費者教育推進課の荒井でございます。本日は、教員向け法教育セミナーの場におきましてこのようなお時間を頂戴いたしまして誠にありがとうございます。現在、コロナ禍の状況でございますので、今回は動画という形で参加させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、消費者庁が実施しております若年者の消費者教育についてお話しいたします。若年者に多い消費者問題でございますが、まず簡単に消費者問題の現状についてお示しいたします。こちらのグラフは、本年6月8日に公表された令和3年版消費者白書に記載の、消費生活相談件数の推移を示しています。

2020年の相談件数は93.4万件で、全国で年間100万件近くの相談が寄せられています。2004年と比較的最近の2018年に相談件数が多いのは、架空請求の相談件数が多かったからで、青い部分が架空請求の件数となっています。なお、各都道府県・市区町村にある消費生活センターや消費生活相談窓口寄せられた消費生活相談の情報は国民生活センターに集められ、分析され、消費者政策に活かされています。

次に、最近の若年者に多い消費生活相談の内容と件数についてですが、この表では18、19歳と20から24歳までの相談内容を比べておきまして、どのような商品・サービスの内容の相談が多かったかを示しております。18、19歳、未成年ではデジタルコンテンツに関する相談のほか、美容・健康が多く、20歳を過ぎますと一人暮らしの関連や借金関連の相談

消費者庁
若年者の消費者教育について
消費者庁消費者教育推進課
課長補佐 荒井 寛

1. 若年者に多い消費者問題について
2. 消費者教育の推進
3. 成年年齢引下げと実践的な消費者教育
4. 「社会への扉」等の消費者教育教材の活用



消費者問題の現状②：若年者の消費生活相談の状況

- 若年者の相談では、女性のみならず男性でも「美容」が上位。
- 20歳代では、「フリーローン・サラ金」も上位に。

品目	18～19歳（年相談件数）		20～24歳（年相談件数）		25～34歳（年相談件数）		35～44歳（年相談件数）	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1. 生活必需品	48	0.1%	48	0.1%	21	0.02%	12	0.01%
2. 食料	48	0.1%	48	0.1%	21	0.02%	12	0.01%
3. デジタルコンテンツ	20	0.02%	20	0.02%	17	0.02%	10	0.01%
4. 旅行	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
5. 美容・健康	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
6. 住宅	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
7. 教育	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
8. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
9. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
10. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
11. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
12. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
13. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
14. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
15. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
16. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
17. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
18. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
19. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
20. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
21. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
22. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
23. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
24. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
25. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
26. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
27. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
28. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
29. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
30. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
31. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
32. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
33. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
34. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
35. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
36. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
37. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
38. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
39. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
40. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
41. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
42. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
43. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
44. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
45. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
46. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
47. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
48. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
49. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%
50. デジタルコンテンツ	17	0.02%	17	0.02%	12	0.01%	10	0.01%

（注）1. 「18～19歳」「20～24歳」「25～34歳」「35～44歳」で相談件数が上位5商品の品目、役種。
* デジタルコンテンツは、「18～19歳」「20～24歳」で相談件数が上位5商品の品目、役種。
（注）2. 「18～19歳」「20～24歳」は、18歳、20歳以上の年齢の相談件数を示す。18～19歳（19歳）は、18歳から19歳までの年齢の相談件数を示す。20～24歳（24歳）は、20歳から24歳までの年齢の相談件数を示す。25～34歳（34歳）は、25歳から34歳までの年齢の相談件数を示す。35～44歳（44歳）は、35歳から44歳までの年齢の相談件数を示す。45～54歳（54歳）は、45歳から54歳までの年齢の相談件数を示す。55～64歳（64歳）は、55歳から64歳までの年齢の相談件数を示す。65～74歳（74歳）は、65歳から74歳までの年齢の相談件数を示す。75～84歳（84歳）は、75歳から84歳までの年齢の相談件数を示す。85歳以上（85歳以上）は、85歳以上の年齢の相談件数を示す。

が増えるという傾向があります。

次にSNSが関連する相談ですが、社会のデジタル化の急速な進展もありまして、SNSが関連する相談は増加傾向にあります。2020年は約4万件の相談が寄せられています。

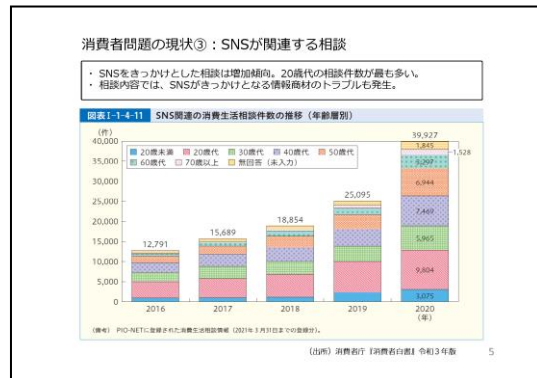
年齢層別にみますと、20歳代が最も多く、若年層だけでなく幅広い年齢層での相談が見受けられます。相談内容として、SNSでの広告がきっかけとなるケース、SNSでの勧誘がきっかけとなるケース、SNSで知り合った相手との個人間取引のケースが見受けられます。

次に「定期購入」に関する相談ですが、この相談も増加しています。1回だけの購入のつもりが実は複数回の購入の条件だったといった相談が多数寄せられています。注文する際は定期購入が条件となっていないか、契約内容をしっかり確認する必要があります。これらの詐欺的な定期購入商法の対策のため、令和3年の6月に特定商取引法が改正され、7月6日に施行されました。

これによって定期購入でないと誤認させる表示等に対して事業者には直罰が課されたとともに、それによって消費者が定期購入の申込みをした場合、申込みの取消しが認められることとなりました。

最近のトラブルでもう一つ紹介しておきたいのが、情報商材による儲け話に関するものです。情報商材とは、インターネット通販で販売される副業、投資やギャンブル等で大金を稼げるというマニュアルを指します。実際には大金を稼ぐための具体的なノウハウは記載されておらず、さらに高額な契約を勧誘するためのツールとなっている商材も見られます。

情報商材の相談は全体として減少傾向にありますが、若年層を中心としてSNSをきっかけに情報商材のトラブルに合っている実態が



消費者問題の現状④：「定期購入」に関する相談

「定期購入」に関する消費生活相談は増加傾向。商品では、健康食品や化粧品が多い。
・ 詐欺的な定期購入商法の対策として、特定商取引法を改正、誤認させる表示によって定期購入の申込みをした場合、申込みの取消しを認める制度を創設。

子どもサポート情報 M166

契約内容をよく確認！定期購入トラブルに注意

定期購入は「おトク」なイメージがありますが、契約内容を確認せずに申し込むと、思わぬトラブルに巻き込まれる可能性があります。契約内容を確認する際は、以下の点に注意してください。

- ・ 契約期間や解約条件を確認する
- ・ 解約料や手数料を確認する
- ・ 商品の変更や価格の変動を確認する
- ・ 解約や変更の手続きを確認する

子どもサポート情報 M166号

消費者問題の現状⑤：「情報商材」に関する相談

「情報商材」に関する相談件数は約6,800件。20歳代での増加が顕著。
・ 「情報商材」とは、インターネットの通販販売等で、副業、投資やギャンブル等で高収入を受けるノウハウなどとして表示されている情報。電子書籍、動画、メールマガジン、アプリケーション等。

子どもサポート情報 M162

誰でも簡単に稼げる!? ネットでのうけ話に注意

「誰でも簡単に稼げる」という謳い文句で、高額な契約を勧誘する「情報商材」の相談が増えています。多くの場合、高額な契約を勧誘するだけで、具体的なノウハウは記載されておらず、さらには高額な契約を勧誘するためのツールとなっている商材も見られます。

子どもサポート情報 M162号

18歳から大人！

考える！新成人

18歳から大人！考える！新成人。この冊子は、18歳から大人になるための具体的なノウハウを記載しています。また、高額な契約を勧誘するためのツールとなっている商材についても注意喚起しています。

こんなトラブルに注意！

- ・ 定期購入
- ・ 情報商材
- ・ SNS
- ・ 高額な契約
- ・ 高額な手数料
- ・ 高額な解約料
- ・ 高額な手数料
- ・ 高額な解約料

子どもサポート情報 M188

（出所）消費者庁「18歳から大人！」
http://www.ussa.go.jp/ussa/pubs/pubs_consumer_education/consumer_education_lower_the_age_of_adulthood.html/

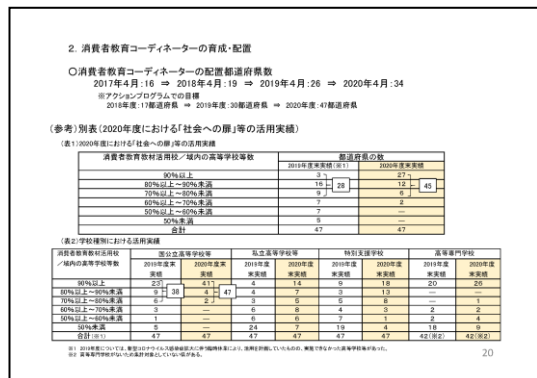
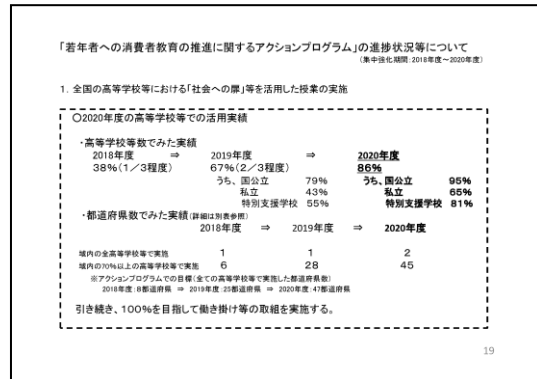
まで取り組んでまいりました。

このアクションプログラムでは、全ての都道府県での高校で実践的な消費者教育を身に付けるための消費者教育教材「社会への扉」を活用した授業が実施されること、全都道府県に消費者教育コーディネーターが配置されること等を目指しております。このアクションプログラムの進捗状況の一つとして「社会への扉」を活用した授業の実施状況ですが、御覧のとおり推移しており、2020年度は全体で86%として、着実な取組が推進されております。

消費者教育コーディネーターに関しましては、各都道府県・市区町村における消費生活センター等に配置され、消費者教育を行っている消費生活相談員や、消費者団体等の多様な関係者や消費者教育の場となっている学校をつなぐために間に立って調整役を担っていただいております。消費者教育の取組を充実させるためには大変重要な役割であると認識しております。

続きまして、令和3年度に入りましては、成年年齢引下げ前の最後の1年であることを踏まえ、アクションプログラムを引き続き実施した上で、関係省庁で連携して「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンを策定しスタートさせております。地方公共団体や大学、関係団体への働き掛け、イベント・メディアを通じた周知として、令和3年度の1年間、重層的な取組を実施することとしております。

最後に「社会への扉」の活用につきまして簡単に御説明させていただきます。「社会への扉」は皆様御存知のとおり、契約の基本や契約に伴う責任等について問いかけ、その解説をするという形式の教材です。このような身近な契約を通じて、社会において消費者として主体的に判断し責任を持って行動できるような能力を育むことを目的としています。消費者庁のホーム



令和3年度は、成年年齢引下げ施行に向けた**最後の1年**

「**成年年齢引下げに伴う消費者教育全力**」キャンペーン

として関係省庁と連携しつ、地方公共団体・大学等、関係団体、メディア等も巻き込んだ重層的取組を行う

- ▶消費生活上の契約、家計管理等に関する教育
- ▶消費者被害防止に関する教育

※平成30年のアクションプログラムの内容はキャンペーンに取り込んで実施。

令和3年4月～取組をスタート

○ 高校生向け消費者教育教材「社会への扉」

「社会への扉」 —12のクイズで学ぶ自立した消費者—

【目的】成年年齢の引下げが議論されていることも踏まえ、高等学校段階で、契約に関する基本的な考え方や契約に責任を持つことなど、身近な契約を通じて、社会において消費者として主体的に判断し責任を持って行動できるような能力を育む。

1. 契約について理解しよう!
2. 契約について理解しよう!
3. 契約について理解しよう!
4. 契約について理解しよう!
5. 契約について理解しよう!
6. 契約について理解しよう!
7. 契約について理解しよう!
8. 契約について理解しよう!
9. 契約について理解しよう!
10. 契約について理解しよう!
11. 契約について理解しよう!
12. 契約について理解しよう!

ページでは、「社会への扉」に関するパワーポイント等の様々な素材や活用事例集といった、皆様に御参照いただけるようなツールを掲載しております。

教員向けの「社会への扉」の動画講座というのも掲載しておりますので、是非お時間のある際、御覧いただければと思います。また、「社会への扉」に関しましては、特別支援学校向けとして、本年の5月に公表した教材を用意いたしました。消費者庁のホームページに掲載されておりますので、是非御活用いただければと思います。中学生向けの消費者教育プログラムもホームページに掲載しております。併せて御参照ください。

さらに、御存知かもしれませんが、消費者教育ポータルサイトでは関係機関や地方公共団体が作成した教材等を掲載しております。また、それを検索して利用できるようにもなっておりますので、御活用いただければと思います。

駆け足となってしまいましたが、消費者庁における若年者の消費者教育に関する制度概要等を説明させていただきました。本セミナーに御参加いただきました皆様におきましては、引き続き消費者教育の現場等におきまして、消費者教育の推進に御尽力いただきますとともに、御理解・御協力を賜ればと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。本日は、御清聴、誠にありがとうございました。



6. 福岡県弁護士会説明

「福岡県弁護士会の取り組み～出前授業やジュニアロースクール等の実践～」

福岡県弁護士会 弁護士 日浅 裕介・山室 卓也

【日浅裕介弁護士】

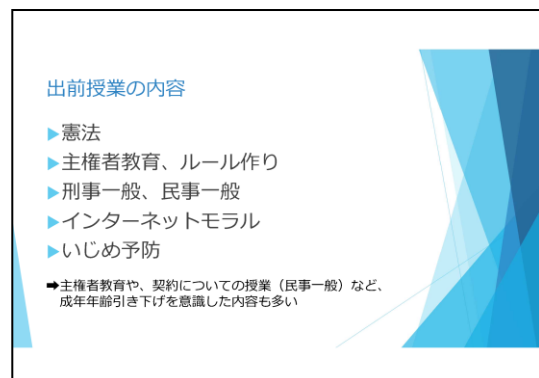
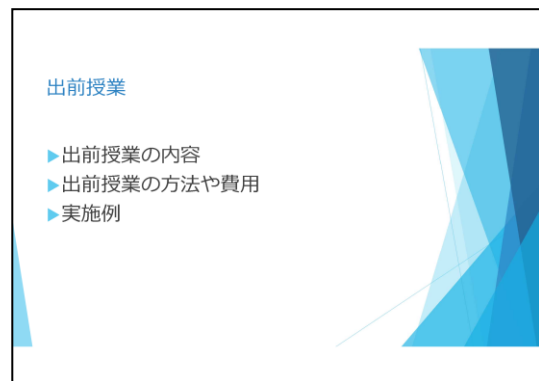
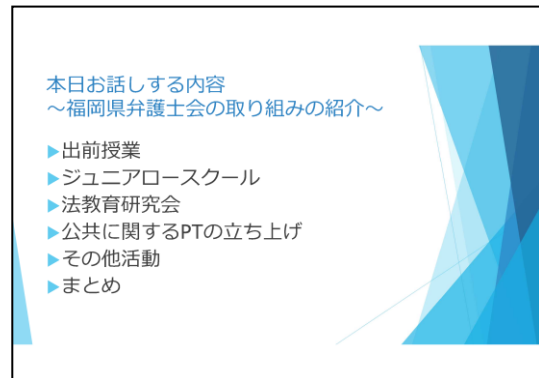
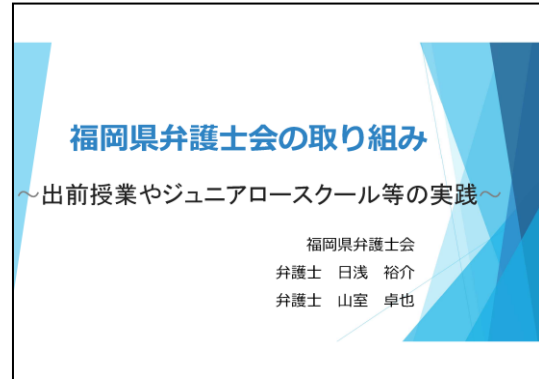
皆さん、こんにちは。ただ今御紹介いただきました福岡県弁護士会の日浅裕介と申します。福岡県弁護士会では法教育委員会の副委員長を務めております。本日は貴重なお時間をいただきまして誠にありがとうございます。今から私日浅と、同じく法教育委員会委員の山室弁護士と二人で福岡県弁護士会の法教育に関する取組について説明をさせていただきます。

本日お話しする内容ですけれども、福岡県弁護士会では法教育委員会が主体となって様々な法教育に関する取組を進めております。本日説明させていただく内容は、出前授業、ジュニアロースクール、法教育研究会、公共に関するPTの立ち上げ、その他活動についてです。まず、私からは出前授業の内容について説明をさせていただきます。

福岡県弁護士会では約15年間にわたり、県内の小・中・高の各学校へゲストティーチャーとして弁護士を派遣する出前授業を継続して行ってきております。これから出前授業の内容、方法や費用、実施例についてお話をさせていただきます。

出前授業の内容なのですけれども、ここに書いてありますように、憲法、主権者教育、ルール作り、刑事一般、民事一般、インターネットモラル、いじめ予防ということで、幅広いジャンルの授業を実践しております。

今回のセミナーのテーマである成年年齢引下げに関して言えば、契約の基本的な考え方やトラブル対応に関する授業も行っております。どの授業についても、単に法的知識を一方的に



伝えるのではなく、法の背景にある自由、権利と義務、責任、公平、正義等の価値を理解してもらい、対立する被害をどのように調整するかなどの議論を通じて、法やルールのある存在意義や重要性について児童・生徒に理解してもらえよう双方向の授業を実践しております。

次に、出前授業の方法や費用についてです。

最近ではコロナの影響もあり、教室ではなく体育館や講堂での大人数での授業も多いのですが、福岡県弁護士会では原則として学校のクラスごとに弁護士を派遣して、全クラスに同じ内容の授業を行うことができる体制を整えております。

ここで重要なのは各学校の各クラスに1年に1回無料で弁護士を派遣することができるという点です。一つの学校で弁護士1名ではなく、1クラス当たり1名の弁護士を無料で派遣しますので、例えば1学年に5クラスあれば5名の弁護士を無料で派遣します。ですので、この無料枠を使っていただきたいと思っております。1年間で150クラスの先着順になっております。令和3年度はコロナ禍ではありますが、これまで38校84クラスの出前授業の申込みがありました。無料枠は先着順となっておりますので、是非この機会に申込みをいただければと思っております。福岡県弁護士会のホームページを見ていただくと申込みが可能となっております。また、後ほど御紹介しますが、オンライン授業にも対応しております。

出前授業の方法や費用について

- ▶ 体育館や講堂での授業や、各クラスに1人弁護士を派遣して授業
- ▶ 複数弁護士を派遣する場合であっても無料で対応可
※ただし先着150クラスに限る
- ▶ オンライン授業も対応可

具体的な実践例を二つ紹介します。

一つ目は、久留米市の諏訪中学で実施された主権者教育の例です。これは私も派遣されたけれども、救急車を有料化すべきかというテーマについてクラスを班に分けて、班ごとに賛成か反対かを議論し、意見をまとめた上で発表をしてもらいます。

そして、自分と異なる意見の班の発表を聞いた後、更に議論して、反対意見を踏まえて自分の班の意見を修正して再発表してもらおうという進行です。この中で対立する利害を調整するという体験していただきます。最終的には、班ではなく生徒個人の意見で賛成票・反対票を投じてもらい、主権者としての役割についても体験してもらうこととなります。この授業については福岡県弁護士会のホームページに動画がアップロードされておりますので是非御覧ください。

二つ目は、糸島市の前原西中学校で実施されたインターネット利用のルール作りに関する授業です。この後登壇する山室弁護士が派遣されて行ったものですが、インターネット

実施例

- ▶ 諏訪中学
テーマ 主権者教育～救急車を有料化すべきか～
※福岡県弁護士会ホームページに動画あり
- ▶ 前原西中学
テーマ ネット利用のルールを考えよう
※各クラスと弁護士をzoomでつないで実施

の有用性・危険性の両方を認識してもらった上で、LINEグループ内で、あるメンバーがアップロードした写真を別のメンバーが無断でTwitterに流したという例等から、ネットを利用する際のルール作りについて班で議論して発表するという内容でした。まだまだ法整備が不十分な分野において、新しいルールを作るという体験をしてもらうことで、なぜ法やルールが存在するのか、どういうルールを作ればみんなが安心してインターネットを利用できるのかということを考えてもらいました。そしてこの授業はコロナ禍ということもありオンラインで実施されています。スライドにある通り、山室弁護士は自分の事務所でZoomを使って学校にいる生徒とやり取りをしております。学校の先生がタブレットを持ち回って、議論の様子を山室弁護士に流していただいたお陰で、議論の様子を確認しながら授業ができたようです。

以上、私からは出前授業について紹介させていただきました。

【山室卓也弁護士】

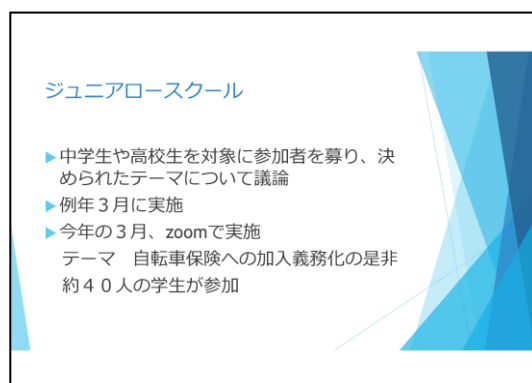
ここからは弁護士の山室が説明させていただきます。福岡県弁護士会ではジュニアロースクールを開催しています。ジュニアロースクールとは学生に身近な問題について主体的に考えてもらうために、福岡県内の中学生や高校生を対象にホームページ等で参加者を募って、決められたテーマで議論していただき、学生に発表してもらうというものになります。

例年3月に実施しており、例年は対面で福岡県弁護士会に集まって実施していたのですが、今年はコロナの感染拡大に伴いZoomで実施しました。

実際に約40人の学生に参加いただきまして、テーマとして自転車保険への加入義務化の是非、具体的に加入を義務とした場合にどういった内容にするのかといったことについて学生に議論してもらうことをしました。学生からも概ね好評でして、今後も継続してジュニアロースクールについては実施していこうと考えております。また、これまでも、自転車保険への加入義務化以外にも、先ほど御説明がありました救急車の有料化の是非といったテーマや、文化祭についてのルール作りといったものをテーマとして取り扱っております。

続きまして、法教育研究会について御説明いたします。

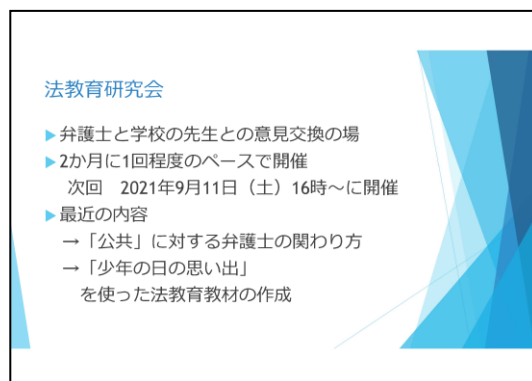
私がこちらのコーディネーターを務めているのですが、福岡県弁護士会では様々な法教育活動を行うに当たり、学校の現場に則した内容



ジュニアロースクール

- ▶中学生や高校生を対象に参加者を募り、決められたテーマについて議論
- ▶例年3月に実施
- ▶今年の3月、zoomで実施

テーマ 自転車保険への加入義務化の是非
約40人の学生が参加



法教育研究会

- ▶弁護士と学校の先生との意見交換の場
- ▶2か月に1回程度のペースで開催

次回 2021年9月11日(土)16時～に開催

- ▶最近の内容

- 「公共」に対する弁護士の関わり方
- 「少年の日の思い出」を使った法教育教材の作成

となるよう学校の先生方との意見交換の場として法教育研究会を設けております。今は、2か月に1回程度のペースで開催しております。

こちらは教員であればどなたでも参加できますので、是非御参加いただければと思います。詳細につきましては、本日配布資料となっております法教育研究会の御案内という文書に記入がありますので、そちらを御確認いただければと思います。

最近取り扱っている内容を少し御紹介いたしますと、「公共」に対する弁護士の関わり方ということで、学習指導要領の改訂に合わせまして新しく「公共」が導入されます。これに対して弁護士がどのように関わっていけるのかといったことを法教育研究会で議論したり、「少年の日の思い出」ということで、こちらは中学校の教材になるのですが、こちらを使った法教育教材を作れないかという学校側からの要望がありましたので、こちらの教材を作ったりという活動をしております。今後も定期的で開催されますのでこちらも是非御参加いただければと思います。

続きまして「公共」に関するPTの立ち上げということになります。

こちらは高校の学習指導要領の改訂がありまして、新しく高校の社会科として「公共」が導入されます。この授業について弁護士がどのようにサポートできるかということで、先月くらいから具体的に活動を開始しているという状況です。

具体的に今検討している内容としましては、既存の教科書の内容を基にしてどのように授業ができるのか、特に弁護士は議論をすることに長けている方が多いので、そういった観点からサポートができるのではないかと考えているという状況です。実際に「公共」の一部を弁護士が担って、この「公共」の授業で重視されているアクティブラーニングを実現できるようサポートができればと考えています。今後も学校の先生方に御協力を求めることがあるかと思いますので、御承知おきいただければと思います。

その他の活動について御説明いたします。

まず裁判傍聴を実施しております。例年11月に実施しておりましたが、今年は残念ながらコロナの感染拡大の影響を受けて中止させていただいております。例年であれば、弁護士が実際の裁判の解説をして、どういった裁判なのかといったことで、御好評いただいているのですが、今後いつ実施するかは現状未定となっております。

公共に関するPTの立ち上げ

- ▶ 2022年より始まる「公共」の授業について弁護士がどのようにサポートできるか検討中
- ▶ 既存の教科書のテーマを基にして、どのように授業をするか、授業の方向性を示すことを考えている
- ▶ 実際に「公共」の授業の一部を弁護士が担い、アクティブラーニングの実現のサポートを

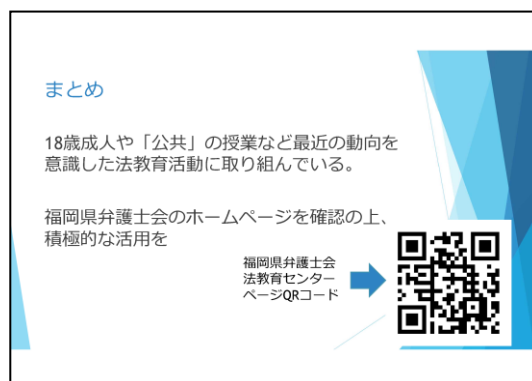
その他活動

- ▶ 裁判傍聴の実施
- ▶ 模擬裁判
- ▶ 法教育に関するシンポジウム

また、これも不定期の開催になるのですが、模擬裁判ということで、学生に裁判官役、弁護士役、検察官役というふうに分かれて模擬裁判を実施ということを行っています。またこちらも不定期の開催になりますが、法教育に関するシンポジウムとして、これまで「公共」に関するシンポジウムや主権者教育に関するシンポジウムといったことを実施してまいりました。

最後にまとめとしまして、これまで18歳の成年年齢引下げを踏まえて福岡県弁護士会ではいろいろな活動を実施させていただいております。また、「公共」の授業等、最近の動向を踏まえた法教育授業を実施しておりますので、是非、福岡県弁護士会のホームページの方を御確認いただきまして、積極的な御活用をしていただければと思います。

以上、福岡県弁護士会の取組の説明を終わります。御清聴ありがとうございました。



まとめ

18歳成人や「公共」の授業など最近の動向を意識した法教育活動に取り組んでいる。

福岡県弁護士会のホームページを確認の上、積極的な活用を

福岡県弁護士会
法教育センター
ページQRコード

The slide features a blue and white geometric design on the right side. It includes a QR code and an arrow pointing towards it, indicating the location of the QR code on the website.

7. 分科会

1) 小学校分科会

福岡市立弥永小学校校長 石橋 剛克

【石橋剛克校長】

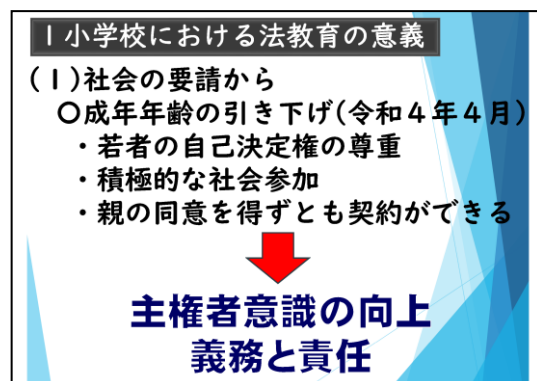
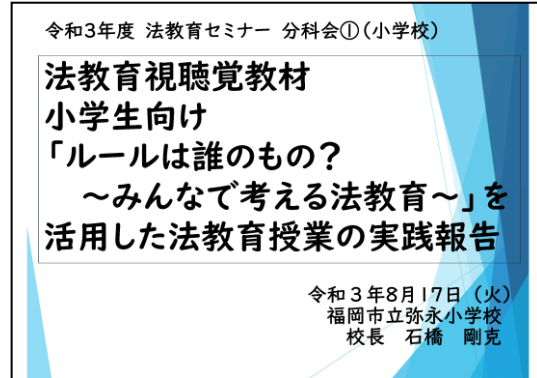
皆さん、改めましてこんにちは。福岡市立弥永小学校校長の石橋でございます。

今回、法教育の実践を通して、子供たちが約束や決まりを守ることについて客観的に理解していくための学習内容や授業方法等を考えることができました。新しいことや難しいことをしたのではなく、日常の授業でできるような実践でございます。若手の教員もベテランの教員も無理なく授業でできる事例として報告させていただければありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

では、法務省作成の視聴覚教材「ルールは誰のもの？～みんなで考える法教育～」を活用した法教育の授業実践について報告いたします。まず、小学校における法教育の意義について、社会の要請、学習指導要領、本校の子供の実態の三つから説明いたします。

一つ目は社会の要請です。これにつきましては、先ほど笠井教授のお話や法務省の説明にもございましたが、既に選挙権を有する年齢が18歳になっております。来年の令和4年4月から成人年齢が18歳に引下げられます。これは18・19歳の若者の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参画を促すことになると期待されています。例えば、親の同意がなくとも様々な契約をすることができるようになります。携帯電話を購入する、一人暮らしのためのアパートを借りる、クレジットカードを作成する、ローンを組むといったことができるようになります。先生方、これをどう思われますか？今述べたことが、6年生であればたった6年後にはできるようになります。

私は、私の学校の子供たちを思い浮かべてみると大変不安になります。だからこそ、小学校のうちに主権者としての意識や主体性を高めていく必要があると考えているのです。



二つ目は学習指導要領からです。特別活動では以下のことが求められています。まず目標には、児童が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的・実践的に取り組むことと示されています。しかし、この目標は特別活動単発で指導するものではなく、道徳科等と関連させながら達成することが求められています。例えば、道徳科の中でいうと、Cの「主として集団や社会との関わりに関すること、規則の尊重」という項目がございます。ここと連動して指導することが考えられます。このように、各教科や領域等をつなぎながら児童の自発的・自主的な活動を効果的に展開する等、自分たちで決まりを作って守る活動を充実させていくことが重要であると考えます。

1 小学校における法教育の意義

(2) 学習指導要領から

- ①特別活動の目標
- ②道徳科などとの関連
- ③児童の自発的、自主的な活動の効果的な展開

↓

**よりよい社会と
幸福な人生の創り手**

次に児童の実態からです。スライドに映っているのは、本校の1年生です。可愛いですね、バッタを私に見せてくれています。これは生活科なのですが、「なんこれなんこれ」と言っているだけです。次のスライドは、話し合いの様子です。3年生なのですが、「聞いてください。話します。私の考えは〇〇です。」と言っているのですが、これが難しいのですね。考えを述べているのですが、話し合いまでには至りません。

1 小学校における法教育の意義

(3) 児童の実態から

- ①素直・素朴・人なつっこい
- ②善悪の判断が未熟
- ③想像力に課題あり
- ④合意形成の話し合いが未熟

↓

**主体的・対話的で
深い学びの実現**

本校の子供たちは、とても明るくて素直で可愛らしい子供ばかりです。一方で、地域等で迷惑をかけたたりすることもあります。善悪の判断ができない子供たちもいます。また、決められたことはきちんとやっています。ただ、自分たちでアイデアを出し合ったり、考えを作っていく経験が不足しています。このようなことから、今回の授業のようなものを積み重ねていくことによって、主体的・対話的で深い学びの実現が可能になってくるのではないかと考えています。

では、今回の授業について説明します。題材名は「約束を守ること」です。第3学年特活(2)の項目での実践になります。具体的には、第3学年学級活動「(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長・イより良い人間関係の形成、学級や学校の生活において互いの良さを見付け、違いを尊重し合い、仲良くしたり信頼し合ったりして生活すること。」に位置付けて今回の授業を行いました。特活は(1)でもいけると思いますが、今回は(2)です。

2 授業実践 題材名「約束を守ること」

第3学年 学級活動

(2)日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

イ よりよい人間関係の形成

学級や学校の生活において互いの良さを見付け、違いを尊重し合い、仲良くしたり信頼し合ったりして生活すること。

今回は3年生で実践したのですが、その理由は三つあります。一つ目は、発達段階として3年生というのは個人から集団への転換期であると考えます。この時期から集団を作って遊んだり、集団としてのトラブルも増えてきます。地域でも集まって遊んでいる状況は結構見受けられます。二つ目は、学校全体にかかる行事等、例えば児童会活動、他の県や市でどのように呼ぶのか分かりませんが、福岡市では代表委員会というものに3年生も参画していきます。そのようなところでも大事なのではないかと考えています。三つ目は、3年生から教科が増えるということです。社会科、理科、総合的な学習の時間等々、要するに、社会と関わる教科・領域が増えていきます。つまり、社会性の基礎を培っている初期の段階ともいえるのが3年生であり、法教育として手を打っていくには相応しい学年であると考えたからです。

そこで、今回の学習の目標を「約束について関心を高め、『約束すること、約束を守ること』について考えること」とし、約束の意味を客観的に理解していくということにしました。「約束」の意味を理解するとは、具体的には、大人の世界でも日々約束をしていることや、当事者同士の意思表示が合致することにより成立する契約という法律行為も約束の一つであることを理解していくことです。

この理解を通じて、約束をすることにより、子供たちの視野や世界が広がっていく、生活が豊かになるということを3年生なりに掴んでほしいと考えました。

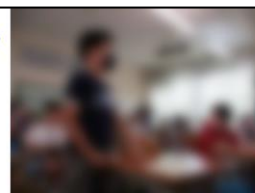
約束の意味を理解するために、次の4点から学習を組み立てていきました。

一つ目は子供の生活経験と題材をつなぐ活動、二つ目は法務省が作成した視聴覚教材の効果的な位置付け、三つ目はゲストティーチャー・専門家、今回は春田弁護士に授業に参加していただきました。四つ目はお互いの良さを認め合う話し合い活動の位置付けです。

では、子供の生活経験と題材をつなぐ活動に

なぜ、3年生？

- 個から集団へ
- 児童会活動参画
- 社会科等教科増



今回の学習目標

「約束について関心を高め、「約束すること、約束を守ること」について考えること。

具体的には「約束」の意味を理解すること

- 大人の世界でも、日々、色々な約束が交わされており、「契約」も約束の一種であること



約束は、私たちの生活をより豊かにするための手段のひとつである

指導の実際(学習の組み立て)

- 「約束する」と「約束を守る」の意味を理解する活動
- ①児童の生活経験と題材をつなぐ活動
- ②視聴覚教材の位置づけ(法務省作成)
- ③GT(弁護士)の位置づけ(専門家)
- ④話し合い活動の位置づけ

指導の実際(導入場面)

○児童の生活と題材をつなぐ!

事前アンケートを実施	もののかしかり トラブル
	きょうだい
	マンガ スイッチ
	ゲームソフト おもちゃ リモコン
	マスク けしゴム ぬいぐるみ
だいじなもの	
けんか 取りあい かわされた	

ついて説明します。まずこの学習に入る前に、子供たちに普段の生活の中での物の貸し借りに関するアンケートを実施しました。このアンケートを基に、自分の生活経験を発表させるところから授業をスタートさせていきます。では、子供たちの様子を御覧ください。

(授業動画を視聴)

次に、子供たちがこの学習で考えていく学習課題を明確に持つために、法務省作成の視聴覚教材を活用します。ここでは問題提起①の場면을視聴しました。

(授業動画を視聴)

今の動画で、アラタさんとユウマさんのトラブルの原因は何だったのか、どうしたら良かったのかということをお子たちは話し合っていきます。視聴覚教材の問題提起①を見せることで、子供たちにとって考える内容が焦点化され、その後の話し合いがスムーズに進んでいきます。そして子供たちなりに考えていった「約束する」ということをここで専門家の弁護士さんに価値付けしていただきました。

(授業動画を視聴)

このように、子供たちは、アラタさんとユウマさんのトラブルの原因が約束をきちんとしていなかったことにあり、約束が大事なことであることを話し合いや春田弁護士の話を通して捉えていきます。

この話し合いや価値付けをした後に、視聴覚教材②を見せていきます。先ほどの動画は「約束をする」ということに関する内容でしたが、ここでの動画は、「約束を守る」ということは具体的にどのようなことなのかについて考えていくための問題提起となる内容です。では、問題提起②の視聴覚教材を御覧ください。

指導の実際(導入場面)

○視聴覚教材の活用①!

ここでの活用目的

- ・学習課題の明確化
「約束する」とは?



指導の実際(展開場面)

○話し合い①「約束する」とは?

- ・問題点は?
- ・どうしたらいい?

○OGT(弁護士)の話①

- ・約束内容をはっきり(契約)
- ・約束する意味

指導の実際(展開場面)

○視聴覚教材の活用②!

ここでの活用目的

- ・新たな課題の提起
「約束を守る」とは?



(授業動画を視聴)

問題提起②のビデオでしたけれども、ここからの話し合いでは、「約束を守る」ことの意味を考えていきます。子供たちは、アラタさんはゲームソフトを返すべきか、それとも返さなくても良いのかについて考えていきます。これも動画を見ることで、子供たちが何を話せばいいのかについてしっかりと主格的に捉えていたので、スムーズな話し合いが行われていきます。

指導の実際(展開場面)

○話し合い②「約束を守る」とは？

- ・アラタさんはソフトを返すべきか？
- ・それとも返さなくてもいいか？

○OGT(弁護士)の話②

- ・一度した約束は守ること
- ・よく考えて、守れる約束を！

その後、春田弁護士から「約束を守ること」について、専門家の観点からお話ししていただきます。ではその様子を御覧ください。

(授業動画を視聴)

このような感じで子供たちがこの学習をしたのは、この1時間だけなのです。もちろん事前にアンケートは取らせてもらったのですが、たった1時間で、色々なことを考えていくことができました。動画を視聴したり専門家の方の話を聞いたりするだけで、子供たちに考える意欲が湧き、また、考えることがはっきりしていった、「この子たち、こんなふうに話し合うことができるのだ」と、子供たちの持っている力をこの1時間で見る事ができたと思っています。

この1時間の活動を行った後の子供たちの反応です。

まず画面左の子供ですが、「時間をしっかり決めた方が良いと思います。優しい言い方で、じゃあちょっと貸してと言った方が仲良く過ごせると思います。」と書いています。この子は約束をきちんと決めて、相手に配慮することでトラブルなく生活できるということを掴んでいる姿だろうと考えています。

指導の実際(児童の反応)

どんなことを書いてほしいですか。	どんなことを書いてほしいですか。
時間を守り、約束をきちんと決めたほうが いいと思います。やさしい言い 方で、じゃあちょっと貸してと言 った方が仲良く過ごせると思 います。	トラブルにならないうち には、ちゃんと何日に返す のかきめたりやくそくを まもらないといけないと 思います。あととちゅうで やくそくをかえないほうに ちゃんとしなうに考え 自分もまもるやくそくに すればトラブルがおこ らないと思います。

それから右画面の子は「トラブルにならないためには、ちゃんと何日に返すのかを決めたり、約束を守らないといけないと思います。あと、途中で約束を変えないように、ちゃんと慎重に考えて自分も守れる約束にすればトラブルが起こらないと思いました。」と書いています。この子は約束の内容は自分で決めることができること、約束をする時はちゃんと守れる内容になっているかをよく考える必要があること、約束を守ることで誰もが気持ち良く生活することができるということを掴んでいると考えました。1時間でこれだけ書くなるとこの子たちすごいなと思いました。

その他にもこんな反応がありました。「約束をしたら絶対に守ることが大事」、「約束を破ったら人に迷惑がかかる」、「約束を守るとずっと仲良くなれる」、「途中で返してほしくなっても我慢する」、「自分で作った約束は破らない」等、良いことを書いてくれています。普段の様子からは、こんな反応をしてくれるとは思っていませんでしたが、きちんと学習を進めていけば子供はきちんと考えることができるということがこの1時間で分かったと思っています。春田弁護士からは、六法全書を見せてもらったりもしました。

今回の取組の成果としては、まず子供たちが何気なくしている、あるいは考えずにしている「約束」という行為について、子供たちがしっかり客観的に学ぶことができたということが挙げられます。約束をするかしないか、またその内容も自分で考えて決めることができることとか、約束を守ることで集団や社会の秩序が保たれることを3年生の子供たちなりに捉えることができたと考えます。

二つ目は、子供たちに客観的に学ばせるために法務省の視聴覚教材を活用したことです。今回は、問題提起①と②の部分だけを授業の前半と後半に使いましたが、この視聴覚教材には解説も入っているので、その解説を使ってもいいと思います。

動画を見せた後に、教員が、話し合ってもらいたいことや考えてもらいたいことを整理することで、子供たちがしっかりと問題を捉え、焦点化された話し合いをすることができたと考えています。それにより、子供たちが約束をすることの意味とか、約束をする際に気をつけるべきこと、約束をすることの価値について、きちんと整理しながら考えることができたと思います。

今回使用した視聴覚教材は、子供たちにとって、とても分かりやすい動画だったと思います。もしかしたら1年生や2年生でも分かるのではないかと思います。

三つ目です。今回、専門家として弁護士の春田さんに授業に参加していただきました。春田弁護士には、専門家の立場から子供たちの考えを価値付けていただきました。このことにより法律が子供にとって身近な存在だと感じることはできたのではないかと思います。子供たちは、普段弁護士の方とか法務省の方とかに会うことはありませんので、専門家やプロに会うことは子供たちにとってすごく意味のあることだと思っています。この三つが成果として挙げられると思っています。

指導の実際(児童の反応)

- 約束をしたら絶対に守ることが大事
- 約束を破ったら人に迷惑がかかる
- 約束を守るとずっと仲良くなれる
- 途中で返してほしくなっても我慢する
- 自分で作った約束は破らない



3 成果と課題

成果

- 「約束」について、その意味を客観的に学ぶことができた
- 視聴覚教材の活用により、児童が具体的に考えることができた
- 児童にとってあまり身近ではない弁護士(専門家)と出会う機会ができた

次に課題です。今回3年生での実践でしたが、小学校には、やはり主権者意識の基礎を培うという役割があると思っています。そういう意味において、6年間の系統的な指導体制を整えていく必要があると感じています。今回、3年生のクラスで、たった1時間の授業で行いましたが、これだけで終わらせるのではなく、いろいろな連携が必要ではないかと思っています。特に、6年生の出口をどうしていったらいいかということ考えた指導体制を作っていく必要があると考えています。

二つ目ですが、そのためには特別活動だけではなくて、道徳科を始めとした各教科、総合的な学習の時間等に計画的にこの学習を位置付ける、教育活動全体において連動した内容構成を考えていく必要があると考えています。法教育、大きく言えば主権者教育になると思うのですが、人権教育とか平和教育とか〇〇教育というのは、教育活動全体を通して行う必要があると考えています。だからこそ法教育についても、教育活動全体を通していろいろなものを連動させながら指導していく必要があると思っています。

三つ目です。義務教育を終える中学校3年生は非常に重要だろうと思っています。そのために小学校と中学校、もしかしたら高校も連携しないとイケないかなと思いますが、特に義務教育9か年を見通した連携が重要になるとと思っています。来週、本校は中学校と合同研修をします。その中で今回の実践も話しながら、法教育の在り方について小中学校が連携しながら取り組んでいきたいと思っています。

終わりに、これは私の学校経営案なのですが、理想の学校をスライドのように考えています。まず子供が「のびのび」と学ぶ学校です。学校というのは理想郷だと思うのです。子供が少しくらい失敗したっていい、ただ失敗から学んでいかなければいけないと思っているのですが、失敗できる学校というのが大事なと。二つ目は先生たちが「いきいき」と教えなければいけないと思うのです。

色々なことにビクビクしながらではなく、堂々と教えなければいけないと思っています。それから保護者の方や地域の方が学校って面白そうだねと「わくわく」して集うような学校、これが大事なと私は思っています。

こういった学校を実現するためには集団としての約束を作る、集団としてのルールを作るということが大事で、子供たちだけのルールではなく、教員も保護者も地域の人もみんながしっかり守っていくようなルールを作って、それをきちんと守っていくことが大事だ


3 成果と課題

課題

- 法に関する学習の6年間を通じた**系統的**な指導の在り方
- 特別活動や教科等が**連動**した指導の在り方
- 中学校ブロックにおける**連携**した指導の在り方

子どもが「のびのび」と学び
教職員が「いきいき」と教え
保護者が「わくわく」して集う
そんな弥永小学校をめざして！

ご清聴ありがとうございました



と思っています。実際に、うちの校区は中学校と、隣の弥永西小学校と、両PTAと両地域を合わせて、「日佐中ブロックの決まり」というのを作っています。隣の中学校は日佐中というのですが、このブロックの決まりを作って、みんなで守っています。今日は持ってきていないのですが、のぼり旗を作って、挨拶掃除みんなの決まりなんてスローガンを作って地域をあげてルールを作って守っていく取組をしています。

今回、この法教育セミナーのための授業実践を引き受けたのは、このブロックが目指しているところにピタッと合ったからです。ぜひ今回の取組をきっかけとして、これからの法教育にしっかりと取り組んでいきたいと思った次第でございます。ちょっと時間が早いですが、これで私からの報告を終わりたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。御清聴ありがとうございました。以上でございます。

<質疑応答>

【法務省】

ありがとうございました。それではこれから質疑応答のお時間とさせていただきます。まず一つ目のご質問ですけれども、先ほど「法律のプロに会うことで子供たちが成長した」とお話しされておりましたが、小学校3年生は弁護士という職業を理解することができたのかどうか。またどのように弁護士という職業を紹介したのでしょうか。

【石橋剛克校長】

ありがとうございます。今回は弁護士さんの仕事そのものではなく、約束を守る、ルールを守ったり作ったりすることについて大事なことは何？ということに関する学習の中で、いわゆる法律を扱う弁護士さんに来ていただいたということです。そのため、今回は弁護士さんの職業を詳しく紹介まではしませんでした。あくまでも今回は補足と言いますか、子供たちが約束やルールについて考えるためのアドバイザーという形で紹介をさせていただきました。

【法務省】

次の質問ですが、先ほどの質問に関連しまして、授業を実施するための準備にどのくらいの時間がかかったのか、また弁護士さんとの打合せはどのくらいの時間を要したのか、お答えいただけますでしょうか。

【石橋剛克校長】

準備についてですが、冒頭申しましたとおり、何も新しいことではなく、難しいことでもなく、いわゆる問題解決的な導入があって展開場面で子供たちが考えて、終末でまとめをしていくという45分間を作っただけでございますので、いろいろなものを準備する必要はありません。さらに法務省が作った教材があったため、全然負担は感じませんでした。

ただ、弁護士さんに参加していただくということで、学校に2回ほど春田弁護士に来ていただいて、30分ずつぐらいの簡単な打合せを学校が作成した指導案を基に行いました。打合せの際に、春田弁護士と役割分担をさせていただいて授業をした程度の準備でした。

【法務省】

弁護士の先生とは、リモート会議も活用されましたか。

【石橋剛克校長】

春田さんとはリモート会議も活用しました、Zoomですね。

【法務省】

今回の授業では、専門的な説明を弁護士に委ねたということですが、外部講師・弁護士を利用できない場合にも、この法務省の教材を使って、担任の先生が一人で効果的に授業を実施することは可能でしょうか、という御質問でございます。

【石橋剛克校長】

もちろん可能です。先ほど述べたように、春田弁護士には、今回は補足という形で参加していただきました。しっかりと子供たちが問題場面を捉えて、それについて考えていく学習をすれば大丈夫です。法務省が作成した動画には解説もあります。その解説を使えば子供たちはしっかりと理解できるので、外部講師が入らなくても大丈夫だと思います。

【法務省】

ありがとうございます。今御紹介いただいたように、今回使用していただいた動画には、ハウリス君が子供たちに分かりやすく説明した解説も入っております。専門家を入れる代わりに、ハウリス君の解説部分を使っていただくこともできます。

では次の質問です。先ほど、「子供たちがこの1時間の授業を通じて急に成長したように感じた」とおっしゃっていましたが、この授業を実施した後の後日談として、生徒さんたちの様子、例えば友人間や兄弟等との約束の仕方に変化があった等、何か成長を感じられた部分はございましたでしょうか。

【石橋剛克校長】

その後の具体的な状況に関するエピソードはないのですが、掃除や学校の決まりを守ろうという取組を3年生及び教員は行っていますので、そのように継続的に取り組んでいるという状況です。劇的に子供は変わりません。ずっとつないでいって、6年で卒業したところでどうなるかということが大切ですので、取組を続けていくことが大事だと思います。

【法務省】

次の質問です。弁護士さんをゲストティーチャーとして活用した授業は、今後どのように発展していくのでしょうか。年間1回で終わりでしょうか。今後の計画等はございますでしょうか。

【石橋剛克校長】

先ほど春田弁護士と話をしたのですが、やはり6年生が重要だと考えています。卒業をして中学校へ上がるという時にある程度主権者意識を高めていきたいと思っています。そのため、今度は6年生の授業に、弁護士さんに参加してもらい、例えば自転車事故を起こしてしまった際の補償といったものを題材として考えてみたいと計画を立てているところです。

【法務省】

ありがとうございます。そうしますと、弥永小学校では今後も弁護士さんをゲストティーチャーとして招いて授業を行うことを考えていらっしゃるということでしょうか。

【石橋剛克校長】

今回は法務省や弁護士会の方々とつながりができましたし、そういった仕組みもありますので、気軽に今後も活用していきたいと思っています。子供たちにとっても、いろいろな人と出会うといったことも大事だと思っていますので、いろいろな方とのつながりを今後も作っていききたいと考えています。

【法務省】

次の質問です。3年生の社会科の学習では、法や決まりについて取り扱う内容があります。例えば、地域の安全を守る消防署や警察署の仕事です。この授業をする時に、どのように法や決まりを扱ったらいいかわかりません。何かアドバイスをいただけますでしょうか。

【石橋剛克校長】

3年生の社会科は、地域の安全を守るための組織的な働きを教えることが主だと思います。消防も警察も、水やゴミも3・4年生で扱いますよね。その中で私たちが守っていかなければいけないルールはたくさんありますよね。例えばゴミの出し方とかルールがあるじゃないですか。私たちは、大きな仕組みの中の一部なのですよという形、分別とかもそうだと思うのですよね。中学年の社会科のいろいろな仕組み・社会的事象を学んでいく中に、私たちがしなければならないことはたくさんあって、それがルールとかマナーだと思うのですよね。そのようなことを教えていくことが大事だと考えています。

【法務省】

ありがとうございます。次の質問です。先ほど先生のお話にもありましたが、小学校にはやらなければならない〇〇教育が非常にたくさんありますが、そのような中で、小学校において法教育を扱う意義について教えてください。また何年生で法教育を行うことがいいのでしょうか、という御質問です。

【石橋剛克校長】

小学校での法教育は、私は集団としてのより良い人間関係作りとか、集団として秩序を保っていくとかが大事であって、主体的にそのようなものに関わっていったり、自分たちでより良い集団作りをしていこうという大きな狙いがあると思います。その中に規則とかルールとかマナーがあると思うのです。だから何年生で法教育をやるのが良いとかではなく、当然小学校1年生から6年生までそういった観点で結び付けていかなければいけないと思っております。具体的に言うと、特活の学習指導要領を見てもらったらいと思うのですけれども、この中に学級や学校における生活作りへの参画というのがありまして、生活の諸問題の解決や組織作りへの役割の自覚とかですね、多様な集団の生活の向上とか、あるいは3年生で取り扱ったものがあります。これは3年生だけではなく全学年で狙いがあるのですよね。ですから、特活を中心に据え、道徳科とか社会科とか総合的な学習の時間を連動させながら横断的に学習を組んでいき、年間指導計画に位置付けていくことによってきちんと系統的な6年間の学びができると思っております。

【法務省】

それでは最後の質問です。今回は法務省の教材を使って3年生で授業をしていただきましたが、この約束に関する授業を4・5・6年生等で実施することはできるでしょうか。また、その場合、どのような工夫があり得るでしょうか、という御質問です。

【石橋剛克校長】

当然あると思います。教材としては1年生と6年生は違いますので、そのまま使うことは難しいかもしれません。生活習慣や集団との関わり方は1年生と6年生とで違いますので。最初に少し説明しましたが、子供の生活実態・生活経験をきちんと表出してあげて、「今僕たちの生活の中では約束についてはこのような課題があるよね、こんなことがこの学級では上手くできていないよね」ということを表出させて、自分たちの問題として考えさせていくことが大事です。その中にこの視聴覚教材が入るかどうかが検討していくことが大事かなと考えています。

2) 中学校分科会

福岡教育大学附属小倉中学校教諭 柴田 康弘

【柴田康弘教諭】

皆さん、こんにちは。今御紹介いただきました福岡教育大学附属小倉中学校の社会科を担当しています柴田と申します。今日は本校で行いました中学校3年生への実践について御報告したいと思っています。それではスライドを使いながら見ていただきたいと思います。

始めに自己紹介と学校の紹介を僭越ながらさせていただきます。私は福岡県の出身でして、今年で22年目の教員生活となりました。対話とか、特に社会科研究の文脈では「ガチ」な学び、子供が真剣になる学びをということで研究を進めているところです。

私は陸上部を持っておりまして、先日までは東京オリンピックに行かせていただく機会をいただきました。オリンピックの場で世界のトップクラスの動きを見て、感激して帰ってきたところです。オリンピックに対してもたくさん

のいろいろな意見がある中での今年の開催でしたが、こういった部分にも今回取り上げているような法的な思考やリーガルマインドといったことは確かに息づくのではないかとこのように感じたところです。

最近行けていなくて反省しているのですが、先ほど県の弁護士会の方からも説明がありました福岡法教育研究会にもお世話になっておりまして、数年前まではたくさん学ばせていただいたところでした。

それから本セミナーのサブテーマとなっている成年年齢引下げの問題については、今スライドに小さく出しましたが、2009年に修士論文をまとめた際にちょうど私が社会科の中で取り上げた題材でありまして、今回このお話をいただいて非常にご縁を感じたところでございます。

また勤務している学校なのですが、福岡教育大学には附属の小中学校園が7つありまして、キャンパスは大学のある宗像とは別に福岡、久留米、小倉と三つのキャンパスに分かれていて、その中の一つ北九州の小倉にあるキャンパスが私の勤務している学校です。大学の附属校ですから様々な使命を負っておりまして、いろいろな研究を進めているのですが、現在は令和元年度から引き続き令和3・4年度文部科学省の委託研究指定校として、

2021年8月17日(火) 於 福岡ファッションビル(オンライン開催)

法務省主催
教員向け法教育セミナー
-来年4月に迫った成年年齢引き下げに向けて-

中学校分科会

「子どもに身近な事象を法的に捉える学びの充実を」
-公民的分野「私たちと政治」：決め方としての多数決を考える-

福岡教育大学附属小倉中学校 柴田 康弘
E-mail : shibata.y@fukuoka-edu.ac.jp

0. はじめに

柴田 康弘(社会科, 研究部長)

- ・福岡県出身 ・22年目
- ・対話 ・“ガチ”な学び
- ・陸上競技部顧問
- ・福岡法教育研究会



福岡教育大学附属小倉中学校

- ・北九州市小倉北区(SDGs未来都市)
- ・大学附属校としての使命
(中等教育校, 教育研究校,
教育実習校, 職員研修校)
- ・カリキュラム・マネジメント研究
※R3, 4文部科学省委託研究指定校

教科を超えたそれこそ「ガチ」な学びということで、教科の縦割りをなるべく避けて実際のリアルな課題を子供たちが解決していくというカリキュラム研究をしているところです。

写真にありますのはTシャツを干しているだけに見えるのですが、廃棄するTシャツを中庭に掲げて気化熱で学校を冷やそうというプロジェクトに生徒会の子供たちが取り組んだところです。このTシャツも家で要らなくなったものなのですが、使い終わった後は北九州市の企業によって製造・販売されている、環境に優しい無添加石鹼を使って洗って、発展途上国にワクチン支援として送るということで、北九州市が取り組んでいるSDGsの取組にも本校は参画をして、楽しく学びを進めているところです。

前置きが長くなりましたが、今回の実践についてここから説明をさせていただきます。まず資料に今回本校で実施した社会科公民的分野・中学校3年生の学習の1時間の学習デザイン、本校では学習デザインと呼んでおりますけれども、これを掲載しておりますのでお時間がある時に見ていただければと思います。

公民的分野の政治単元の最初に憲法の学習がありますが、今回は、ここに法務省の教材を使いながら導入していくというようなことを試みました。その上で、具体的にはこの後述べていきたいと思いますが、そもそも法教育というものをどう捉えてどう実践しているかということをも最初に述べておきたいと思います。

これは法教育に限らず私自身が社会科に取り組む中でどう子供たちへ学びを提供するかという使命として考えていることですが、あくまでも子供たちにとってのこの学びは主権者たる市民として子供たちが世の中に貢献していく上で必要な、社会を作って社会を生きていくための学びでなければならない。そうすると単純に法律を覚えるとか、用語を暗唱するだけでは足りない。社会を知って、分かって、つくって、生きるというようなことで考えています。それはより具体的な学習の場面で言いますと、批判的にものを見る、疑問を持って問いを立てる、自分以外の他者と対話・議論して考えをつくっていく、何らかの決定や判断を下していく、という学習活動が必須になっていくわけで、必ずしも選挙に行くことや裁判員になること、模擬選挙・模擬裁判をすることだけが法教育とは考えていません。

こうした教育は社会科に限らずいろいろな教科で必要になるかと思いますけれども、やはりその中心に位置付くのは社会科であるというつもりで実践をしているところです。こういう学習を成立させるには、子供たちに教師が一方向的にシャワーのように言葉を浴びせていくだけでは駄目で、何らかの投げかけをしていくという役割が出てこようかと思いますので、この辺りもまた動画等で見いただければと思います。とりわけ法教育では、先ほど県の弁護士会からもあったように、法律の専門家の皆さんとの協働もキーワードにな


1. 授業デザインについて (別紙：学習デザイン、学習プリント参照)

法教育をどう捉え、どう実践するか？

- ・社会を「つくり」、社会に「生きる」=市民としての主権者であるため
(そのために、社会を「知る」「わかる」)
- ・批判、疑問、対話・議論、決定・判断・・・
 - ※ 選挙にいく 裁判員になる
- ・その教育における中核としての社会科(カリマネのコア)
- ・そのための教師の役割とは？
- ・法律専門家との協働の在り方は？

授業をデザインするにあたって

- ・子どものガチ(学ぶ必然をどうプロデュースするか)
- ・自明視されたことを疑う眼を！・法的な考え方から迫る。



ってくると思います。我々は教育については専門家であったとしても、難しい法律やその考え方については素人ですので、その辺りやはりプロの手を借りて、よりリアルな教材にしていきたいと考えているところです。

先ほどの批判，疑問，対話・議論，決定・判断はコロナ禍においては実施しにくい状況ではありますが、子供たちに提供していきたいと思っています。そのための授業をどうデザインするかということなのですが、これは基本線として、子供たちがこれをやらなければ困るとか、やったことで生活がより良くなるとか、学ぶ必然ですね。

テストに出るとか高校に行かないといけな
いからということももちろんあるのですが、子供たちをどう焚きつけるか、これをプロデュースという呼び方をしていますが、学習そのものに必然性を持たせていく
ことを考えているところです。そのためには当たり前と思っていることを疑う眼差しを子
供たちに向けさせ、そのときに法的な考え方が必要となるのではないかと考えているこ
ろです。

今回は二つの教材をベースに使わせていただいたのですが、法教育推進協議会の冊子教材と視聴覚教材です。こちらをベースに、「法やルールってなぜ必要なんだろう？」という教材から、より目の前の子供たち、小倉中学校の子供たちが「ガチ」になるような働きかけを通じて授業を組み立てました。この後見ていただく授業については、4時間構成で単元が作られているのですが、その2時間目、「みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないこと」というところで、「多数決は万能か！？多数決で決めて良いこと／良くないこと、多数決の方法とは？」というめあて、で学習を進めました。この意図としては、何かを決めるという時に、子供たちは幼稚園・小学校の時から多数決で決めるということが最善なのだということを学んできています。刷り込まれてきたと書いたのですが、大人であっても多数決で決めればいいのだ、みんな納得するんだ、一番良い決め方になるのだということを思ってしまうのですが、それは本当なのかということを通して、みんなで決めていいこと・決めてはならないことを考える。さらにその先には憲法というものがあるのだということを教師としては頭において授業を進めたところです。

そして、これはおまけと言うとまた叱られますが、今年はG I G Aスクール構想に伴ってタブレット端末が配備されました。本校ではi P a dですが、こちらを使って多様な考えに触れていくという場を設定したところです。

では、実際の授業について説明していきたいと思うのですが、これは法務省の教材の中にはないのですが、子供たちには多数決を考える上でのきっかけ、導入、それこそ「ガチ」にするために火をくべる作業として、多数決のパラドクスという有名な問題があるのです

1. 授業デザインについて

- 法教育推進協議会(2015)『法やルールって、なぜ必要なんだろう?』—私たちと法—の活用(専門家の知見, 視聴覚教材, 手軽に)
- 身近な事例の追加=子どもの“ガチ”を目指す備きかけ

【本時授業の内容, 特色について】

- 本時 (2/4時)『みんなで決めるべきこと, みんなで決めてはならないこと』
- めあて 多数決は万能か!? 多数決で決めて良いこと/良くないこと, 多数決の方法とは?
→ 何かを決める=多数決は本当か??(すり込まれてきた...)
- GIGAスクール端末の活用
即時的な意見表明, 共有のツールとして

が、それを最初に提示しました。

一つはオリンピックの開催地です。今年はオリンピックがあったということも一つあるのですが、オリンピックの開催地は多数決で決まっています。その際に過半数を取れないければ一番票の取れない候補地が脱落をしてそれを繰り返して過半数になるまでということがあるのですが、それを取り上げてこれも多数決だよねという学習をしています。

その上で今回の授業では、実はまだ決まっていけないのですが子供たちは修学旅行に行けな
いまま1年以上経過しました。これは新型コロナの問題でどうするかということで、ずっと待たされた状態になっているのですが、例えば仮に子供たちに修学旅行の行先をこのように聞いたときにどうなるかということで、関西・関東・九州と三つあります。皆さんが一番行きたいところはどこですかと100人に聞いたら、これは仮の授業として設定した結果ですが、行きたいというのは関西が一番多かった。次に関東、九州、もちろん地元ですから九州が少なくなった。そのときに行きたくないところもし聞いていたとしたら、こういう結果になったのですけど、これで関西に決めていいですかという問いです。つまり行きたい方面の一番が関西、行きたくない方面の一番が関西。多数決で決めた場合に、このようになってしまうけれども本当に良い決め方なのかという問いです。

子供たちに提示したのはこういう問いです。実際には子供たちにも聞いてみましたが、子供たちは関東に行きたいと言っていました。ただこの状況が許さないということも言っていましたけれども、こういうことを問うて授業をしたわけです。

では教師はこれに対して何をしたかということ、まず問いを出したということと、子供たちの意見を整理して、導入になりますので方向づけていくということを行っています。それでは実際の授業がどうだったかということで、一つ目の動画を見ていただこうと思います。

(授業動画を視聴)

まずは自由に意見交換をしているところです。この後のまとめ、全体で共有する場面の動画をお願いします。

2. 授業の実際について

(1) 導入 : オリンピック開催地および修学旅行の行き先について

・本時で多数決を考える「きっかけ」「かまえ」として ※多数決のパラドクス

	A 関西方面	B 関東方面	C 九州方面
行きたい	43	36	21
行きたくない	52	29	19

・教師の役割=意見の整理と問いによる本時の方向付け 動画①②を視聴下さい

修学旅行の行き先を決めよう!

【選考方法】

- ・皆さん(100人)の希望を聞きます。
- ・A 関西方面 B 関東方面 C 南九州方面
(大阪, 奈良, 京都) (東京, 神奈川) (鹿児島, 宮崎)
- ・多数決で決めます。
→ 行きたい地域NO1はどこですか?
参考までに、行きたくない地域NO1も教えてね。

(授業動画を視聴)

ありがとうございました。板書の音で聞こえづらいところがあって申し訳なかったのですが、こういう形で多数決なのだけども納得がいかない、どうも良くないのではないかとということで、ここでは結論を出しません。こういうふうに分れたよねというところからこの後法務省の教材の方に入っていきます。DVDにある教材の中から、「①小林くんの昼休みの過ごし方」というものと、「④上田くんへ反省を促す」という動画がありました。これをまず見ていただきましょう。これは法務省の動画です。

(授業動画を視聴)

これが「小林くんの昼休みの過ごし方」の動画ですね。誰がどう見てもおかしいよねという事例だったかと思います。もう一つの動画④、「上田くんへ反省を促す」をお願いいたします。

(授業動画を視聴)

こういう動画でした。先ほどの修学旅行の延長でこれを見ているわけで、要はあの時に考えたこれで本当に良いのか、良かったのかということのを他の事例に当てはめて考えることで少しづらして、教師としては多数決について判断する上での枠組みを作らせていくことを考えました。これについてこの後意見交換ということになります。①については特に意見が割れた

ことはなかったのですが、④については具体的なクラスのイメージもあって、騒がしい生徒をイメージしながら面白おかしく作っていったこともあるのですが、この辺りどういう議論になったかということを見たいと思います。

(授業動画を視聴)

2. 授業の実際について

(2)展開 DVD事例 : ①小林くんの昼休みの過ごし方, ④上田くんへ反省を促す

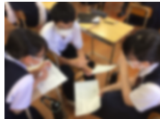
動画③④を視聴下さい

- ・他の事例に当てはめて考える
- ・教師の役割=他事例を通して、多数決についての考えの枠組みを作らせていく

動画⑤を視聴下さい

【生徒の意見交換から】

- ・いじめ、かわいそう、やりすぎ
- ・何回目の行為なのか？2回目以降なら有効では？
- ・上田くんの意見も聞けるような多数決を



ありがとうございました。子供たちのいろいろなグループから出てきたものはワークシートから吸い上げたのですが、これはいじめになるのではないかと。上田君がいくら悪いことをしたといってもやり過ぎなのではないかという意見が出る一方で、これが何回目かにもよる、正してあげることも必要なのではないかと。2回目以降であればこのような厳罰も必要なのではないかと。このことを言っている生徒もいました。その上で、上田君の意見も聞いてあげないと、一方的に決めると良くないのではないかと。この意見もありました。

ワークシートを実際に見てみると、これは4人分のワークシートを抜粋したのですが、今の事例①、これはAとなっていますが、全員がバツを書いています。

そもそも昼休みというのは人それぞれの自由なのだ、こんなことまでみんなで決めることではない、多数決することではないということが大体の生徒から共通して出てくるのですが、先ほどの上田君に反省させることについては左の二人は駄目だと言っています。どちらの選択肢であっても可哀相である、嫌がらせしそうな人がいそうである、いじめになる。それから選択肢が人間性を疑うようなものであり、この人たちの多数決は度を越えているという意見ですね。右側はしっかりマルと書いているのですよね。状況による、上田君のやったことの限度や回数によっては人に迷惑をかけているのだから、その人たちにとって良くない。翻って上田君にとっても良くないのではないかと。この子は言っているわけですね。

先ほど来からのオリンピックのこととか、修学旅行のこと、DVDの事例は全部で四つありますので、全部で6事例について多数決のことを考えた上で、私の方から多数決は本当に万能選手ですかという問いを出しました。これはタブレットに入力させていくのですが、これは何のために聞いたかという多数決の決め方、決め方というのは方法・手続きや内容についても多数決して良いものかどうか自身の考えを整理させるということです。

教師は子供が考えたことを学級全体へ広げていく役割を担うのですけれども、今回はタブレットを使って、今画面に出しているのはロイロノートというロイロ社のアプリケーションで画面共有のアプリですが、「万能である」という子は青い付箋に意見を書きなさいと。多数決の決め方は「万能ではない」という意見はピンクの付箋に書きなさい、どうしても決められない場合は白の付箋に書きなさいとしたものです。

2. 授業の実際について


(2)展開 DVD事例：①小林くんの昼休みの過ごし方、④上田くんを反省を促す

事例1：小林くんの昼休みの過ごし方		事例4：上田くんを反省を促す	
多人数で決めたこと	多人数で決めたこと	多人数で決めたこと	多人数で決めたこと
事例A 昼休みの過ごし方	X	事例A 昼休みの過ごし方	X
事例B 昼休みの過ごし方	O	事例B 昼休みの過ごし方	O
事例C 昼休みの過ごし方	X	事例C 昼休みの過ごし方	X
事例D 上田君に反省を促す	X	事例D 上田君に反省を促す	O

2. 授業の実際について

(3)展開：多数決は決め方の万能選手か？

- 多数決の決め方(方法・手続き)、内容について考えをつくる
- 教師の役割＝個人→グループ→学級へと議論を拡張
- ※タブレット(「ロイロノート」)の活用



万能である	9
万能ではない	19

動画⑥⑦を視聴下さい

これは教室のモニターにも表示されますので、全体としての傾向は一目で分かります。パッと見てピンクの方が多いたが、ただ青の方もそれなりに数がいるということが分かります。1クラス40人いて、一番下の段は欠席だったりタブレットを忘れた生徒、担任のものですが、このくらいで意見としては分かれています。

この次の動画は「万能である」とした人の意見を見ていただこうと思います。では動画をお願いいたします。

(授業動画を視聴)

ここで切らないとというのは、いつまでも決まらないのだから、決めるためには多数決という方法で判断を下さないと決まらないでしょという意見でした。次は「万能ではない」という人の意見を御覧ください。

(授業動画を視聴)

ありがとうございました。こういう形でいろいろな意見を出していくのですが、画面に示しているとおり、このような意見が出ています。青で書いた生徒はどちらかというと効率性、何とか決めるためには多数決って必要なのだと言っていますし、ピンクの生徒たちは前提が揃っているか疑わないといけない、本人のことを考えていない多数決は危ないのではないかという意見が多かったです。白を選択した生徒はその辺りを消化しきれず、悩んで悩んでこういう結果となったということです。

もう少し板書に出たことを整理するところという意見がありました。吟味していれば簡単かつ有効である。バレンティンと書いてあるのは、野球選手のバレンティンのことであり、良いところもあれば悪いところもあるのだと。その辺りを踏まえて使わないといけないということです。バレンティンは良く打てるのだけど足が遅いんだと生徒は言っていましたけど。それから人としてのマナーがあれば良い、基準は可哀想かどうかと言っている生徒もいました。

2. 授業の実際について

(3)展開 : 多数決は決め方の万能選手か?

万能である	どちらとも	万能ではない
<ul style="list-style-type: none"> ・選択肢を単純していれば、簡単かつ有効 ・全体的にはバレンティン(男) ・良いところも悪いところもあるが ・トータルでは ・人としての「マナー」があれば ・かわいそうかどうか基準に ・多くの悪意の反照(劣平等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・人間としての公平を担保すれば ・全てを決めることが ・できるわけではない ・内容によって変わる 	<ul style="list-style-type: none"> ・多数決において「平等」は必須条件 ・話し合えないと少ない方が不利な立場に ・イヤな思いをする人が出てしまう ・どうしても決まらない場合の最終手段

動画⑧を視聴下さい

憲法

Q.では、どんなこと(内容)なら決めて良いのか?
Q.どんなやり方(方法)で決めたら良いのか?
Q.なぜそれが良いのか? 根拠は何か? 人によって違わないか?

「万能ではない」については、多数決は平等というのが必須条件なので、少ない方が不利な立場となる、きちんと話し合いができるかどうか、嫌な思いをしないかどうか。どうしても決まらない場合の最終手段としてはあっても良いが、多数決って危ないのではないかという生徒もいます。

その間に出たのが、利用条件を付けて担保すれば、内容によればということだったり、

全てを決めることができるわけではないという意見もありました。

こういう意見が出尽くしたところで、教師が投げかけをするわけです。動画をお願いします。

(授業動画を視聴)

子供たちがある程度整理したところで、可哀想か可哀想じゃないかの根拠は何のなのか、これはいじめだと言った生徒がいましたがいじめかいいじめではないの根拠は何のなのか。人によって違って良いのかと問うたところから必然的に憲法という物に規定があるのだというところに向かっていくこととなります。

この辺りを教えてしまえば、憲法に載っているのですよで終わってしまう授業なのですが、1時間事例を通してああでもないこうでもないと考えながら子供たちの考えを練り上げていくことを通して、この授業については終末を迎えていくこととなります。

当然これは次の時間の憲法をゆっくり見てみると、ということで実際の憲法の条文まで見ていくわけです。そうすると権利と義務とか、国会等については決め方のことにまで言及されていることを知るわけなのですが、この辺りの事例を通して考えている生徒にとってはこういうことが載っているのかと学習が展開していくこととなります。

従来の中学校の授業ではこの辺りはほとんどスルーして、こういうものなのだと教えてきたと思うのですが、この辺りを悩みつつ枠組みとして整理していくということがこの授業の特徴になります。

例えば、子供の感想にも出てくるのですが、まずは授業の最後に今日の感想を二人の生徒に話してもらいましたので、そちらを御覧ください。

(授業動画を視聴)

急に振った生徒だったので上手に言えなかったところもありますが、例えばこんな感想も出ています。「多数決が一番楽な決め方ではあるが、その分不平等な状況で行うと負け確定の人が出たり不利益になる人がいる」、意図的に使うとすごく不公平になるということですね。それから「今まで普通に多数決で全体の意見をまとめていたけど、不満を持つ人もいる、納得できないことがあるのだ」ということを意識したということ、「果たして本当に正しいのか。本当になっている少数派の意見を多数派

2. 授業の実際について

(4)終末 : 生徒の感想から 動画⑨を視聴下さい

＜感想＞
多数決は、一番便利と楽な決め方ではあるけれど、その分不平等な条件(等しいこと)で行うと、負け確定の人が出たり不利益になる人がいる。
私には普通は多数決で全体の意見をまとめていたけれど、今日の授業を通して、多数決をすることで不利益になる人がいるという点に気が付いて、多数決はいいというところがある。
多数決をするのが、はたして本当に正しいのか。本当にある少数派の意見を多数派の意見がおしつぶしてしまっていると思わない。

2. 授業の実際について

(4)終末 : 生徒の感想から

今日の授業で、多数決は一番楽な決め方ではあるけれど、その分不平等な条件(等しいこと)で行うと、負け確定の人が出たり不利益になる人がいるという点に気が付いて、多数決はいいというところがある。
私には普通は多数決で全体の意見をまとめていたけれど、今日の授業を通して、多数決をすることで不利益になる人がいるという点に気が付いて、多数決はいいというところがある。
今日授業で多数決が楽な場面について考えて、それ以外の場面でも方法が変わってきたので、注意して使いたいと思った。また、基本的な基準となる憲法について知って、もう一度、全体の意見を得るというところがある。

の意見が押しつぶしても良いとは思わない」という意見も出ています。

また「今までよく使ってきた多数決について考えることができた」ということですね。それから「小学生の時からずっと使ってきたけれど、万能なのか良く分からなくなった」、「それぞれの場面で注意しないといけないし、そのルールの基準となる憲法を学んだ上で納得できる方法を考えないといけない」という意見も出ています。

これで授業は終わったのですが、本校では授業研究をする中で、授業を教師が参観してああでもないこうでもないとするのですけれども、実際に生徒がこの授業についてどうだったか、主役である生徒の意見も取り入れていこうということで、授業研究の取組をしています。ちょうどこの授業の中で意見をした生徒に協力をしてもらって、これもZoomで私の方から尋ねたのですが、授業はどうだったかというインタビューをしていますので、こちらを御覧いただければと思います。

(インタビューの様子を視聴)

ちょっと長く見ていただいたのは、この生徒は授業の後、次のサッカー部のキャプテンを決める時に今回の枠組みを当てはめたということから、憲法改正のことにも言及しています。なぜこのインタビューを長く出したかというところ、ここに静的な知識を教授するのではない法教育の可能性があるのでないかと思ったからです。憲法というのは変えてはいけないものなのだから、法律は従わなければならないということだけではなくて、もちろんそのような側面もあると思うのですけれども、それすらも活用して自分のより良い生き方にするとか。あるいは法律は人間が作るものなので、時代に合わせてということも言っていました。変わる可能性もある。こういうことを他の生徒との議論の中で導いていくことが実は求められている教育の理念そのものなのではないかと思っています。

今回の実践の中では、法律の専門家の方をお呼びしてゲストティーチングしていただく場面はありませんでした。もちろん来ていただいて専門家の見地からご指導いただくより良いことはないのですが、特に今回の法務省の教材には専門家の方々がかかり時間をかけて作っていただいて、十分に練り上げられた教材となっているので、そのような思考を使わざるを得ない状況が張り巡らされているということ。

それからネットワークの活用と書きましたが、今良くも悪くもこのようなオンラインの仕組みが整いましたので、出向いて行かなくても連絡を取り合う手段はたくさんあり、場所を越えてやり合うことができるようになっていきます。

それから先日オリンピックで上京した際には、法務省の方とのやり取りもできました。

4. おわりに(本実践を通して)

- ・市民としての法教育＝静的な知識の教授→他者との対話
＝動的な知識の活用をこそ
それは、昨今、求められる教育そのもの
- ・法教育において、専門家によるゲストティーチは必須ではない
→協働、連携ができるに越したことはないが…
既存の教材、ネットワークの活用で十分対応可能！
目の前の子どもの状況に即したちょっと工夫をこそ！
- ・コーディネーター、プロデューサーとしての教師の役割の再考(最高！)
- ・何より、教師が主権者たる市民としての歩み(実践)を

ついでを使ってということですが、そういうやり取りの中で目の前の教室の生徒の状況に則した工夫が十分にできる状況がありますので、既存の教材を使いながらちょっと味付けをして独自の授業に展開していく。これがコーディネーター、プロデューサーとしての教師の役割で、もう一度教えることだけではない、ティーチングすることだけではない教師の役割を考えていく必要があるのではないかと考えています。

これはやってみると分かるのですけれども、「最高！」と書いたのですが、無茶苦茶楽しいのですよね。何かを教えるだけでなく、一緒に子供たちと揺さぶりかけたり思いもしない答えが出てきたりというのは、実はこれこそが教師冥利に尽きるというところがありますので、子供たちにとってはもちろんなのですが、我々にとっても重要な意味を持っているのではないかと考えています。そのためには、やはりまずは教師自身が主権者たる市民としてどのように生きていくか、どう実践していくかということを持っておかないとそういう授業は実現できないだろうと思っていますので、私自身も襟を正してやっていきなと考えています。

参考文献はこういうところで、特にパラドクスの問題については佐伯胖先生の本を参考に、心理学的な側面から検討させていただきました。最後宣伝なのですが、こういうことも含めて新しい取組を小倉中学校ではいろいろ発信していますので、11月5日に研究発表会を予定しており、オンラインの開催になろうかと思っています。

また、ホームページでいろいろ情報発信していきたいと思っていますので、是非先生方にも見ていただければと思っています。

このような実践でございました。たくさん御質問いただきながら、私自身も整理して、次の実践に向かいたいと思っています。ありがとうございました。

【参考文献】

小原友行・峯明秀編(2011)『『思考力・判断力・表現力』をつける中学公民授業モデル』
佐伯胖(2018)『決め方の論理』筑摩書房
佐伯胖(2012)『決め方の大研究』PHP研究所
柴田康弘(2021)『教育実践研究としての授業研究再考・学びの主体としての子ども参画による授業協議会の試みとその効果』
『日本教育大学協会年報第39号』
橋本康弘(2006)『身近な題材で基礎基本を授業する』明治図書
法教育推進協議会(2015)『法やルールって、なぜ必要なんだろう～私たちと法～』
<http://www.moj.go.jp/content/001288570.pdf>
渡部竜也(2019)『主権者教育論』春風社

令和3年度研究発表会のご案内

福岡教育大学附属小倉中学校

「自ら創造的に学ぶ力の育成」

令和3・4年度 文部科学省委託事業
「これからの時代に求められる資質・能力を育むための
カリキュラム・マネジメントの在り方に関する調査研究」(継続採択)

令和3年11月5日(金)

オンライン開催準備中

その他、法教育・主権者教育につながる様々な取組を、ホームページで発信しています。
福岡教育大学附属小倉中学校HP <https://kokurajs.fukuoka-edu.ac.jp>

<質疑応答>

【法務省】

ありがとうございました。それではここからは質疑応答の時間とさせていただきます。

それでは早速ですが、既に御質問いただいておりますので、柴田先生に御回答いただければと思います。

まず一つ目の質問です。小学校、中学校、高等学校の各課程で法教育授業を行う上で、小学校で受けた法教育授業の内容を発展させるとともに、高等学校での法教育授業につな

げるということを考えた場合、中学生に対して法教育を行う際にどのような点に気を付けるべきか、また重点的に教えるべき事項についてどう考えるかという御質問をいただいています。柴田先生、お願いいたします。

【柴田康弘教諭】

ありがとうございます。小・中・高校でいろいろな段階があると思うのですが、中学校はちょうど小と高の間に挟まっています。特に高校については、既に選挙権が18歳に引き下がって、成年年齢も引き下げをとという流れになっています。中学生、先ほど授業をした生徒たちは3年後に実は有権者であり、成年ということになる生徒たちで、この中学生に教えるということと小学生、10歳になるかならないかの子供たちに教えていくことは違って来るだろうと思っています。

ただ貫くものは法的なものの見方・考え方、リーガルマインドと言うのですかね、いかに権利と義務をどう捉えるか、自由と責任はどう絡んでいるのかということも小学校の段階では、個人的な考えですが学級活動や身近な考えを通して、そういう言葉を使わなくてもそういうものに触れていくという経験が必要なのだろうと思っています。

中学校の場合はそれを先ほどの授業のように、憲法や他の法律とか、もう少しテクニカルな決め方の部分に触れながら枠組みとして形成していく段階かと思っています。高校生になるとさらに専門的にそれを運用していく、それを使って判断していく。中学生でもありますが、消費者教育なんかではよくやられてきた消費者保護の考え方に触れていくような、より具体的な事例を通して深く思考していく。

そうすると、そこに専門家の先生に入っていくという機会は増えていくのかなと思っていますが、小学校段階でかなりの法律の知識を扱うことはできないと思いますので、根っこに流れる考え方を使って学級の課題を解決していくということになるのかなと。どちらかというと学年が下がるほど学級活動や生活科に近いものに、学年が上がるほど専門的な知識や法律を駆使する学習になるのかなというふうに考えています。

【法務省】

ありがとうございます。続きまして、二つ目の質問です。今回は社会科の中で授業を実践していただきましたが、例えば総合学習の時間で法教育授業を実践するというのを考えた場合、総合学習の時間で法教育授業を実践する場合にも、社会科の教師がイニシアティブを取るべきなのかという点、また、総合の学習の時間で法教育授業を実践する場合には、社会科の時間で行うのとは異なる価値を付加することが可能かという点について、柴田先生のお考えをお聞かせいただきたいという御質問をいただいております。柴田先生、お願いいたします。

【柴田康弘教諭】

総合的な学習で何をやるのかということによるところは大きいのですが、これも個人的には社会科が中心になるべきと自分は考えています。自分が社会科だからということもありますが。総合的な学習で法律そのものを扱うことは考えにくいと思うので、題材が何かにもよると思うのですが、地域の将来について考えるなのか、自分のキャリア形成について考えるのか、扱う内容について変わってくると思います。

ただ実際の世の中を考えたときには、子供たちが大人になって社会に出ると、社会科とか理科とか数学とかいう縦割りは世の中にはないわけなので、生活全体そのものに法的な思考がたくさん息づいていると捉えれば、全教科の先生方の知恵や各教科の知識を借りて、より具体的にリアルな問題を取り扱うことができるのではないかと考えています。ただし、そのとき何かを決めるとなった時に、世の中にとって何が良いのかという観点と個人にとって何が良いのかという観点、公共の福祉か個人の幸せかとも言えますが、環境問題等が分かりやすい例かもしれませんが、何となく子供に決めさせるのではなく、先ほどのような法的な見方、権利と義務とか自由と責任といったことを意識させることが大事だと考えています。

そのとき、当然社会科が中心になるのですが題材の取り方によっては、本日高等学校の分科会がそうであるように家庭科の先生から投げかけていただくということもあるでしょうし、数学の観点から先ほどの多数決について数学として処理してみるとこうなのだけれど実際の場合はこの数だけでは処理できない問題も出てくると思うので、まさにそこそ教科を越えたマネジメントによって子供たちにとってはかなりリアルな学習として仕立て上げることができるのではないかと考えています。すいません、具体例では語れないので難しいのですが。

【法務省】

ありがとうございました。次の質問です。法教育に馴染みがない先生もいる中で、法教育の取っ掛かりとしてやってみたらいいのではないかとこのおすすめの方法等ございましたら、御講演の振り返りになるかもしれませんが改めて教えてくださいという御質問をいただいております。柴田先生、お願いいたします。

【柴田康弘教諭】

取っ掛かりとしてはやはり既にある教材、事例を使うのが良いのではないかと考えています。法務省さんの宣伝をするわけではありませんが、法務省の冊子教材、視聴覚教材については先ほど動画で見ていただいたように、教室がワーッと面白くなるくらい面白くもありますし、そこに法的な見方を潜ませて作っていただいているので、取っ掛かりとしてはああいうものを使うのが良いだろうと考えています。

その上でさっき一工夫をと言ったのですけれども、クラスの中で上手く答えが出ない問

題とか、さっきの修学旅行の行先のこと言ったのですけれども、パッと僕が思いつくのが修学旅行のグループ分けをどうするのかということは大体揉めるのですね。それから運動会の出場種目をどう決めるか、クラスが勝つためには得意なものから埋めていくのだという考えもあるでしょうし、これはみんなで思い出を作る・頑張るものなのだから希望を聞いていくという考えもあるでしょう。席替えもみんなの意見を聞いていたら決まらないからクジが良いということもあるでしょうし、いろいろな子供たちの身近な問題は全部これで処理できるというか。こういう見方・考え方で議論の俎上に上げることができると思うので、この辺りは専門家でなくてもできると思います。

ただ、専門家の先生に専門家の知見で切っていただくと、またさらに面白くなったりすると思います。なんでさっき専門家がいなくてもいいのではないかとあえて言ったかという、これは自らの反省もあって、法律に関わらず専門家の先生に関わっていただくとお任せしっぱなしになって先生が何もやっていないとか、そもそも意図から離れたものになってしまうということが起きがちです。それから子供にとっては外からの先生が来るとイベントになってしまうので、通常の年間を通した学びになりにくいことがあります。

この辺りは教師の方が責任を持って、計画的な教育活動になるような配慮が必要かと思うので、絶対に呼ばないといけないとは考えていません。ただ来ていただけるとこんなに心強いことはないので、先ほど県の弁護士会から150クラスまでと言われていたので、うちも帰ったらすぐ応募しようかなと思っています。以上です。

3) 高等学校分科会

福岡県立福岡高等学校教諭 横内正太郎
同上 藤野 愛

【横内正太郎教諭】

改めまして先ほど御紹介いただきました福岡県立福岡高等学校の横内と申します。本日は「法教育の在り方と授業構成」という話で、実践授業の報告をさせていただければと思います。よろしくお願いたします。

まず、私が法教育を実践するに当たり、目標というものを含めなければならぬと思いました。私は、スライドに示しておりますが、目標をきちんと定めなければ知識を教えることで終わってしまうということが考えられるのではないかと、法と感覚のずれというものがあるのではないかと、というふうな自身の問題意識として思っておりました。

といいますのも、生徒も我々大人もそうなのですけれども、社会に出た時に契約の場面においても「そのくらいいいじゃないか」、「もっと融通を利かせてくださいよ」であるとか、「そんなつもりじゃなかったんです」、あるいは「そんなことをしたら可哀想じゃないか」などと、法のルールに基づけばそうならないのだけれども、感覚としてこうなって欲しいなというずれがあるのではないかと感じる事が多くありました。

特に若い世代については現実の部分にかなり差があるのではないかと、差があることによって様々な法律・消費者問題に巻き込まれるといった事態があるのではないかと、という問題意識が私の中にありました。

しかし、これを法律は許容してくれないわけで、法教育を通してきちんとした法や法制度に基づいた感覚を養わなければならないのではないかと、というのが私の最初の問題意識のスタート地点となります。

次に、目標を具体的に立てるに当たって、学習指導要領の方を参照いたしました。こちらは長いので読み上げることは省略させていただきますが、どのような知識を身に付けるかという部分については以下のことが挙げられています。

法教育の在り方と授業構成

福岡県立福岡高等学校 教諭 横内 正太郎

令和3年8月17日(火)
令和3年度 法教育セミナー分科会

1) 法教育の目標について

* 自身の問題意識

- ①明確に目標を定めずに教育を行うことは、法教育を制度の説明や知識の定着に留めてしまう結果となるのではないかと。
- ②**法と感覚とのずれ**により、法についての認識が甘くなった結果、様々な消費者問題の被害にあう若者が増加しているのではないかと。

1) 法教育の目標について

* 高等学校学習指導要領 公共 より

内容 B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち
ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること。

また、どのような思考力・判断力を身に付けるかについては以下の内容になっております。これは法教育を受け終わった後に生徒がどのような姿になっているのか、どのような力を身に付けている状態になっていけば良いのかということが示されているものですので、法教育の実践的な授業を構成するに当たって、目標を立てる上で、まず最初の指標になるのではないかと思います。

また、学習指導要領以外にも、先ほど第一部の方で御講演いただきました法務省の方々であるとか、弁護士の方々であるとか様々な方々が法教育に携わっておりますので、一つ目はまず法務省の方なのですけれども、そういった学校以外の方々がどのような考え方をしているのかをまず参考にさせていただきました。

法務省の方で作成されている「生きるチカラ！法教育」という教材から抜粋をさせていただきましたが、『①社会の中でお互いを尊重しながら生きていく上で、法やルールが不可欠なものであることへの理解を深める』、『②他人の主張を公平に理解し、多様な意見を調整して合意を形成したり、法やルールにのっとった適正な解決を図ったりする力を養う』ことを通じて、自由で公正な社会を支える人材の育成を目指す」ということで、法務省が作成した教材の中にも法の意義とは何かというものをしっかり考えさせることや、法律やルールと自分の感覚との差異という部分についてきちんと認識をさせること、そして自由で公正な社会を支える人材を育てるということを示しております。これは私が最初に思っていた問題意識と通ずるところがあるのではないかと思います。

また、その他の観点といたしまして、司法と書かせていただいたのですが、弁護士の方からも意見をいくつか頂戴いたしました。まず、弁護士の先生から法律というものが我々を縛る恐ろしいものだというようなイメージを持っている人が多いのではないかという御指摘をいただきました。続いて、法律は自分たちを助けてくれる、守ってくれるものだという視点を新たに生徒たちに身に付けてほしいということをおっしゃられました。また、立法の観点という書き方をしておりますが、これは、一つは選挙の投票に行くという行動、消費生活センターや法テラスのような適切な機関に救済を求める行動、そういった行動を起こせる生徒を育てなければならないということ

1)法教育の目標について

* 高等学校学習指導要領 公共 より

内容 B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たちが 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア)アの(ア)から(ウ)までの事項について、法、政治及び経済などの側面を関連させ、自立した主体として解決が求められる具体的な主題を設定し、合意形成や社会参画を視野に入れながら、その主題の解決に向けて事実を基に協働して考察したり構想したりしたことを、論拠をもって表現すること。

1)法教育の目標について

* 法務省「生きるチカラ！法教育」より

法教育では

- ①社会の中でお互いを尊重しながら生きていく上で、法やルールが不可欠なものであることへの理解を深める
- ②他人の主張を公平に理解し、多様な意見を調整して合意を形成したり、法やルールにのっとった適正な解決を図ったりする力を養う

ことを通じて、自由で公正な社会を支える人材の育成を目指す

1)法教育の目標について

* その他の視点

①司法の観点から

⇒法律に対するイメージについて、規制や恐ろしいものではなく、自分たちを救済してくれるものという視点を身に付ける

②立法の観点から

⇒主権者として、行動を起こせるようになる(法律トラブルに対し、泣き寝入りも多いことから)

す。この点につきましては弁護士の先生からお話を伺った際には、そういった問題では泣き寝入りという事態もかなり多いということをお伺いしておりましたので、自分が困った状況を救うために行動できるということが大事ではないかと思えます。

また、これは私の肌感覚にはなりますが、現代では個人が大きな影響力を持つ時代なのかなと思っています。特に私たち高校教員は生徒がSNSを使用する場面を多く見ますので、「ツイッター」や「インスタグラム」といったSNSを使った発信の影響力が非常に大きくなっていることを実感しています。ただ、法律トラブルの解決手段として、SNS上で声を上げることを法律は想定していないため、本来あるべき適正な解決手段に基づいて生徒に行動できるようになってもらいたいということで、このように書かせていただきました。

以上、私が法教育を行うに当たっての目標は三つにまとめられます。

一つ目が「①法制度の役割や意義、その背景にある考え方を踏まえ、ルールを尊重し、遵守することの意味を理解させる。」ということ。

二つ目が「②制度を理解するだけでなく、その制度の下でどのような行動を取ればいいのか、自ら考えることができるようになる。」ということ。

三つ目が「③自らの考え方に固執することなく、相手の立場に立った公平なもの見方、考え方ができるようになる。」ということです。この三点を法教育の目標として自分なりにまとめてみました。

この後に授業の構成及び実践報告に移りますが、私自身のテーマとしてはこれらの目標をどのように実際の授業の中で実践的な活動に落とし込むのか、ということを中心に置いて授業を実施いたしました。

ここからが授業の実践報告になります。

授業ワークシートをお持ちの方はそちらを見ながらお聞きいただければ幸いです。

まず、授業の構成ですが、「①本時の目標の確認」、「②契約に関する基礎事項」、「③未成年者取消と法的拘束力について」、「④成年年齢の引き下げについて」、「⑤成年として取るべき行動について」、「⑥授業の振り返り、自己評価」という六つのパートに分けて授業をさせていただきました。

まず、第一に①本時の目標についてですが、先ほど挙げました法教育の目標というものをそのまま生徒に提示するものではなく、今回は

1) 法教育の目標について

* 以上をまとめると...

- ①法制度の役割や意義、その背景にある考え方を踏まえ、ルールを尊重し、遵守することの意味を理解させる。
- ②制度を理解するだけでなく、その制度の下でどのような行動を取ればいいのか、自ら考えることができるようになる。
- ③自らの考え方に固執することなく、相手の立場に立った公平なもの見方、考え方ができるようになる。

2) 今回の授業について

< 授業の構成 >

- ①本時の目標の確認
- ②契約に関する基礎事項
- ③未成年者取消と法的拘束力について
- ④成年年齢の引き下げについて
- ⑤成年として取るべき行動について
- ⑥授業の振り返り、自己評価

①本時の目標の確認

【本時の目標】

- ・「**成年になること**」の意味を理解する。
- ・法の役割について知り、正しい行動選択をするために、**必要なものは何か**考える。

- * できるようになることが分かるだけでなく、どのような考え方や行動が求められるのか、まで理解を深めさせる。
- * 行動選択をするにあたり、自分に欠けているものやこれから身に付けるべきものを自覚させる。

あくまで成年年齢の引下げと契約関係のものということでしたので、本時の目標として生徒に示したのは「『成年になること』の意味を理解する。」「法の役割について知り、正しい行動選択をするために、必要なものは何か考える。」という目標です。何ができるようになるかだけでなく、何かをできるようになる過程でどのような考え方や行動ができるようになるかということまでしっかりと理解をしてほしいという意図でこのような目標を設定いたしました。二つ目は、何が必要なのかという二つ目の目標に関連しますが、自分の中で今自分に足りていないもの、あるいはこれからどのようなものが必要になるのか、必要になるものということを実感させることです。授業の中で完結させず、次の学校生活・社会生活の行動に結びつけられるような授業ができればというふうに考えまして、このような目標というものを立てさせていただきました。

次に、目標について提示した上で、②基礎事項の確認というものをしたのですが、ここでも制度の内容を暗記させること、もちろん覚えておくことは重要なのですが、それだけでなくその裏にある考え方を理解させることが重要なのではないかとこのように考えて説明をいたしました。

説明に際しては、「なぜそうなっているのか」や、「もしそれがなければどうなるだろう」といった想像や想定を生徒にさせることを意識しました。知識を教え込むというよりは言葉を使って考えさせることを重視したということになります。取り扱った内容は以下の3点で、契約の成立、内容について、効力についてです。

ここで1本目の契約に関する基礎事項に関する動画を見ていただければと思います。よろしくお願ひします。

(授業動画を視聴)

ありがとうございました。私が例えをよく使うので、かみ砕いた説明になっていたかと思いますが、なるべく生徒の生活に則して分かりやすく説明をできるようにというつもりで話したつもりです。

次に、③未成年者取消と法的拘束力についてというところで、ワークシートではやってみよう①という形で、事例に基づいてこれら二つについて考えようという取組です。こちらも用語や考え方については②のところでも勉強しましたので、それが具体的にどのような場面で用いられるのかということ、そしてその場面での

②契約に関する基礎事項

* 法律の条文や法制度の内容を記憶させるのではなく、私法の基礎的な考え方を理解し、その**意義を考えさせることに重点を置く**

【取り扱う内容】

- ・契約の成立
- ・契約の内容について(契約自由の原則)
- ・契約の効力について(契約の法的拘束力)

③未成年者取消と法的拘束力について

*【やってみよう①】

- ・日常に起こりうる事例を参考に、学習した基礎事項がどのような場面で用いられ、どのような行動を求められるのか、検討させる。

⇒ 法に関する基礎事項を論拠として、**法に則った適切な問題解決をする力を養う**ことを目的とする。

ような行動が求められるのかということをお話しました。

これは法律上の概念や用語について、生徒はしっかりと理解をしているのですけれども、これを日常の場面に落とし込もうとすると何をしたら良いのか分からないということが結構あったりしますので、こういう法にのっとった適切な問題解決を実際に行動で行うという力を養う目的でこのような活動をしております。これは学んだ内容を応用する・活用するという意識で行う活動になります。

次に、活動としてはやってみよう②というもののなのですが、これは同じ事例を基に、先ほどは未成年という設定で行った事例を、成年になった場合に変更して、どのような変化が起こったのか、この違いに気付かせ、その変化によって求められる行動あるいは考え方は何かということ意識させる取組です。適用されるルールが変わるとか、法律上の成年に当たるようになるという表面的な部分だけではなく、

そこから一歩掘り下げてその変化が意味することは何なのかということ、スライドにありますように「できるようになること／できなくなること」、「求められる行動」、「理解しておかなければならないこと」という形で生徒に事例を通して理解させるという活動になります。

次に、④の成年年齢の引き下げについて、やってみよう③という活動なのですが、これは先ほどの事例とは少し変わってきてまして、実際にあと2年で成年になる高校1年生に対して、成年になることについてどのような期待と不安があるのかということ、漠然となんだか心配であるとか怖いといった曖昧なものではなく、具体的にどのようなことができるようになるから嬉しい、あるいはどのようなことをしたいという期待の面と、この部分が不安に思っていることだという心配なところといった両面を生徒自身から出させることによって、成年を迎えるに当たって、より生徒自身に具体的に問題を捉えさせようというものになります。

これらを踏まえて、生徒がどのような返答をしてきたのかということ、動画の②の方で見ていただければと思います。班での活動を終えた後、このように発表をしてくれているものです。では、動画の②をお願いします。

(授業動画を視聴)

ありがとうございました。このように生徒は答えてくれました。

④成年年齢の引き下げについて

*【やってみよう②】

・同じ事例を題材に、未成年者に求められる行動と、成年として求められる行動の違いに気づき、成年年齢の引き下げによる変化について理解させる。

- (1)できるようになること／できなくなること
- (2)成年として、契約の場面で求められる行動
- (3)成年として、理解しておかなければならないこと

④成年年齢の引き下げについて

*【やってみよう③】

・生徒が持っているであろう漠然とした期待と不安を自分の言葉で具体化させ、物事を両面から捉える力を養う

⇒ 権利と義務、権利と責任に関する課題や問題意識を生徒自身から出させる。

では次に、⑤成年として取るべき行動について、こちらは生徒個人の取組になります。ここは求められる行動や足りないもの、何をすべきか、そしてどのように行動すべきかを生徒の言葉でしっかりとまとめるということで、最後のまとめにつながる部分になります。今回の目標のメインは行動ができる生徒を育てるということでしたので、今回の授業のまとめとなる活動になります。

最後は、⑥振り返り、自己評価になります。今回の取組を振り返ってもらって、どの程度活動に参加できたか、あるいは内容を理解できたかという部分をしっかりと自己評価させました。せっかくやるからには評価につなげられればと思います。

今回はループリックのようなものを使いましたが、評価方法については公共の授業が始まり次第いろいろなものを考えていかなければならないかなと考えております。

最後に授業のまとめの3本目の動画がございますので、御覧いただければと思います。

(授業動画を視聴)

ありがとうございました。

最後に今回の授業についての反省と感想ということですが、まず発表の形を班の発表やスライドの作成、あるいは討論という形など、そのような部分まで深められればより理解が深まるのではないかなと思いました。二つ目にも関係しますが、今回は1回で完結する授業でしたので、こちらから目標を提示して、それを達成できたかどうかを評価するという形だったのですが、私としては最初にメインエスチョンを立てて、その答えを探していく中で達成すべき目標を達成するという形の授業の構成も考えられればと感じました。

また、付けさせたい力に応じてどのような方法をとればいいのかという方法論についてもしっかりと考えていかなければということをも改めて痛感いたしました。

生徒の反応についてですが、④のまとめの部分です。以上のように気を付けることをし

⑤ 成年として取るべき行動について

*【やってみよう④】

- ・(1)成年として求められる行動
- (2)今の自分に足りないもの、何をすべきか
- (3)問題に直面したとき、具体的にどうすべきかについて、**生徒自身の言葉**でまとめさせる。

⇒ 知識として覚えさせるのではなく、**生徒自身に課題を見つけさせ、今後の行動目標を立てさせる**ことで、果たすべき責任を自覚させる。

⑥ 授業の振り返り、自己評価

* 本時のまとめ

⇒ 取り組みを評価させ、次の授業につなげる

* 授業の自己評価表について

⇒ 授業に臨むにあたり、達成目標を行動で示しておくことで、評価についても同時に行えるようにしておく

2) 今回の授業について

* 感想と反省

- ・生徒は積極的に参加してくれたが、発表者は普段の授業と同じメンバーであり、発表の方法は再考の必要があると感じた。(ICT活用も含めて)
- ・今回は1回完結型であったこと、時間的制約もあり本時の目標を提示したが、問いを軸にした授業構成の方がより理解が深まったのではないかと感じた。
- ・日頃からその授業を通して生徒に付けさせたい力とその手法を考えておく必要性を改めて痛感した。

3) 生徒の反応①

○ 成年の自分はどのようなことに気を付けるべきか？

- ・「契約を結ぶ際は、その契約に不備がないか、自分が契約内容を果たせるものかどうか、慎重に確認する。」
- ・「特に口頭の契約については、少しでも気になることがあれば確認するようにすべきだと思う。」
- ・「契約内容を隅々まで確認し、悩む場合には一度時間をおくなど、必要かどうかを冷静に判断する。」

っかりと書いてくれています。また、今何をすべきかについても、きちんと調べておくであるとか、あるいは知識を増やしておくといったような必要なこと、足りていないことが理解できていたのではないかと思います。反応の最後のどのように行動すれば良いかについては、証拠を集めておくですとか、具体的に消費生活センターという言葉も出てきましたので、学習の前よりはしっかりと知識がついたのではないかなと思っております。

生徒の反応に関する考察についてですが、しっかりと知識がなければリスクが高まるということは理解できていたのではないかと思います。一方で、相談する相手については、「まずは親に」と書いている生徒が多かったので、もちろん信頼できる保護者というのはそのようなのですが、外部機関についてより詳しく学ぶ機会があれば良いのかなと感じました。この点に関しては、外部の方々との連携の可能性も見えてきたのではないかと思います。

最後に授業全体を通してですが、こういったリーフレットを使用するという形での授業をさせていただいて、やはり専門的な知識が不十分な部分もあり、そういったところを補ってくれるという意味でかなり有効だと感じました。

また、この後お話しさせていただければと思いますが、家庭科との連携ということで見えて

きた部分もありますので、公民という視点だけではなく教科横断的な授業展開の可能性を築けたという部分においても非常に意義のある授業だったと感じています。

後半部分かなり駆け足になりましたが、私の発表は以上で終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

【藤野愛教諭】

福岡高校で家庭科の教員をしています藤野です。どうぞよろしく申し上げます。

本校福岡高校は一学年10クラス、1200名の全日の普通高校となっております。授業では生徒のスマートフォンを活用することが可能で、県整備のWi-Fiとは別に、B

3) 生徒の反応②

○成年になるにあたって、未成年の自分は今何をすべきか？

- ・「悪徳商法や詐欺の代表的な手口を知り、対策を調べる。」
- ・「未成年者取消を利用できるからこそ、自分の契約に責任を持ち、適切な判断ができるように契約についての知識を増やしておく。」
- ・「あらかじめこれまでどういった事件があったのか、どういった行動が問題になるのかを調べておく。」

3) 生徒の反応③

○契約でトラブルになった場合、どのように行動すればよいか？

- ・「自分だけで判断せず、消費生活センターに連絡するなど専門家の協力や助言をもらう。」
- ・「問題をそのままにすることなく、相談ができる相手に相談する。また、トラブルに関する証拠品(レシート、契約書など)を集めておく。」
- ・「成年であっても分からないことは聞くべきだと思う。ただし、巻き込まれた責任は自分にあるので、できることは全て自分自身で行うようにすることが大切だと思う。」

3) 生徒の反応に関する考察

- ・基礎的な知識が備わっていなければ様々な問題に巻き込まれるリスクが高まる、ということは理解できていた。
- ・問題に巻き込まれた際に相談する相手については、「まずは親」と書いている生徒が少なからず見られた。消費生活センターや法テラスといった機関についてはより詳しく学ぶ必要性を感じた。
- ・「何ができるようになるか」だけでなく、「何を心掛けるべきか」についての記述も多くみられた。

4) 授業全体を通して

- ・法教育教材の活用
 - ・・・法教育教材を活用することは、授業構成の負担軽減や法律知識の不足を補うという点でも法に関する専門的知識に不安がある教員にとって有効であると感じた。
- ・他教科との連携
 - ・・・知識の定着に固執せず、制度や法律の背景にある考え方に着目することで、教科横断的な授業展開が可能となるのではないかと感じた。

YODに対応する学校独自のW i - F i も整備されています。今回は法務省作成の「18歳を迎える君へ」のリーフレットと生徒のスマートフォン、学習プリントを活用した質問づくりについて報告させていただきます。

今年度「家庭基礎」の授業で消費者教育の授業を5時間かけて行いました。成年年齢引下げ、契約について、悪質商法、クーリングオフ制度、消費者信用、リボルビング払い等を学びました。その中の初めの2時間で行った質問作りについて今日はお話します。

授業後に生徒に取ったアンケートの結果です。「『質問づくり』の授業であなたの視点は変容しましたか?」という質問に、Y e s が8割、N o が2割。「Y e s と答えた場合、どのように変容したか?」と尋ねたところ、「成人年齢に達する自覚が持て、契約に慎重になった。」「成人年齢引下げのメリットとデメリットがわかった。」「消費者被害の要因や防止法、トラブルの対処法を知ることができた。」「トラブルは一人で解決しなくて良いことがわかった。」などの回答がありました。

「『質問づくり』の授業であなたの視点は変容しましたか?」という質問に、「N o と答えた場合、その理由は?」と尋ねたところ、「中学校で十分に学習していた。」「既に知っている情報が多く、新しい視点を得られなかった。」「他の人と同じ視点で交流しあったため。」との回答があり、視点を変容しないと答えた生徒も学習に前向きなことが分かりました。

質問づくりは、地歴公民、国語、英語、総探、そして公共とどの科目でも実施できます。

先日参加したオンラインのワークショップでは保健体育科の先生の質問づくりを体験しました。オリンピックについて問いを立てた後、C a n v a というソフトウェアを使用して社会へのメッセージを作成しました。オリンピック参加国のG D P とメダルの数の相関、障害者スポーツの重要性について話しながら一緒にポスターを作りました。



法教育セミナー
〈高等学校分科会〉

令和3年8月17日(火)

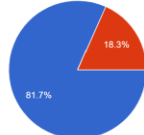
福岡県立福岡高等学校
教諭 藤野 愛

「家庭基礎」消費者教育(5時間)

- 成年年齢引き下げ・契約自由の原則とその例外等
「質問づくり」 **本時2時間**
- 悪質商法
(モニター商法、ネガティブオプション、マルチ商法など)
クーリング・オフ制度
- 消費者信用(クレジットカード)
リボルビング払い、多重債務など

Q1「質問づくり」の授業で
あなたの視点は変容しましたか?

382件の回答



Response	Percentage
Yes	81.7%
No	18.3%

「質問づくり」の授業で、あなたの視点は変容しましたか?
Yesと答えた場合、どのように変容したか?

- もうすぐ成人年齢に達するという自覚が持てるようになり、契約に対して慎重になった。
- 成人年齢を引き下げることのメリットとデメリットのどちらの視点もわかった。
- 消費者被害が起こる要因や未然に防止する方法、トラブルが起こってしまった時の対処法など知ることができた。
- 契約トラブルは1人で解決しなくていいことがわかった。

「質問づくり」の授業で、あなたの視点は変容しましたか?
Noと答えた場合、その理由は?

- 中学校で契約に関することを十分に学習していたから。
- 既に知っている情報が多く、新しい視点を得られなかった。
- 他の人と自分の考えが同じで、同じ視点で交流しあったため。

それでは今回行った質問づくりの概要です。

まず、質問の焦点を四つ準備します。

生徒を4人組にして、一人一つの焦点の担当を確認します。

その後同じ焦点を担当する生徒が集まり、疑問に思ったこと、知りたいことを問いにして出します。

一人一つの問いを担当し報告、詳しく知るためのエキスパート活動を行います。

この活動で知った内容を元の班に戻って報告し、四つの焦点の内容を書きながら知識を得ます。

ジグソーパズルのピースがつながりながら絵が完成していくようなジグソー法です。

この流れで大切なのが同じテーマを担当するメンバーとエキスパート活動を行い、他のメンバーから得た内容をしっかり聞いて報告することです。

一人で調べて報告することに自信がない生徒も、エキスパート活動をすることで自信を持ってジグソー法で話すことができます。

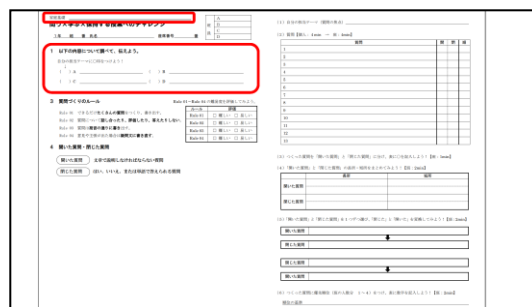
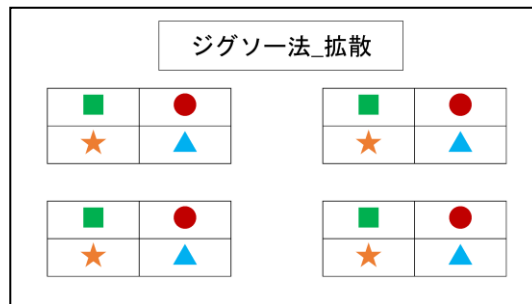
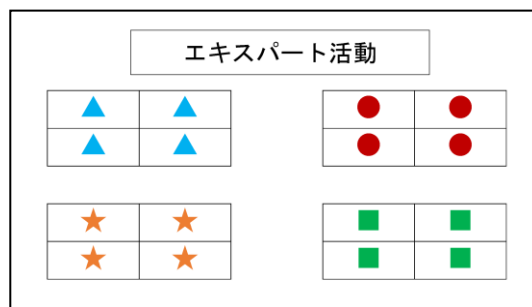
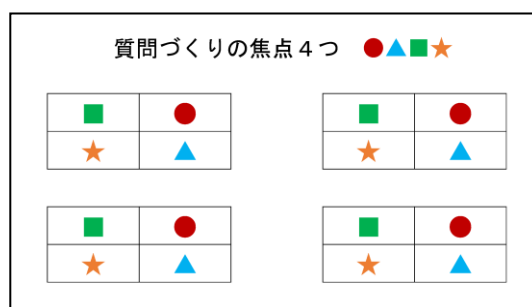
それでは40人クラスに行った実際の授業です。

班を作り、生徒の座席移動を確認して、プリントに書かせます。これが曖昧だとその後の生徒の移動がもたつきします。

質問づくりのプリントにテーマと焦点を記入させます。今回先生方にお配りしたワークシートは汎用性のある空欄になったシートになります。

今回の質問づくりの焦点は、「A成年年齢引き下げ」、「B契約の拘束力」、「C消費者被害」、「D契約自由の原則とその例外」の四つです。焦点を決める時に生徒に何を学ばせたいかを考えること、これが授業づくりの要になります。

法務省のリーフレットを活用して基礎知識を得ました。法務省作成の教材は実際の生活に

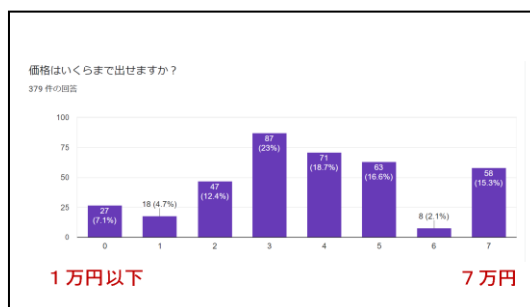


18歳を迎える君へ

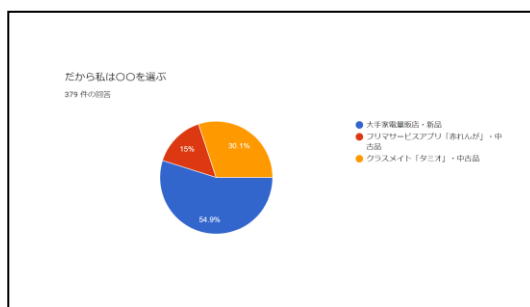
- A 成年年齢引き下げ
- B 契約の拘束力
- C 消費者被害
- D 契約自由の原則とその例外

則した新しい内容の教材が豊富です。成年年齢引下げに伴い、未成年者取消しが使用できなくなることで、契約の基礎知識、契約自由の原則について確認します。リーフレットの内容にあるゲーム機の購入を例に取り上げました。生徒には1学年の中間考査が終わって、家族が最新のゲーム機を買ってくれるという状況をイメージさせました。買い方は3種類です。大手家電量販店で新品を購入。もう一つはフリマアプリで中古を購入。そして最後はクラスメイトのタミオ君から中古を購入。

Googleフォームを利用して、生徒が各自の回答を入力。即時集計結果を共有しました。すぐに必要か、価格はいくらまで出せるかという問いに、1万円以下から7万円まで、買う人によって価格のバラツキが見られました。買い手と売り手の間で価格が自由に設定できる契約自由の原則について視覚的に確認できました。

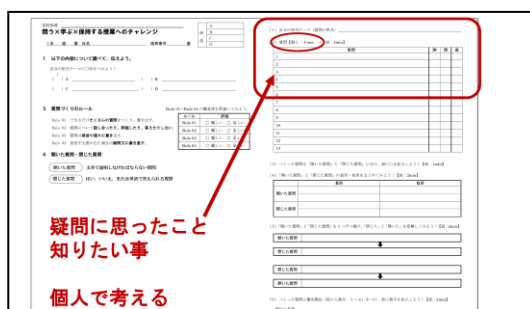


「だから私は〇〇を選ぶ」という質問に、新品を選んだ人が半数以上、次いでクラスメイトからの中古品を選んだ人が3割いました。短時間でのアンケートですが、生徒は自らの条件や優先順位を踏まえて、どの契約相手を選択するか考えることができました。



まずは質問づくりのルール確認から始め、自分が担当する焦点への質問を作ります。

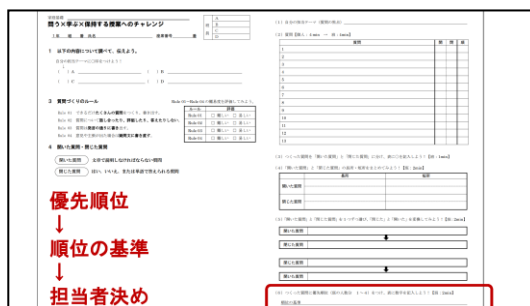
疑問に思ったこと、知りたいと思ったことを個人で書き出します。書き出したら座席の移動です。エキスパートの座席に移動します。移動後、3、4人のグループを作ります。各自で作った質問を紹介して書き出していきます。生徒の様子を御覧ください。



(授業動画を視聴)

ありがとうございます。次に、開いた質問と閉じた質問を確認し、その長所・短所を出し合ったりします。出し合った問いの優先順位をグループの人数分付けていきます。

その際、順位を決めた基準を考えます。例え



ば複数名が疑問に思ったこと、知りたい度合いが強い順等と基準を定めますが、質問づくりの回数を重ねていくと、より身近に起きる問題か、消費者被害の現状を知れるものかなどと順位の基準の精度も上がっていきます。

それでは生徒が実際に記入したプリントです。この部分を拡大します。このグループの順位の基準は、似た質問が多く興味を持ったこと、優先順位の「1」は成年年齢引下げの理由、優先順位の「2」は成年年齢引下げのメリット・デメリット、優先順位「3」は世界の中で最も成年年齢が高い国と低い国。

質問	期	順	優
1 成年年齢を引き下げた目的は?	○	1	7
2 成年年齢の引き下げによって今までと変わらなくなったものは何?	○		
3 世界中の国々で最も成年年齢が低い国はどこで、また何ですか?	○		8
4 世界の中で最も成年年齢が高い国はどこで、また何ですか?	○		
5 何のために成年年齢を引き下げたのか?	○	1	
6 デメリットは何?	○		2
7 メリットは何?	○		
8 1つ決めたのは?	○		
9 なぜ18才なの?	○		
10 なぜ引き下げたのか?	○		1
11 考えられるメリット・デメリットは何ですか?	○		2
12 高校生でも18歳以上なら、何でも大人として扱われるのか?	○		
13 20才からのこと18才からのことにはどのような差があるのか?	○		

一人一つ質問を担当して、20分質問を調べたり考えたりします。その後、エキスパートグループで一人2分調べたことを伝えます。教員はタイムキーパーをします。生徒が時間調整しやすいように、残り30秒をベルで知らせます。聞く側になった時は、プリントの右側にメモを取ります。そして「へー」「なるほど」と声を出したり頷いたりしながら、話し相手が気持ちよくしゃべれるように配慮します。

(17) 自分が担当する質問

(18) 調べた内容

担当する質問について
↓
20分調べる

4サイクル話し終わったら、知り得た内容に優先順位をつけて、次は3分で報告できるように頭で整理します。そして元の班に戻ります。4人グループで班を作り、A B C Dの焦点の順に一人3分で説明します。

(17) 自分が担当する質問

(18) 調べた内容

2分×4 🏰 **1' 30"**
伝える 🏰🏰 **2' 00"**
↓
メモする

欠席者がいるグループは、他のグループに聞きに行きます。聞いた内容をプリントの右にまとめいきます。生徒の様子を御覧ください。

(17) 自分が担当する質問

(18) 調べた内容

3分×4 🏰 **2' 30"**
伝える 🏰🏰 **3' 00"**
↓
メモする

(授業動画を視聴)

以上のようにあっという間に真っ白いプリントが文字で埋められていきます。これはある生徒のプリントです。嘘をつくと未成年者取消しができなくなること、クーリングオフ制度の名は知られているが正しい認識が出来ている人が少ないこと等が書かれています。正しいこ

生徒のプリントに記入された内容の拡大

(17) 自分が担当する質問

(18) 調べた内容

① 未成年者取消しができなくなること
② クーリングオフ制度の名は知られているが正しい認識が出来ている人が少ないこと

① 未成年者取消しができなくなること
② クーリングオフ制度の名は知られているが正しい認識が出来ている人が少ないこと

とだけではなく、聞き取って書くため、「キャッチセールス」を「ハッチセールス」と書いています。

質問づくりの授業の後には教員側からの補足や訂正等の事後指導が必要となります。

生徒は自分で調べて人に説明する活動を通して頭の中がアクティブになる感覚を掴みます。拡散した知識を収束させるために、自分が担当した質問とその答えを J a m b o a r d の付箋に記入します。生徒も教員も、クラスの全体、学年全体の内容を知ることができます。それでは授業の様子を御覧ください。



(授業動画を視聴)

このスライドはAからDの四つの J a m b o a r d ファイルのうちの、「A成年年齢引下げ」 というファイルの7組の記述です。こうすることで40人の生徒を四つのファイルに分散させて同時に記入させていきます。



本日の質問づくりでの学びを尋ねたところ、「成人と未成年の違いなどを自分ごととして捉えることができた。」「18歳で成人になることによる危険性と成人が負う責任について理解できた。」「弱い立場の人を守るため、いろいろな法律や制度が導入されていることがわかった。」「トラブルが起きたら一人で抱え込まず、親や消費者ホットラインに頼ると良い。」「情報の格差や誤った情報が広がらないことが大切だと思った。」などという意見が挙がりました。

Q2 本日の「質問づくり」での『学び』は何？

- ・成人と未成年の違いなどを自分ごととして捉えることができた。
- ・18歳で成人になることによる危険性と成人が負う責任について理解出来た。
- ・弱い立場の人を守るため、被害にあった消費者を守るために、色々な法律や制度が導入されていることが分かった。
- ・トラブルが起きたら、一人で抱え込むのではなく両親や周りの大人、消費者ホットライン等を頼ると良いということ。
- ・法整備は整っているから、あとは情報の格差や誤った情報が広がらないことが大切だと思った。

教員が知識を教えるという授業も大切ですが、生徒が問いを立てて学ぶという授業でも重要なポイントを押さえることができます。ただし、正しい知識を得て質問を作ったから、この結果が得られました。教員のファシリテーション次第で、生徒たちが対話的で深い学びができます。そしてこんなことできたら良いな、を助けてくれるICTの活用も可能になってきました。

「教員が教える」
↓
「生徒が自ら問いを立てて学ぶ」
対話的で深い学び ICTの活用

「たった一つを変えるだけ」
クラスも教員も自立する「質問づくり」
ダン・ロスステイン、ルース・サンタナ他著
吉田新一郎 訳 新評論

本校では現在、Google Classroomの活用を模索し、職員研修を開催し

ている途中です。本日は法務省作成のリーフレットを活用した、質問づくりの授業を御紹介させていただきました。御清聴ありがとうございました。

【法務省】

ありがとうございました。それでは、藤野先生と横内先生に、異なる科目においてリーフレットを活用した授業を実施するに当たっての工夫等についてお話をお聞きしたいと思います。

まず、それぞれリーフレットのどの点を重視し、それぞれの科目の役割をどのように考えたかについて、難しいと感じた点や工夫した点も含めて教えてください。

藤野先生はいかがでしょう。

【藤野愛教諭】

横内先生との話し合いで授業内容の分担を決めるに当たり、家庭科は生活者という視点で自分ごととして学んでほしいと思って授業を計画しました。導入に法務省作成のリーフレットのゲーム機購入を取り入れたのも、生活者として契約・購入を自分ごととして考えてもらうためでした。

そして、質問づくりを利用して、基礎知識を定着させることを目標としました。その後授業を行っていただいた横内先生の方が授業の組み立ては難しかったのではないかと思います。以上です。

【法務省】

ありがとうございます。横内先生はいかがでしょう。

【横内正太郎教諭】

公民科の方は、リーフレットのような契約の場面に直面した際に、どのような行動をとらなければならないか、そしてそれはなぜその行動なのかという部分を、なぜの部分、これは法律の考え方や法制度の内容、そう考える根拠をしっかりと理解させるということを意識して授業を作成しました。また、その場面に直面して行動する際に、根拠をしっかりと考えることもそうですけれども、きちんとその行動が自分ごととして理解できるということを重視しました。

【法務省】

ありがとうございます。次に、公民科、家庭科と異なる科目で同じリーフレットを活用した授業を実際に実践していただいて感じたことについて教えてください。まず藤野先生はいかがでしょう。

【藤野愛教諭】

同じリーフレットを活用することで、生徒の負担を減らして、知識の上乗せができたのではないかと思います。ただし、家庭科と公民科の授業はどちらもグループによる話し合いを行いましたので、もう少し異なる手法を入れるのも次年度は良いかなと思っています。

今後は成年年齢引下げに伴う注意喚起のポスターを作ったり、ロールプレイング等の活動を取り入れたりして変化をつけたいと思います。

【法務省】

ありがとうございます。続いて、横内先生はいかがでしょう。

【横内正太郎教諭】

公民につきましても同じリーフレットを使用して同じテーマを扱うことで、その教科特有の物の見方や考え方、あるいは同じ内容についても比重をどこに置くのかといった違いであるとか、そういう違いというものが大きく見えて来たのではないかなと思っています。だからこそ同じテーマを複数の視点から考えさせることによって、生徒の思考や物の考え方の視点が広がるという意味で、非常にこの教科横断的な授業の実践は意味があったのかなというふうに思います。

ただ、先ほど藤野先生がおっしゃったように、その他の手法についてもまた改めて一緒に考えていければと感じました。藤野先生とこんなに深くお話する機会もなかったもので、そういう意味で他の先生の授業構成を考える、見せていただける貴重な機会になりました。以上です。

【法務省】

ありがとうございます。藤野先生から今後ロールプレイ方式でという他の方法の御紹介もありましたが、少し補足して、どのような方式かというのを教えていただければと思います。

【藤野愛教諭】

例えば、来週から隣の県のキャンプ場に宿泊体験に行くぞというふうになっているのだけれども、緊急事態宣言が出て三日前にキャンセルになると。キャンプ場、旅行代理店、学校の三者に役割分担して、キャンセル料や宿泊体験の代替案を話し合うというようなロールプレイング等もできれば良いかなと思っています。このようなロールプレイングを考えたきっかけは、今年は二つのセミナーに参加させていただいて、先ほど御紹介の救急車を有料化すべきか賛成反対の問いかけであるとか、早割の飛行機チケットのキャンセル料について、二人、お客さんと航空会社の立場でロールプレイングをするという体験をしました。そして、知り得た知識を使って考えたり、更に調べて答えを探したりして、答えが一つで

ないことについて話し合うという体験をしましたので、是非生徒にもさせてみたいなと思っています。以上です。

<質疑応答>

【法務省】

ありがとうございます。それではこれから質疑応答のお時間とさせていただきます。参加者の皆様からQ&A機能を利用していただいた質問につきまして、司会の私から質問させていただきます。

まず、教科の横断に関する家庭科の先生からの質問でございますけれども、家庭科で公民科と同じ契約というテーマを取り上げて授業をする際の公民科とのすみ分け・違いがどのように出てくるかということですが、藤野先生お願いします。

【藤野愛教諭】

家庭科の方からは、生活者として自分ごととして引き寄せてどうなのかという内容で、後は法的なところについてはお任せしますねという形で事前にお話しさせていただきましたがいかがでしょう。

【横内正太郎教諭】

今回のように法律や契約トラブルに巻き込まれた場合を考えると、家庭科の場合は困った場合の時に誰に相談をして、あるいは契約の時に何に気を付けなければならないかというような生活の面での話があると思います。一方、公民科であれば困った時に助けてもらえる根拠としての、例えば先ほどの基調講演でもありましたが債権ですとか債務といった法律上の根拠の部分に着目して、そこからルールにしたのはなぜだろうということで生活とか社会の在り方という部分に広げていくという形が考えられます。公民科では法や契約に関する専門的というか根拠の部分を担当するというように、違う側面から同じ行動を捉えるというように今回は実践をさせていただきました。以上です。

【法務省】

ありがとうございます。公民科の方ではより根本的なところを教え、家庭科の方ではより実践的な部分を教えるということになりますでしょうか。

それでは次の質問でございますけれども、藤野先生への質問でございます。質問づくりの授業について、他にどのような授業ができるかについて教えていただけますでしょうか。

【藤野愛教諭】

質問づくりは年に数回取り上げているのですが、今のような水害が起こった後は、昨年度行った内容なのですが、質問づくりの中でボランティアを取り上げるということで、ボ

ランティアの準備とかボランティア以外の支援は何があるか、被災者が実際に望んでいる支援は何かというふうに問いを設定して質問づくりをして、最終的には本当にボランティア団体を立ち上げた方にZoomでつないで、実際のところの現状をお話いただきました。去年は武雄市の方に来ていただいたのですが、今年もまた同じ被害が出ているということで、そういうことを繰り返していけば生徒にとって身近に感じてもらえるかなと思います。

その他には、保育や、登下校のマナーについて考えさせるために外出先でのマナーということで、電車や訪問先、おもてなしのマナー等、マナー関係とか、いろいろな部分で質問づくりを使っております。以上です。

【法務省】

ありがとうございます。次の質問でございますけれども、今回成年年齢引下げということで18歳から成年になるということについて、生徒さんがどのような感想を持ったかもう少し教えていただきたいということでございます。横内先生の授業では、これ点に対する期待と不安について生徒さんが意見交換されていたと思いますので、もう少しその辺りどのような反応だったかというところを教えてくださいませんか。

【横内正太郎教諭】

生徒はまず授業の最初に、家庭科で既にそれを学んでいるという前提で始めましたので、成年年齢が引き下げられるということについては知っていたのですけれども、改めて自分自身の行動について自分自身で責任を取らなければならないということについて、今まで当たり前前に契約してきたからこそ、その法的責任を負うことについてちょっと心配だというような意見も結構多く見られました。

また、やはり多かったのがクレジットカードを使うであるとか、賃貸借契約をするであるとか、あるいはリボ払いもそうですけれども、大学に上がった際に生活の中で直面する契約という場面で自分が不利な立場に置かれるかもしれないから、今のうちに情報を調べておいたり、今のように軽率に行動しないようにしようといった、そういった自分の行動を振り返って戒める内容の感想を書いている生徒も非常に多く見られましたので、知識もしっかりと身に付いていたと思いますし、自分のことを振り返るという意味ではそういうことをしっかりできていたのではないかなと思います。

【法務省】

ありがとうございます。生徒さんの反応について、藤野先生から何か補足はございますでしょうか。

【藤野愛教諭】

質問づくりの中で、どういう背景があって成年年齢が引き下げられたかということ調べた生徒たちの報告の中で、そんなに自分たちが期待されてというか大事にされて成年年齢を引き下げてもらったならば、選挙に行かなきゃねという言葉が自分たちで出ていましたので、動画では拾えなかったのですが、そんな話もありました。

【法務省】

ありがとうございます。それではもう1問ほど。主に藤野先生に対する質問になろうかと思えます。先ほど藤野先生の御講演の中で質問づくりの焦点を何にするかが重要というお話がございましたけれども、その焦点を何にするか、テーマを選ぶ観点について教えてくださいませんか。

【藤野愛教諭】

今回は法教育セミナーをするに当たり、法務省の方や弁護士の方にもアドバイスいただきましたので、今回の四つについては私が作った四つをたたき台にして練り上げて、ここだけは押さえたいというものに絞り込ませていただきました。先ほどお話しいただきました法務省民事局付周藤先生の内容に大体四つがヒットしておりましたので、グッとガッツポーズをいたしたところでした。何を身に付けさせたいかというところで絞るべきだと思います。

8. 全体会

【法務省】

ただ今から、全体会を開始させていただきます。全体会の司会を務めます、法務省大臣官房司法法制部の菊地と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

全体会では、まず基調講演講師の笠井先生に、本日の分科会についての感想をお伺いし、その後、各分科会で講師をお務めいただいた石橋先生、柴田先生、藤野先生、横内先生に、「法教育授業に関する悩みの乗り越え方」についてお話をお伺いします。

【笠井正俊教授】

ありがとうございます、お疲れ様でございました。全部を伺いたかったところなのですが、体が一つしかございませんので、順番に回らせていただきました。高校・中学・小学校と回りまして、資料は全部拝見しております。高校は成年年齢引下げ、中学校は多数決で決めるのがいいのかという話でした。小学校では、ゲームソフトの貸し借りの法務省教材を使っておられたと思いますので、約束を守るといったことはどういったことなのかというお話だったかと理解しております。

その三つの校種に共通したところがあると思いましたが、自分たちの身近な問題として生徒児童に捉えてもらうことが大事だなということです。三つの題材共にそういったところを狙って授業がされていたと感じました。それは、充実した授業のために重要なことで、自分たちに近い問題からどういうふうに一般的な法の意味につながっていくのかといった大切な事柄を生徒児童の皆さんが理解しておられると感じた次第です。

手前味噌で申し訳ないのですが、私は弁護士や裁判官、検察官になる人の養成をする法科大学院で教えていますし、法学部でも教えているのですが、大学や大学院の勉強でもやはり自分たちの身近な、例えばアパートの賃貸借という話をした方が食いつきが良く、また、もう少し複雑な法律問題でも、「弁護士になるのであれば、依頼者がこう質問したらあなたはどうか答えるのか」というふうな投げかけを学生との間でやっているものから、大学も含めて同様の話なのだと感じました。

個別の授業について少し補足いたします。福岡高校の授業を拝見しまして、成年年齢引下げを自分たちの身近な問題として捉える機会を与えておられる、非常に意義のある授業であると思えました。そして、それとの関係で、法的なものを見方をかなり高い程度まで理解させていたと感じております。また、質問作りの授業で、視点が変容したと答えた割合が非常に高いところからも、大変意義がある授業だったのだろうという感想を持っております。

中学校の授業については、感覚的な話となると人によって違う話で、人によって違うものを多数決によってどこまで決められるのかといった話は非常に重要な問題でありまして、多数決でどこまで決められるのかという問題は、中学校という発達段階を考えますと、と

でも適切なテーマなのだろうと思いました。報告の中で、柴田先生と生徒さんとのやり取りがあったのですが、そこで「真っ当な多数決」という発言が出て私はびっくりしました。これは素晴らしい発言だと感心したのです。これも手前味噌ですけども、手続法を専門にしていることもあって、手続や議論を尽くすことの重要性というのはいつも学生に教えているところなんです。それが憲法改正の話までできて、そういったことについて、多数決ということから真っ当な多数決、つまりどういったものならば多数決で決めていいのか、少数者保護のためにどのようなものが必要なのかということについての学びが得られていると感じた次第でございます。

それから小学校については最後のところだけ拝見して、御質問と石橋先生のお答えのみしか聞けなかったのが大変申し訳ないのですが、弁護士さんの協力等について意義があることが分かりました。子供の生活経験を自分たちの問題として理解してもらって、約束を守ることがどれだけ大事か、借りる方も貸す方もどちらの立場でも約束を守るということを理解してもらうことで、まさに法の果たす役割や契約の持つ意味ということに将来年齢が上がっていけばつながっていく授業であり、法教育の重要な役割が果たされていると感じた次第でございます。

以上です。どうもありがとうございました。

【法務省】

笠井先生ありがとうございました。参加者の皆様には「法教育授業に関して、悩んでいること」について、アンケートにお答えいただきました。本日は、お答えが多かったものを中心に、分科会講師の先生方にアドバイスをいただこうと思います。

アンケートではまず、「具体的な授業のやり方がわからない」という声が多く見られましたので、この点からお伺いしたいと思います。福岡高校の横内先生、いかがでしょうか。

【横内正太郎教諭】

特に専門的な知識が絡む分野においては、一から問い立てであるとか、どういった学習活動をするかという授業構成を自分自身で考えることは非常に負担が大きいというのはその通りだなと思います。そのため今回使用したリーフレットもそうですが、講演の方でも紹介された、既に作られた教材に沿って授業を行うことも一つの方法ではないかと思いません。

やり方を探すという方法で私が実践しているのは、福岡県教育センターホームページの授業案データベースです。そちらのデータベースを見てみたりしながら、自分の科目に限らずいろいろな科目の中からどういう問いを立てているのかとか、評価はルーブリックをどのように作っているのかとか要素を抜き出して、そこから生徒の実態に応じて構築していくという形を取れば、ゼロから考えるという負担、やり方が分からないというところは少し解消できるのではないかと思います。

【法務省】

ありがとうございます。弥永小学校では法務省法教育推進協議会の視聴覚教材を使って授業をしていただきましたが、弥永小学校の石橋先生、この視聴覚教材はいかがでしたでしょうか。

【石橋剛克校長】

子供たちの日常生活のよくあるトラブルが事例となっているので、子供が自分の生活経験を結びつけやすかったと思います。また、事例が焦点化されていて、時間もちょうど良かったので、小学生にとっては良かったかなと思います。あとは問題提起と解説場面が分かれていたため、我々教員にとっても活用しやすい動画だったなと思います。

【法務省】

ありがとうございます。具体的な授業のやり方ということについて、福岡高校の藤野先生、法教育授業を行う時にどういう工夫をされていますでしょうか。

【藤野愛教諭】

教員が教えるということを極力減らして、生徒を先生役にするという機会を増やしています。分科会で今回御紹介した質問作りもその一つの手法です。Q F Tと調べると質問作りがヒットします。本も出ていますので、見ていただければと思います。

そして、生徒にとってリアルな題材を取り上げるようにしています。例えば、契約についてのロールプレイングなのですが、長い時間のロールプレイングはできないのですが、今回やったものとしては隣同士のペアワークとして「宅配でピザを頼んだ」というお題を行いました。自分の気持ちはシーフードピザを食べる気持ち満々で注文したが、届いたピザを玄関に取りに行くと照り焼きチキンの匂いがする、違うピザが届いたと。さあお客さんと宅配員になって、どうするか2分話してというような、本当にありそうな話を題材にして話し合わせる。「じゃんけんで買った方がお客さんね」という形にして、電子黒板にはピザの写真が出てきているというような形で、リアル感も出すなどICTを使うということも心がけています。

【法務省】

ありがとうございました。アンケートではこの他に、法教育授業に関する悩みとして、法律に関する自信がないという声も多く寄せられました。この点に関して、横内先生はどのような考えをお持ちでしょうか。

【横内正太郎教諭】

法律も細かいところまで見ていけば制定された背景から判例からいろいろなものがある

と思うのですけれども、学校で法律について教える教員が身に付けておくべき知識は教科書資料集・用語集といったような生徒が使うようなものの部分をしっかり隅々と頭に入れておくところまででいいと思います。

私はたまたま法学部の出身ですが、逆に法律を専門的に学んでいないからこそ、なぜそういうルールが作られたのだろうか、どういう背景で作られたのだろうか、あるいはこの法律は本当に問題がないだろうかといったような、知識がないからこそ疑問に思う点、教員が疑問に思う点も出てくるのではないのでしょうか。そういった疑問をピックアップして、それらを生徒に考えさせる問いとして使うということも考えられるのではないかなと思います。

専門知識がないという前提の元で、問いを基に生徒に考えさせ、思考力・判断力を養うということが現代の教育には求められているのではないかなと個人的に考えております。専門的な知識を細かく教えていく必要があるかという点、それは大学に任せて、高校ではむしろ疑問の部分を話し合ったり調べたりする活動の中で解決していく授業の方が生徒に力をつけるには良いのかなと思っています。

【法務省】

ありがとうございます。同じ問題について福岡教育大学附属小倉中学校の柴田先生にお伺いしたいと思います。法律に関する知識に自信がないということについて、柴田先生どのようにお考えでしょうか。

【柴田康弘教諭】

基本的に今横内先生がおっしゃったのと同じような考えを私自身も持っております。教師は法律の専門家ではありませんので、私自身も疎いところがありまして自信は持っていません。自信がない部分については、先ほど福岡県の弁護士会から説明があったように、利用できるサポートを受けながら子供たちに学びを提供したいと思うのですが、法律に関する知識は未熟であっても、教育に関しては未熟と言ってはいけないと我々は思っていますので、そこに関してはしっかりと研鑽するという点です。また、先ほど中学校の発表の中でもお伝えしましたが、教師の役割は学び・知識を教授するものではなく、そうした学び、もう少し言うと法的に考える習慣づけのプロデューサーでなければならないと思っています。違う言い方をするとコーディネーターと言っているのかもしれない。

そういった意味では専門家の方との連携で間に入って、学校なり授業なり先生なりが目指す教育の目的に合致した専門家との協働をプロデュースしていく必要があるかなと思っています。

【法務省】

ありがとうございます。柴田先生から法律の知識については専門家と連携するのが良い、

コーディネーターになるのが良いというお話がありましたが、今回弥永小学校では弁護士
の先生と連携して授業を実施されました。石橋先生は専門家と連携することについてどの
ようにお考えでしょうか。

【石橋剛克校長】

柴田先生のお話にもありましたが、教員は教えるプロです。授業自体は教員が目標に沿
って構成していく。その中で専門家、その分野のプロに何をしてもらうのか、役割を明確
にしながらしっかりと打合せをして授業を進めていくことが重要だと思います。あくまで
も教員主導。その上で専門家を授業で活用するのは、子供たちが本物に触れるという効果
が大きいと思うからです。その道のプロの話、雰囲気、道具とか服装とか、そのようなも
のに触れることは子供たちにとって影響が大きいとっていて、キャリア形成にも良い影
響を及ぼすと考えています。

子供がいろいろな分野で活躍している人に出会っていくことによって、その職業に憧れ
を持ったりということが一番大事なのではないかと思っています。

【法務省】

ありがとうございます。藤野先生は専門家と連携した授業についてどのようにお考えで
しょうか。

【藤野愛教諭】

石橋先生にお話しいただいたように、プロに触れて知識を得るということで、本校の生
徒は一学期の終業式の日、七月末なのですけれども、全校30教室をつないで弁護士の春
田久美子先生にお話をいただきました。現代社会や家庭科で学んだ知識、これが実生活で
起こるリアルなケースとつながって、自分ごとになっていくという効果を得られたと思
います。

家庭科の授業で取り上げたキャッチセールスの例をお話ししますと、アンケートに答
えただけなのにサービスを購入させられるという内容だと学ばせたのですが、春田弁護士か
ら、福岡県内の大学生がアンケートにただ答えただけのつもりが、個人情報消費者金融
に登録されてしまって、借金を負うことになってしまったという詐欺被害があったという
内容をお話いただいたり、同じ被害に遭った人たちを集めて被害者対策弁護団が作られた
ということも教えていただきました。生徒はすぐに大学生になりますので、本当に身近な
大学生が被害に遭っていること、そしてもし被害に遭っても救済してもらえる方法がある
のだということを知る機会をいただきました。以上です。

【法務省】

ありがとうございます。ところで来年から新しい科目「公共」が始まりますが、横内先

生，この「公共」において法律専門家との連携等はお考えでしょうか。

【横内正太郎教諭】

まず、「公共」では特に新しい時代の中で自分で考えて主体的に行動できるような生徒を育てるという目標が立てられていると思うのですが、主体的に行動するというところに着目すると、何か困ったことになった時、紛争になったり被害に遭ったりした時に、どうすればいいのかが分かるということが結構大きな部分ではないかと思っています。

具体的に専門家と連携をする場面という話なのですが、先ほど藤野先生からお話をいただいたとおり、例えば、消費者問題であれば、弁護士の先生方は具体的な事例をたくさん扱っておられるので、被害に遭った方々は共通項としてどういう考え方を持っているのか、どういう行動をとっていたからそうなってしまったのかといったような、実際の事例をベースとしないと見えてこないようなところをお話しいただいたりすることが考えられます。あるいは、大学生になるといったことを想定するのであれば、アルバイトの場面で労働問題に直面したり、学校の中で深くは触れない税金や社会保障制度、あるいは金融関係など、生活をする上では必ず必要な知識ではあるけれども学校の授業では深く学ぶ機会が少ない分野について考えたりする機会が増えると思いますので、このような分野について専門家の方々と連携してやっていければ、生きた知識が身に付くのではないかなと思っています。

【法務省】

ありがとうございます。第一部で紹介させていただきましたとおり、法務省や各地の弁護士会、検察庁や裁判所では学校から御要望があれば裁判官、検察官、弁護士を学校へ派遣して、無料で出前授業を行っておりますが、法律専門家は敷居が高く連絡がしにくいという声も聞かれます。この点について、藤野先生はどのようにお考えでしょうか。

【藤野愛教諭】

はじめて弁護士の先生に講演会のお願いをしたのが昨年度なのですが、やはり最初はお電話をすることに躊躇しました。福岡高校は、福岡県の家庭科研究部会の役員をしております、本校のOGである春田弁護士に家庭科の教員向けの90分間の講演をお願いしたいということになったのですが、最初はやはり直接お電話することが憚られて校長先生に頼み連絡を取っていただきました。しかし、御快諾いただいた後は私の方からお電話やメールでたくさん連絡させていただき、教員向けの研修とは別に、本校の生徒にもお話をしただく時間を作っていただくことをお願いしました。

最初の一步は少し勇気がいるのですが、いったんお話しさせていただくと後は親身に相談に乗っていただけると思います。

【法務省】

ありがとうございます。第一部では福岡県弁護士会から出前授業についての具体的な御案内がございましたが、福岡地方検察庁においても検察官や検察事務官を講師として学校に派遣する出前授業や、検察庁に生徒さんたちに来ていただき授業を行う移動教室を実施しております。検察庁の窓口は、広報窓口・企画調査課又は検察広報官になります。そこにご相談いただけましたら可能な限り学校の御要望に沿うような準備をすることが可能だと聞いておりますので、ぜひ積極的に御活用いただけたらと思います。

ところで法律専門家に講師を頼みたいけれども、授業内容についての打合せや調整に時間を要するのではないかと躊躇してしまうという声もよく聞かれます。この点について、柴田先生はどのようにお考えでしょうか。

【柴田康弘教諭】

敷居が高いというのは教師にとって、というところが大きいのではないかと思います。堅い・難しい内容をやっていただくと思うので敷居が高くなるのだと思います。先ほどの弁護士会の皆さんであったり検察庁の制度であったり派遣制度があるのはよく知っているのですが、ドラマとかでは裁判官や検事、弁護士の方が主役になって活躍するドラマがたくさんあるので、子供たちはドラマを通して見ていると思うのですが、例えば、これを実現できるのであれば是非うちの学校でお願いしたいと思うのですが、法曹三者で連携して、検事さんと弁護士さんと裁判官の方と一緒に学校に来ていただいて、第一部はドラマと同じところ違うところについて対談していただく。第二部は同じ事件・事例を取り上げた時に、立場が違ふとどう見え方が違ふかについて語っていただくという企画をしても良いと思います。

その中で法曹三者に共通して見られる法的な見方・考え方とか、仕事によって寄り添うべき立場の違いなどが見えてくるのではないかと思います。そういうプロデュースをしたいと思ってしまいます。

これは社会科としては民事裁判・刑事裁判の仕組みの勉強になるのですが、一方でキャリア教育としての学習にもなります。また、派遣してイベント1回で終わることは良くないと僕はずっと言っているのですが、例えば、そのような見方を通して子供たちが体験をすると、先ほどの本校の授業のように、それ以降に何か起きた時に同じ見方をして考えていくということに当然なるわけです。法曹三者の方が同じ見方でものを切ってくれれば子供たちはいろいろな角度からものを見られるようになると思います。言い方は悪いですがそのくらい軽いノリで、難しい頼み方をするのではなく、楽しそうだなと僕は思いながら言っているのですが、そういうことができたなら良いかなと思っております。テレビ局とかとタイアップして実際に俳優の方にも来ていただくとなったら生徒もキャーキャーなるなと思ってはいるのですが。

【法務省】

ありがとうございます。具体的にいろいろ御提案をいただきました。このように御提案をいただければこちらの方でもいろいろ実施方法等を検討させていただきたいと思いますので、皆様ぜひお気軽に御相談いただければと思います。

時間が迫ってまいりましたので、最後に、小学校・中学校・高校それぞれにおいて法教育を行うことの意義について一言ずついただけますでしょうか。石橋先生からお願いいたします。

【石橋剛克校長】

小学校は子供たちが将来大人になっていく上での基盤となる基礎・基本を培う期間だろうと思っています。今回のような法教育授業において一番大事なことは、子供たちの生活経験・生活場面での出来事と世の中の仕組みがちゃんとつながっているということを教えていくことだと思っています。

【法務省】

ありがとうございます。柴田先生お願いいたします。

【柴田康弘教諭】

中学校は小学校と高校をブリッジする、義務教育の最後になります。もうあと3年すれば選挙権年齢・成年年齢を迎えますので、法的な見方・考え方というのを明示しなくとも子供たちが意識的に物事を考える時の枠組みとして機能するように、常時活動としてそういうものが息づくような授業を社会科に限らずいろいろな教科で実施できれば良いなと思っています。

【法務省】

ありがとうございます。藤野先生お願いいたします。

【藤野愛教諭】

高校ではすぐに成年を迎えますので、そういう子たちとリアルな教材で法教育を学ぶということ。教員と生徒の時間を少し費やすこと。これが将来の大切な投資になると思います。

【法務省】

ありがとうございます。最後に横内先生お願いいたします。

【横内正太郎教諭】

高校の特徴として選挙権を在学中に持ち、在学中に成年になるということが挙げられると思います。その意味では土台ができてしっかりと考えられるようになった上で、実際に社会に出ていく準備が高校でできるということが大事だと思います。社会に出て求められるような考え方や行動、そういうものを高校という準備・練習の場で、授業の中でやっていくことができれば、法教育というものも社会に出る最終チェックと言いますか、最後の段階の完成場面として非常に大きな意味があるのではないかと思います。

9. 参考

● 基調講演

令和3年度法教育セミナー
令和3(2021)年8月17日
福岡ファッションビル

契約をめぐる紛争の予防および解決と法教育

京都大学大学院法学研究科教授 笠井正俊
(民事訴訟法等の民事手続法の分野を専攻しています)

1

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

● 法務省大臣官房司法法制部説明

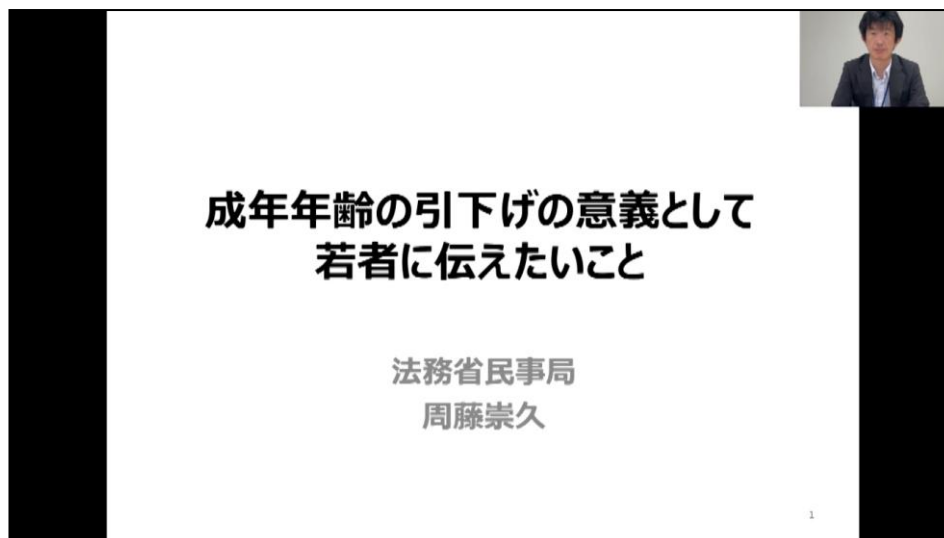
教員向け法教育セミナー
~来年4月に迫った成年年齢引下げに向けて~
『法教育推進協議会作成の
法教育教材の活用方法』

ルールは誰のもの?
学習指導要領に法教育を
未来も切り拓く法教育
法教育視聴覚教材
18歳を迎えるまで

法務省大臣官房司法法制部
参事官 川副 万代

法務省
MINISTRY OF JUSTICE

● 法務省民事局説明



成年年齢の引下げの意義として
若者に伝えたいこと

法務省民事局
周藤 崇久

1

令和3年8月
法教行

Speaker: 周藤 崇久

● 消費者庁説明



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

令和3年8月
法教行

若年者の消費者教育について



消費者ホットライン188
イメージキャラクター
「イヤヤン」



消費者庁消費者教育推進課
課長補佐 荒井 寛

Speaker: 荒井 寛

● 福岡県弁護士会説明



出前授業の方法や費用について

- ▶ 体育館や講堂での授業や、各クラスに1人弁護士を派遣して授業
- ▶ 複数弁護士を派遣する場合であっても無料で対応可
※ただし先着150クラスに限る
- ▶ オンライン授業も対応可

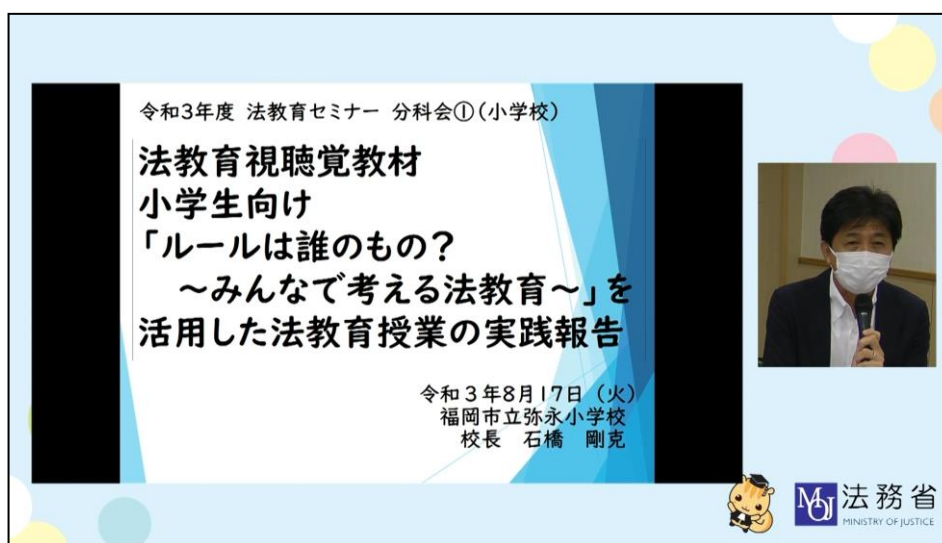


法教育研究会

- ▶ 弁護士と学校の先生との意見交換の場
- ▶ 2か月に1回程度のペースで開催
次回 2021年9月11日（土）16時～に開催
- ▶ 最近の内容
→ 「公共」に対する弁護士の関わり方
→ 「少年の日の思い出」
を使った法教育教材の作成




● 小学校分科会




令和3年度 法教育セミナー 分科会①(小学校)

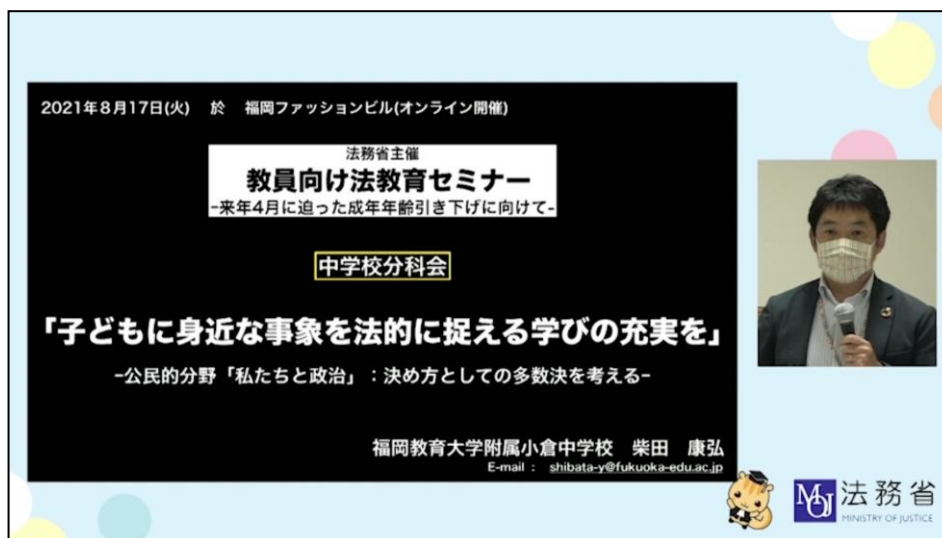
**法教育視聴覚教材
小学生向け
「ルールは誰のもの？
～みんなで考える法教育～」を
活用した法教育授業の実践報告**

令和3年8月17日(火)
福岡市立弥永小学校
校長 石橋 剛克



 **法務省**
MINISTRY OF JUSTICE

● 中学校分科会




2021年8月17日(火) 於 福岡ファッションビル(オンライン開催)


法務省主催
教員向け法教育セミナー
-来年4月に迫った成年年齢引き下げに向けて-

中学校分科会

「子どもに身近な事象を法的に捉える学びの充実を」
-公民的分野「私たちと政治」：決め方としての多数決を考える-

福岡教育大学附属小倉中学校 柴田 康弘
E-mail : shibata-y@fukuoka-edu.ac.jp





 **法務省**
MINISTRY OF JUSTICE

● 高等学校分科会

法教育の在り方と授業構成

福岡県立福岡高等学校 教諭 横内 正太郎

令和3年8月17日(火)
令和3年度 法教育セミナー分科会

18歳を迎える君へ

法教育リーフレット

法教育セミナー
〈高等学校分科会〉

令和3年8月17日(火)

福岡県立福岡高等学校
教諭 藤野 愛




● 全体会

